

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案参照条文

目次

○ 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）（抄）	1
○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）	2
○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）（抄）	2
○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	5
○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）（抄）	24
○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）	25
○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）	30
○ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（抄）	30
○ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）	34
○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）	34
○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）	36
○ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）	41
○ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）	43
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	46
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）	47
○ 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）（抄）	48
○ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）	50
○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	52
○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）	71
○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第一百十八号）（抄）	74
○ 金融庁設置法（平成十年法律第三百三十号）（抄）	75
○ 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）（抄）	77
○ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）	83
○ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）（抄）	85
○ 信託業法（平成十六年法律第五十四号）（抄）	86

○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	116
○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄）	91
○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（抄）	92
○ 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）（抄）	99
○ 電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）（抄）	100
○ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）	100
○ 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）（抄）	116

第三十五條の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（無尽業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（無尽業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。）第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。）第三十五條の三の第一項を除き、以下同じ。）を行う者として、指定することができる。

一 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号二において同じ。）であること。

二 第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消の日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に執行を受けることができない者として内閣府令で定める者

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けていた当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消の日以前一月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に執行を受ける者を含む。ニにおいて同じ。）であつた者でその取消の日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けていた当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消の日以前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消の日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務の構成が紛争解決の公正な実施及び技術的な基礎を有すること

六 役員又は職員が紛争解決の公正な実施及び技術的な基礎を有すること

七 紛争解決等業務の実施に関する規程（以下この条及び次条において「業務規程」という。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ確に実施するために十分であると認められること。

八 第三項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約（紛争解決等業務の実施に指定紛争解決機関（この項の規定による指定を受けた者をいう。）の他の手続実施基本契約の内容（第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）の解除に関する事項その他の内容）同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するた

下の割合となつたこと。

（略）

二 第一項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、無尽会社に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならぬ。

四 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該

当して、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該

報で告示しなければならぬ。

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）

（兼営の認可）

- 第一条（銀行その他の金融機関（政令で定めるものに限る。以下「金融機関」という。）は、他の法律の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第二条第一項に規定する信託業及び次に掲げる業務（政令で定めるものを除く。以下「信託業務」という。）を営むことができる。）
- 一 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業
  - 二 信託受益権売買等業務（信託受益権の売買等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十五条の五第一項に規定する信託受益権の売買等という。）を行う業務をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）
  - 三 財産の管理（受託する信託財産と同じ種類の財産について、次項の信託業務の種類及び方法に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）
  - 四 財産に関する遺言の執行
  - 五 会計の検査
  - 六 財産の取得、処分又は貸借に関する代理又は媒介
  - 七 次に掲げる事項に関する代理事務  
ハ 第三号に掲げる財産の管理  
ロ 財産の整理又は清算  
ハ 債権の履行  
ロ 債務の履行
- （略）

○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）（抄）

- ② 第九十二条の二 特定信用事業代理業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。
- ③（略）

第九十二条の四（略）

- ② 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「特定信用事業代理行為」と、「特定信用事業代理行為」とあるのは「農業協同組合法第一一条の五に規定する特定貯金等契約」と、「銀行代理業務再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業務再委託者」と、「銀行代理業務再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業務再委託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の二第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の二第二項各号」と、同法第五十二条の四十四第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の二第二項各号」と、同法第九十二条の五と、同法第五十二条の五十一第一項中「第二十条第一項及び第二十二項並びに第二十一条第一項及び第二十二項の四十五の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五」と、同法第五十二条の二十八第一項及び第二十二項の二十九第一項」とあるのは「農業協同組合法第五十四条の三第一項及び第二十二項と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十二条の五（略）

- ② 電子決済等代行業者は、特定信用事業電子決済等代行業を営もうとするときは、次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。
- ③ 主務大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなくてはならない。
- ④ 主務大臣は、第一項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者が、この法律若しくは農林中央金庫法又はこの法律に基づく主務大臣の処分が違反した場合その他特定信用事業電子決済等代行業者の業務に著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、特定信用事業電子決済等代行業者の廃止を命じた場合には、主務大臣は、その旨を官報で告示するものとする。
- ⑤ 前項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者の廃止を命じた場合には、主務大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

⑥ (略)

第九十二条の六 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として、この項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別(紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をいう。以下同じ。)が信用事業等である場合にあっては主務省令で、共済事業等である場合にあっては農林水産省令で定める者

② 五〇八 (略) ⑥ (略)

第一百条 次に掲げる場合には、組合若しくは農事組合法人の役員、清算人若しくは第三十七条の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者(特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)又は認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

二 法律の規定に基づいて組合又は農事組合法人が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

三 第九十一条第一項又は第九十二条の九において準用する場合を含む。)の政令で定める登記をすることを怠つたとき。

四 (略) 第九十一条の二の規定による行政庁の認可を受けずして第十條第六項第八号の二の事業を行つたとき。

五 第九十一条の二の規定による行政庁の認可を受けずして第十條第六項第八号の二の事業を行つたとき。

六 第九十一条の二の規定による行政庁の認可を受けずして第十條第六項第八号の二の事業を行つたとき。

七 第九十一条の二の規定による行政庁の認可を受けずして第十條第六項第八号の二の事業を行つたとき。

八 第九十一条の二の規定による行政庁の認可を受けずして第十條第六項第八号の二の事業を行つたとき。

九 第九十一条の二の規定による行政庁の認可を受けずして第十條第六項第八号の二の事業を行つたとき。

十 第九十一条の二の規定による行政庁の認可を受けずして第十條第六項第八号の二の事業を行つたとき。

十一 第九十一条の二の規定による行政庁の認可を受けずして第十條第六項第八号の二の事業を行つたとき。

十二 第九十一条の二の規定による行政庁の認可を受けずして第十條第六項第八号の二の事業を行つたとき。

十三 第九十一条の二の規定による行政庁の認可を受けずして第十條第六項第八号の二の事業を行つたとき。



三十八 第三十七条の三第一項において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

三十九 第三十七条の三第一項において準用する会社法第三百九十八条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

四十 第四十三条の二、第四十三条の三第二項若しくは第四十三条の四第二項（これらの規定を第三十八条第五項及び第七十二条の三において準用する場合を含む。）及び第七十条の三第五項において準用する場合を含む。）又は第四十八条の二第二項若しくは第四項（これらの規定を第七十条第二項及び第七十條第二項及び第七十條の二、第四十三条の六の二において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の三第一項（第四号及び第六号を除く。）の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

四十一 第四十六条の二（第五十八条第七項及び第七十二条の三において準用する場合を含む。）の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

四十二 第四十九條第二項又は第五十条第二項（これらの規定を第五十条の二第四項、第五十条の四第四項、第五十四條の五第三項（第七十三條第二項において準用する場合を含む。）第六十五條第四項（第七十條第二項及び第七十三條第四項において準用する場合を含む。）第七十條の三第五項及び第七十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して出資一口の金額を減少し、信用事業の全部若しくは一部を譲渡し、若しくは譲り受け、共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、共済事業に係る財産を移転し、非出資組合若しくは非出資農事組合法人に移行し、合併をし、第七十條第一項の規定による権利義務の承継をし、又は新設分割をしたとき。

四十三 第五十条の二第七項（第五十条の四第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四十四 第五十条の三第二項又は第六十五條の二第三項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

四十五 第五十一條第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項（これらの規定を第七十三條第二項において準用する場合を含む。）若しくは第七項、第五十二條又は第七十二條の三十一の規定に違反したとき。

四十六 第五十四條第一項（第七十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

四十七 第七十二条の三において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定又は第七十二条の四十二第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

四十八 第七十二条の三において準用する会社法第五百二條の規定又は第七十三條第四項において準用する同法第五百二條本文の規定に違反して組合又は農事組合法人の財産を分配したとき。

四十九 清算の結了を遅延させる目的で、第七十二条の三において準用する会社法第四百九十九條第一項の期間又は第七十二条の四十第一項の期間を不当に定めたととき。

五十 第七十二条の三において準用する会社法第五百條第一項の規定に違反して債務の弁済をし、又は第七十二条の四十第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

五十一 準用銀行法第五十二條の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

五十二 準用銀行法第五十二條の四十九若しくは第九十二條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の十二の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

五十三 準用銀行法第五十二條の五十五又は第九十二條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の十六若しくは第五十二條の六十一の二十八第一項の規定による命令に違反したとき。

五十四 第九十二條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の二十一第一項の規定に違反して正当な理由がないのに名簿の縦覧を拒んだとき。

五十五 第九十七條の三第一項の規定により付した条件（第十一條の十二、第十一條の六十六第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項又は第九十一條の六十八第四項（同条第五項において読み替えて準用する第十一條の六十六第六項において準用する場合を含む。）の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

五十六 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

五十七 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

五十八 第九十八條の五十八第二項の期限までに調査の結果の報告をしなかつたときも、前項と同様とする。

五十九 第九十九條の五第五項において準用する同法第三百八十一條第三項の規定又は第三十七條の三第一項において準用する同法第三百九十六條第三項の規定による調査を妨げたとときも、第一項と同様とする。

(定義)  
第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一 国債証券

二 地方債証券

三 特別の法律により法人の発行する債券（次号及び第十一号に掲げるものを除く。）

四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）に規定する特定社債券

五 社債券（相互会社の社債券を含む。以下同じ。）

六 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（次号、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。）

七 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券

八 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資受権を表示する証券

九 株券又は新株予約権証券

十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券

十一 貸付信託の受益証券

十二 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券

十三 信託法（平成十八年法律第八号）に規定する受益証券発行信託の受益証券

十四 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの

十五 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）に規定する抵当証券

十六 外国又は外国の者の発行する証券又は証券で第一号から第九号まで又は第十二号から前号までに掲げる証券又は証券の性質を有するもの（次号に掲げるものを除く。）

十七 外国の者の発行する証券又は証券で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表

十八 示すものうち、内閣府令で定めるもの

十九 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十一項第三号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場（第八項

第三号に規定する外国金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引であつて第二十一項第三号に掲げる取引と類似の取引（金融商品

市場（第二十四項第三号の三に掲げるものに限る。）又は金融指標（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係るものを除く。）に係る

権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引に係る権利（以下「オプション」という。）を表

示する証券又は証券

二十 前各号に掲げる証券又は証券の預託を受けた者が当該証券又は証券の発行された国以外の国において発行する証券又は証券で、当該預託を受けた証券又は

証券に係る権利を表示するもの

二十一 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は

証券

2 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十

八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利並びに同項第十六号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有

するものに限る。）及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であつて内閣府令で定めるものに表示されるべき権利（以下この項及び次項において

「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されない場合においても、当該権利を当該有価

証券とみなし、電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。以下この項において同じ。）のうち、

流通性その他の事情を勘案し、社債券その他の前各号に掲げる有価証券とみなすことが必要と認められるものとして政令で定めるもの（第七号及び次項において

「特定電子記録債権」という。）は、当該電子記録債権を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証券に表示されるべき権利以外の権利であつて

も有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。

一 (略)

二 外国の者に対する権利で前号に掲げる権利の性質を有するもの（前項第十号に規定する外国投資信託の受益証券に表示されるべきもの並びに同項第十七号及

び第十八号に掲げる有価証券に表示されるべきものに該当するものを除く。）又は合同会社の社員権

三 外国法人の社員権で合資会社の社員権（政令で定めるものに限る。）又は合同会社の社員権

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合

契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する

法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する



る法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利（外国の法令に基づくものを除く。）のうち、当該権利を有する者（以下この号において「出資者」という。）が出資又は拠出した金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行う事業（以下この号において「出資対象事業」という。）から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であつて、次のいずれにも該当しないもの（前項各号に掲げる有価証券に表示される権利及びこの項（この号を除く。）の規定により有価証券とみなされる権利を除く。）

イ 出資者の全員が出資対象事業に關与する場合として政令で定める場合における当該出資者の権利

ロ 出資者がその出資又は拠出した額を超えて収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利（イに掲げる権利を除く。）

ハ 保険業法（平成七年法律第五十号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一項第十号に規定する共済事業を行う同法第四条に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二十二号）第一条第十号、第九十三号第一項第六号の二若しくは第九十号の二第一項第一号に規定する事業を行う同法第二条に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第六十八号）第九号の二第七項に規定する不動産特定共同事業契約（同法第九項に規定する特例事業者と締結したものを除く。）に基づく権利（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同法第九項に規定する特例事業者と締結したものを除く。）に基づく権利（イ及びロに掲げる権利を除く。）

ニ イからハまでに掲げるもののほか、当該権利を有価証券とみなさなくても公益又は出資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める権利

七 外国の法令に基づく権利であつて、前号に掲げる権利に類するもの

六 特定電子記録債権及び前各号に掲げるもののほか、前項に規定する有価証券及び前各号に掲げる権利と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益又は投資者の保護を確保することが必要かつ適当と認められるものとして政令で定める権利

三 この法律において、「有価証券の募集」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘（これに類するものとして内閣府令で定めるもの（次項において「取得勧誘類似行為」という。）を含む。）以下「取得勧誘」という。）のうち、当該取得勧誘が第一項各号に掲げる有価証券又は前項の規定により有価証券とみなされる有価証券表示権利、特定電子記録債権若しくは同項各号に掲げる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物の電子的方法により記録されるものに限る。）に表示される場合（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。）に限る。）以下「電子記録移転権利」という。）（次項及び第六項、第二項の第三項及び第五項並びに第二十三号の第三項において「第一項有価証券」という。）に係るものである場合（次項、場合にあつては第一号及び第二号に掲げる場合、第三項の第三項及び第五項並びに第二十三号の第三項において「第一項有価証券」という。）に係るものである場合に該当するものをいひ、「有価証券の募集」とは、取得勧誘であつて有価証券とみなされるものをいふ（第二項有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（電子記録移転権利を除く。）次項、場合にあつては第一号及び第二号に掲げる場合、第三項の第三項及び第五項並びに第二十三号の第三項において「第一項有価証券」という。）に係るものである場合に該

一 多数の者（適格機関投資家の有価証券に対する取得勧誘に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令で定める者をいう。以下同じ。）が含まれる場合に該当する者（適格機関投資家の有価証券を有する者として譲渡されるおそれがないものとして政令で定める場合を除く。）

二 前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ 適格機関投資家のみを相手方として行う場合であつて、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれがないものとして政令で定める場合

ロ 特定投資家のみを相手方として行う場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当するとき（イに掲げる場合を除く。）

(1) 当該取得勧誘の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合に於ては、金融商品取引業者等（第三十四条に規定する金融商品取引業者等）が自己のために当該取得勧誘を行うこと

(2) 当該有価証券がその取得者から特定投資家等（特定投資家又は非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいひ、政令で定める者に限る。）をいう。以下同じ。）以外の者に譲渡されるおそれがないものとして政令で定める場合に該当すること

ハ 前号に掲げる場合並びにイ及びロに掲げる場合以外の場合（当該有価証券の種類を同じくする有価証券の発行及び勧誘の状況等を勘案して政令で定める要件に該当する場合を除く。）であつて、当該有価証券が多数の者に所有されるおそれがないものとして政令で定める場合

三 この法律において「有価証券の売出し」とは、既に発行された有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘（取得勧誘類似行為に該当するものその他内閣府令で定めるものを除く。以下「売付け勧誘等」という。）のうち、当該売付け勧誘等が第一項有価証券に係るものである場合に於ては第一号及び第二

- 二 号に掲げる場合、当該売付け勧誘等が第二項有価証券に係るものである場合に於ては第三号に掲げる場合に該当するもの（取引所金融商品市場における有価証券の売買及びこれに準ずる取引その他の政令で定める有価証券の取引に係るものを除く。）をいう。
- 一 多数の者として適格機関投資家が含まれる場合であつて、当該有価証券がその取得者である適格機関投資家から適格機関投資家以外の方に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）を相手方として行う場合として政令で定める場合（特定投資家のみを相手方として行う場合を除く。）
- 二 前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合
  - イ 適格機関投資家のみを相手方として行う場合であつて、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の方に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合
  - ロ 特定投資家のみを相手方として行う場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当するとき（イに掲げる場合を除く。）
    - (1) 当該売付け勧誘等の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合に於ては、金融商品取引業者等が顧客からの委託により又は自己のため、当該売付け勧誘等を行うこと。
    - (2) 当該有価証券がその取得者から特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当すること。
- ハ 前号に掲げる場合並びにイ及びロに掲げる場合以外の場合（当該有価証券の種類を同じくする有価証券の発行及び勧誘の状況等を勘案して政令で定める要件に該当する場合を除く。）であつて、当該有価証券が多数の者に所有されるおそれが少ないものとして政令で定める場合
- 三 この法律において、「発行者」とは、有価証券を発行し、又は発行しようとする者（内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者）をいうものとし、証券又は証券に表示されるべき権利以外の権利で第二項の規定により有価証券とみなされるものについては、権利の種類ごとに内閣府令で定める者が内閣府令で定める時に当該権利を有価証券として発行するものとみなす。
- 六 この法律等第五章を除く。第四項第二号ロに掲げる場合に該当するもの（取引所金融商品市場における有価証券の売買及びこれに準ずる取引その他の政令で定める有価証券の取引に係るものを除く。）をいう。
- 一 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を取得すること。
- 二 当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を取得することを内容とする契約をすること。
- 三 当該有価証券が新株予約権証券（これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券を含む。）以下この号において同じ。）である場合において、当該新株予約権証券を取得した者が当該新株予約権証券の全部又は一部につき新株予約権（これに準ずるものとして内閣府令で定める権利を含む。）以下この号において同じ。）を行使しないときに当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約をすること。
- 七 この法律において「有価証券届出書」とは、第五条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）以下同じ。）の規定による届出書及び同条第十三項の規定によりこれに添付する書類並びに第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書をいう。
- 八 この法律において「金融商品取引業」とは、次に掲げる行為（その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるもの及び銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）その他政令で定める金融機関が行う第十二号、第十四号、第十五号又は第二十八条第八項各号に掲げるものを除く。）のいずれかを業として行うことをいう。
  - 一 有価証券の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。）以下同じ。）のいずれかを業として行うこと
  - 二 有価証券の売買（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係る市場デリバティブ取引（以下「商品関連市場デリバティブ取引」という。）を除く。）又は外国市場デリバティブ取引（有価証券の売買にあつては、第十号に掲げるものを除く。）
  - 三 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理（有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、第十号に掲げるものを除く。）
  - 四 取引所金融商品市場（取引所金融商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ。）における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
  - 五 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理（以下「店頭デリバティブ取引等」という。）
  - 六 有価証券の引受け（有価証券の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に際し、第六項各号に掲げるものいづれかを行うことをいう。）
  - 七 有価証券（次に掲げるものに限る。）の募集又は私募

- イ 第一項第十号に規定する投資信託の受益証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第二條第一項に規定する委託者指図型投資信託の受益権に係るもの
- ハ 第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券
- ロ 第一項第十六号に掲げる有価証券のうち、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するもの
- 二 第二項の規定により有価証券とみなされるもの
- ホ 第二項の規定により有価証券とみなされるもの
- ヘ 第二項の規定により有価証券とみなされるもの
- ト 第二項の規定により有価証券とみなされるもの
- イ 八 有価証券の募集又は売却は、特定投資家向け売却が勧誘等の取扱い
- イ 九 有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる有価証券の決定方法又はこれに類似する方法により行うもの（取り扱う有価証券の種類等に照らして取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場（第六十七條第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）以外において行うことが投資者保護のため適当でないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）
- イ 十 競売の方法（有価証券の売買高が政令で定める基準を超えない場合に限る。）
- イ 一 第六十七條の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券（以下「店頭売買有価証券」という。）について、当該登録を行う認可金融商品取引業協会が公表する当該有価証券の売買価格を用いる方法
- イ 二 顧客の間の交渉に基づく価格を用いる方法
- イ 三 当事者の一方が相手方に対して次に掲げるものに関し、口頭、文書（新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの、不特定多数の者により随時に購入可能なものを除く。）その他の方法により助言を行うことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うことを約する契約（以下「投資顧問契約」という。）を締結し、当該投資顧問契約に基づき、助言を行うこと。
- イ 四 有価証券の価値等（有価証券の価値、有価証券関連オプション（金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十八條第八項第三号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場において行う取引であつて同号に掲げる取引と類似の取引に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場に準ずるものとして内閣府令で定めるもの又はこれらに基づいて算出した数値をいう。）の対価の額又は有価証券指標（有価証券の価格若しくは利率その他金融商品の価値等（金融商品（第二十四條第三号の三に掲げるものにあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る。）の価値、オプションの対価の額又は金融指標（同号に掲げる有価証券に係るもの、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は行うべきデリバティブ取引の内容及び時期についての判断をいう。以下同じ。）））をいう。以下同じ。）
- イ 五 次に掲げる契約を締結し、当該契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の財産の運用（その指図を含む。以下同じ。）を行うこと。
- イ 六 投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十三項に規定する登録投資法人と締結する同法第八十八條第一項第四号に規定する資産の運用に係る委託契約
- イ 七 約
- イ 八 約
- イ 九 約
- イ 十 約
- イ 十一 約
- イ 十二 約
- イ 十三 約
- イ 十四 約
- イ 十五 約
- イ 十六 約
- イ 十七 約
- イ 十八 約
- イ 十九 約
- イ 二十 約
- イ 二十一 約
- イ 二十二 約
- イ 二十三 約
- イ 二十四 約
- イ 二十五 約
- イ 二十六 約
- イ 二十七 約
- イ 二十八 約
- イ 二十九 約
- イ 三十 約
- イ 三十一 約
- イ 三十二 約
- イ 三十三 約
- イ 三十四 約
- イ 三十五 約
- イ 三十六 約
- イ 三十七 約
- イ 三十八 約
- イ 三十九 約
- イ 四十 約
- イ 四十一 約
- イ 四十二 約
- イ 四十三 約
- イ 四十四 約
- イ 四十五 約
- イ 四十六 約
- イ 四十七 約
- イ 四十八 約
- イ 四十九 約
- イ 五十 約
- イ 五十一 約
- イ 五十二 約
- イ 五十三 約
- イ 五十四 約
- イ 五十五 約
- イ 五十六 約
- イ 五十七 約
- イ 五十八 約
- イ 五十九 約
- イ 六十 約
- イ 六十一 約
- イ 六十二 約
- イ 六十三 約
- イ 六十四 約
- イ 六十五 約
- イ 六十六 約
- イ 六十七 約
- イ 六十八 約
- イ 六十九 約
- イ 七十 約
- イ 七十一 約
- イ 七十二 約
- イ 七十三 約
- イ 七十四 約
- イ 七十五 約
- イ 七十六 約
- イ 七十七 約
- イ 七十八 約
- イ 七十九 約
- イ 八十 約
- イ 八十一 約
- イ 八十二 約
- イ 八十三 約
- イ 八十四 約
- イ 八十五 約
- イ 八十六 約
- イ 八十七 約
- イ 八十八 約
- イ 八十九 約
- イ 九十 約
- イ 九十一 約
- イ 九十二 約
- イ 九十三 約
- イ 九十四 約
- イ 九十五 約
- イ 九十六 約
- イ 九十七 約
- イ 九十八 約
- イ 九十九 約
- イ 百 約
- イ 百一 約
- イ 百二 約
- イ 百三 約
- イ 百四 約
- イ 百五 約
- イ 百六 約
- イ 百七 約
- イ 百八 約
- イ 百九 約
- イ 百十 約
- イ 百十一 約
- イ 百十二 約
- イ 百十三 約
- イ 百十四 約
- イ 百十五 約
- イ 百十六 約
- イ 百十七 約
- イ 百十八 約
- イ 百十九 約
- イ 百二十 約
- イ 百二十一 約
- イ 百二十二 約
- イ 百二十三 約
- イ 百二十四 約
- イ 百二十五 約
- イ 百二十六 約
- イ 百二十七 約
- イ 百二十八 約
- イ 百二十九 約
- イ 百三十 約
- イ 百三十一 約
- イ 百三十二 約
- イ 百三十三 約
- イ 百三十四 約
- イ 百三十五 約
- イ 百三十六 約
- イ 百三十七 約
- イ 百三十八 約
- イ 百三十九 約
- イ 百四十 約
- イ 百四十一 約
- イ 百四十二 約
- イ 百四十三 約
- イ 百四十四 約
- イ 百四十五 約
- イ 百四十六 約
- イ 百四十七 約
- イ 百四十八 約
- イ 百四十九 約
- イ 百五十 約
- イ 百五十一 約
- イ 百五十二 約
- イ 百五十三 約
- イ 百五十四 約
- イ 百五十五 約
- イ 百五十六 約
- イ 百五十七 約
- イ 百五十八 約
- イ 百五十九 約
- イ 百六十 約
- イ 百六十一 約
- イ 百六十二 約
- イ 百六十三 約
- イ 百六十四 約
- イ 百六十五 約
- イ 百六十六 約
- イ 百六十七 約
- イ 百六十八 約
- イ 百六十九 約
- イ 百七十 約
- イ 百七十一 約
- イ 百七十二 約
- イ 百七十三 約
- イ 百七十四 約
- イ 百七十五 約
- イ 百七十六 約
- イ 百七十七 約
- イ 百七十八 約
- イ 百七十九 約
- イ 百八十 約
- イ 百八十一 約
- イ 百八十二 約
- イ 百八十三 約
- イ 百八十四 約
- イ 百八十五 約
- イ 百八十六 約
- イ 百八十七 約
- イ 百八十八 約
- イ 百八十九 約
- イ 百九十 約
- イ 百九十一 約
- イ 百九十二 約
- イ 百九十三 約
- イ 百九十四 約
- イ 百九十五 約
- イ 百九十六 約
- イ 百九十七 約
- イ 百九十八 約
- イ 百九十九 約
- イ 百 約

十六 第三号の三に掲げるもの振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項に規定する社債等の振替を行うために口座の開設を受けて社債等の振替を行うこと。

十七 前各号に掲げる行為に類するものとして政令で定める行為。

十八 この法律において「金融商品取引業者」とは、第二十九条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者（有価証券の売出しに該当するものを除く。）又は同条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（有価証券の売出しに該当するものを除く。）の委託を受けて、当該業者の事業その他の事項に関する説明を記載する文書であつて、相手方（相手方からの交付の請求があつた場合に交付するもの）をいう。以下同じ。）の委託を受けて、次に掲げる行為（同項に規定する投資運用業者が行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。）のいずれかを当該金融商品取引業者又は登録金融機関のために行う業務をいう。

一 有価証券の売買の媒介（第八項第十号に掲げるものを除く。）

二 第八項第九号に掲げる行為

三 第八項第十号に掲げる行為

四 第八項第十号に掲げる行為

11 この法律において「金融商品取引業者」とは、第六十六条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者（有価証券の売出しに該当するものを除く。）又は同条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（有価証券の売出しに該当するものを除く。）の委託を受けて、当該業者の事業その他の事項に関する説明を記載する文書であつて、相手方（相手方からの交付の請求があつた場合に交付するもの）をいう。以下同じ。）の委託を受けて、次に掲げる行為（同項に規定する投資運用業者が行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。）のいずれかを当該金融商品取引業者又は登録金融機関のために行う業務をいう。

141312 この法律において「認可金融商品取引業者」とは、第四章第一節第一款の規定に基づいて設立された者をいう。

1615 この法律において「金融商品取引所」とは、第八十条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けて金融商品市場を開設する金融商品取引所又は株式会社をいう。

1817 この法律において「取引所金融商品市場」とは、金融商品取引所の開設する金融商品市場をいう。

19 この法律において「金融商品取引所」とは、株式会社金融商品取引所（以下「株式会社」という。）を子会社（第八十条第三項ただし書の規定の子会社をいう。）とする株式会社であつて、第六十六条の十第一項の規定により内閣総理大臣の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の規定により内閣総理大臣の認可を受けて設立され、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引（以下「デリバティブ取引」という。）に参加できる者をいう。

2120 この法律において「市場デリバティブ取引」とは、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引をいう。

一 この法律において「市場デリバティブ取引」とは、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引をいう。

二 たときは差金の授受による一定の時期において金融商品及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつて金融商品の転売又は買戻しをし、当該授受の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引（以下「約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該金融商品の数値（以下「現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに對して対価を支払うことを約する取引

四 金融商品の売買（第一号に掲げる取引を除く。）

ロ 当事者が元本として定めた金額に達するまで（前号又は第四号の二に掲げる取引に達するまで）金融商品（第二十四項第三号及び第三号の三に掲げるものを除く。）の利率等（利率その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）又は金融商品（第二十四項第三号及び第三号の三に掲げるものを除く。）の利率等（利率その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）の約定利率期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方に決めた金融商品（第二十四項第三号及び第三号の三に掲げるものを除く。）の約定利率期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）

- 四の二 当事者が数量を定めた金融商品（第二十四項第三号の三に掲げるものに限る。以下この号において同じ。）について当事者の一方が相手方と取り決めた当該金融商品に係る金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引
- 五 当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた次に掲げるいずれかの事由が発生した場合において相手方が金銭を支払うことを約する取引（当該事由が発生した場合において、当事者の一方が金融商品、金融商品に係る権利又は金銭債権（金融商品であるもの及び金融商品に係る権利であるものを除く。）を移転することを約するものを含み、第二号から前号までに掲げるものを除く。）
- イ 法人の信用状態に係る事由その他これに類似するものとして政令で定めるもの
- ロ 当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難な事由であつて、当該当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるものとして政令で定めるもの（イに掲げるものを除く。）
- 令 各号に掲げるもののほか、これらと同様の経済的性質を有する取引であつて、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める取引
- 七 前各号に掲げるもののほか、これらと同様の経済的性質を有する取引であつて、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める取引
- この法律において「外国市場デリバティブ取引」とは、外国金融商品市場において行う取引であつて、市場デリバティブ取引と類似の取引（金融商品（次項第三号の三に掲げるものに限る。）又は金融指標（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係るものを除く。）をいう。
- この法律において「金融商品」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 有価証券
- 二 預金契約に基づく債権その他の権利又は当該権利を表示する証券若しくは証書であつて政令で定めるもの（前号に掲げるものを除く。）
- 三 通貨
- 三の二 商品（略）
- 三の三 商品（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する商品のうち、法令の規定に基づく当該商品の価格の安定に関する措置の有無その他当該商品の価格形成及び需給の状況を勘案し、当該商品に係る市場デリバティブ取引により当該商品の適切な価格形成が阻害されるおそれがないもの）
- 二 約定数値（第二十四項第三号の三又は第五号に掲げる金融商品に係る金融指標の数値を除く。）と現実数値（これらの号に掲げる金融商品に係る金融指標の数値を除く。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引
- 三 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の金融指標（第二十四項第三号の三又は第五号に掲げる金融商品に係るものを除く。）としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行った時期における現実の当該金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引
- 四 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の金融指標（第二十四項第三号の三又は第五号に掲げる金融商品に係るものを除く。）としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行った時期における現実の当該金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引
- 五 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品（第二十四項第三号、第三号の三及び第五号に掲げるものを除く。）の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品（これらの号に掲げるものを除く。）の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品（同項第三号の三及び第五号に掲げるものを除く。）を授受することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引
- 六 当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた次に掲げるいずれかの事由が発生した場合において相手方が金銭を支払うことを約する取引（当該事由が発生した場合において、当事者の一方が金融商品、金融商品に係る権利又は金銭債権（金融商品であるもの及び金融商品に係る権利であるものを除く。）を移転することを約するものを含み、第二号から前号までに掲げるものを除く。）又はこれに類似する取引
- イ 法人の信用状態に係る事由その他これに類似するものとして政令で定めるもの
- ロ 当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難な事由であつて、当該当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるものとして政令で定めるもの（イに掲げるものを除く。）
- 令 各号に掲げるもののほか、これらと同様の経済的性質を有する取引であつて、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める取引
- 七 前各号に掲げるもののほか、これらと同様の経済的性質を有する取引であつて、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める取引
- この法律において「外国市場デリバティブ取引」とは、外国金融商品市場において行う取引であつて、市場デリバティブ取引と類似の取引（金融商品（次項第三号の三に掲げるものに限る。）又は金融指標（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係るものを除く。）をいう。
- この法律において「金融商品」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 有価証券
- 二 預金契約に基づく債権その他の権利又は当該権利を表示する証券若しくは証書であつて政令で定めるもの（前号に掲げるものを除く。）
- 三 通貨
- 三の二 商品（略）
- 三の三 商品（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する商品のうち、法令の規定に基づく当該商品の価格の安定に関する措置の有無その他当該商品の価格形成及び需給の状況を勘案し、当該商品に係る市場デリバティブ取引により当該商品の適切な価格形成が阻害されるおそれがないもの）

く、かつ、取引所金融商品市場において当該商品に係る市場デリバティブ取引が行われることが国民経済上有益であるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）  
四 前各号に掲げるもののほか、同一の種類のもものが多数存在し、価格の変動が著しい資産であつて、当該資産に係るデリバティブ取引（デリバティブ取引に類似する取引を含む。）について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの（商品先物取引法第二条第一項に規定する商品を除く。）  
五 第一号、第二号若しくは第三号の二に掲げるもの又は前号に掲げるもののうち内閣府令で定めるものについて、金融商品取引所が、市場デリバティブ取引を円滑化するため、利率、償還期限その他の条件を標準化して設定した標準物  
一 金融商品の価格又は金融商品（前項第三号及び第三号の三に掲げるものを除く。）の利率等  
二 気象庁その他の者が発表する気象の観測の成果に係る数値であつて、事業者の事業活動に重大な影響を与える指標（前号に掲げるものを除く。）又は社会経済の状況に関する統計の数値であつて、これらに著しく困難であつて、事業者の事業活動に重大な影響を与える指標（前号に掲げるものを除く。）又は社会経済を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの（商品先物取引法第二条第二項に規定する商品指数であつて、商品以外の同条第一項に規定する商品の価格に基づいて算出されたものを除く。）  
四 前二号に掲げるものに基づいて算出した数値  
一 この法律において「外国金融商品取引所」とは、第五百五十五条第一項の規定により内閣総理大臣の認可を受けた者をいう。  
二 この法律において「有価証券等清算取次ぎ」とは、金融商品取引業者又は登録金融機関が金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関の業務方法書に定めるところにより顧客の委託を受けてその計算において行う対象取引（次項に規定する「対象取引」をいう。）以下この項において同じ。）であつて、対象取引に基づく債務を当該金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が第五百五十六條の二十の十六第一項に規定する連携金融商品債務引受業務を行う場合には、同項に規定する連携清算機関等を含む。）又は外国金融商品取引清算機関に負担させることを条件とし、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。  
一 当該顧客が当該金融商品取引業者又は登録金融機関を代理して成立させるものであること。  
二 当該顧客がその委託に際しあらかじめ当該対象取引に係る相手方その他の内閣府令で定める事項を特定するものであること。  
三 この法律において「金融商品債務引受業務」とは、金融商品取引業者、登録金融機関又は証券金融会社（以下この項において「金融商品債務引受業者」という。）を相手方として、金融商品債務引受業務の対象業者が行う対象取引（有価証券の売買若しくはデリバティブ取引（取引の状況及び我が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため支障を生ずることを受けないと認められるものとして政令で定める取引を除く。）又はこれらに付随し、若しくは関連する取引として政令で定める取引（金融商品取引清算機関）とは、第五百五十六條の二又は第五百五十六條の十九第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けて金融商品債務引受業務を行う者をいう。）、「外国金融商品取引清算機関」とは、第五百五十六條の二十の二の規定により内閣総理大臣の免許を受けて金融商品債務引受業務を行う者をいう。  
一 この法律において「証券金融会社」とは、第五百五十六條の二十四の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。  
二 この法律において「特定投資家」とは、次に掲げる者をいう。  
一 適格機関投資家  
二 日本銀行  
三 日本銀行  
四 前二号に掲げるもののほか、第七十九條の二十一に規定する投資者保護基金その他の内閣府令で定める法人  
五 前二号に掲げるもの（特定取引所金融商品市場）とは、第一百七條の二第一項の規定により同項に規定する一般投資家等買付けをすることが禁止されている取引所金融商品市場をいう。  
一 この法律において「特定上場有価証券」とは、特定取引所金融商品市場のみに上場されている有価証券を含む。）の信用状態に関する評価（以下この項において「信用評価」という。）の結果に於いて、記号又は数字（これらに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。）を用いて表示した等級（主として信用以外の事項を勘案して定められる等級として内閣府令で定めるものを除く。）をいう。  
二 この法律において「信用格付業者」とは、信用格付を付与し、提供し又は閲覧に供する行為（行為の相手方の範囲その他行為の態様に照らして投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定めるものを除く。）を業として行うことをいう。  
三 この法律において「商品市場開設金融商品取引所」とは、第八十七條の二第一項ただし書の認可を受けて商品先物取引（商品先物取引法第二条第三項に規定す

る先物取引をいう。以下同じ。)をするために必要な市場を開設する株式会社金融商品取引所をいう。  
38 この法律において「商品取引所」とは、会員商品取引所(商品先物取引法第二条第五項に規定する会員商品取引所をいう。)及び株式会社商品取引所(同条第六項に規定する株式会社商品取引所をいう。)をいい、株式会社金融商品取引所に関する規制と同等の水準にあると認められる規制を受ける者として政令で定める者に限る。  
39 この法律において「商品取引所持株会社」とは、商品先物取引法第二条第十一項に規定する商品取引所持株会社(金融商品取引所持株会社に關する規制と同等の水準にあると認められる規制を受ける者として政令で定める者に限る。)をいう。  
40 この法律において「特定金融指標」とは、金融指標であつて、当該金融指標に係るデリバティブ取引又は有価証券の取引の態様に照らして、その信頼性が低下することにより、我が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして内閣総理大臣が定めるものをいう。  
41 この法律において「高速取引行為」とは、次に掲げる行為であつて、当該行為を行うことについての判断が電子情報処理組織により自動的に行われ、かつ、当該判断に基づく当該有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行うための必要な情報の金融商品取引所その他の内閣府令で定める者に対する伝達が、情報通信技術の利用する方法であつて、当該伝達に通常要する時間を短縮するための方法として内閣府令で定める方法を用いて行われるもの(その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがない)と認められるものとして政令で定めるものを除く。)をいう。  
42 前号に掲げる行為の委託  
二 前号に掲げるもののほか、第一号に掲げる行為に係る行為であつて、前二号に掲げる行為に準ずるものとして政令で定めるもの  
三 この法律において「高速取引行為者」とは、第六十六条の五十の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

(登録の申請)  
二十九条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名  
二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額(第一種金融商品取引業を行おうとする外国法人にあつては、資本金の額又は出資の総額及び持込資本金(資本金)に対応する資産のうち国内に持ち込むものをいう。以下同じ。)の額)  
三 法人であるときは、役員(外国法人にあつては、国内における代表者を含む。以下この章(第二十九条の四第一項第五号ホ(3)及び第五節を除く。)から第三章の四までにおいて同じ。)の氏名又は名称  
四 政令で定める使用人があるときは、その者の氏名  
五 業務の種類(第二十八条第一項第一号、第二号、第三号イからハまで及び第四号に掲げる行為に係る業務並びに有価証券等管理業務、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業並びに投資運用業の種類をいう。)  
六 第三号各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券(政令で定めるものを除く。)について、電子募集取扱業務(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの)により第二号第八項第九号に掲げる行為を業として行うことをいう。  
七 以下この章において同じ。)を行う場合にあつては、その旨  
八 高速取引行為に関する次に掲げる事項  
イ 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業として高速取引行為を行う場合(ロに規定する場合を除く。)にあつては、その旨  
ロ 第一種金融商品取引業及び投資運用業を行わない場合において、第二種金融商品取引業として高速取引行為を行うときにあつては、その旨  
ハ イ及びロに規定する場合のほか、高速取引行為を行う場合にあつては、その旨  
九 第二号第二項の規定により有価証券とみなされる権利(当該権利に係る記録又は移転の方法その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため特に必要なものとして内閣府令で定めるものに限る。)又は当該権利若しくは金融指標(当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。)に係るデリバティブ取引についての第二号第八項第一号から第十号までに掲げる行為又は当該デリバティブ取引についての同項第一号から第五号までに掲げる行為  
ロ 暗号資産又は金融指標(暗号資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。)に係るデリバティブ取引についての次に掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨  
イ 第二号第八項第十二号、第十四号又は第十五号に掲げる行為  
ロ 第二号第八項第十二号から第五号までに掲げる行為  
十一 本店その他の営業所又は事務所(外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所)の名称及び所在地  
十二 その他内閣府令で定める事項





12 金融商品取引業者等は、前項の規定による書面による同意に代えて、政令で定めるところにより、復帰申出者の承諾を得て、当該書面による同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるところにより得ることができる。この場合において、当該金融商品取引業者等は、当該書面によるその同意を得たものとみなす。

13 金融商品取引業者等が第十項の規定による承諾をした場合には、同項の規定による承諾をした日以後新たに第二項の規定により承諾する日の前日までの間は、第五項、第六項及び第八項の規定は、適用しない。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合)  
第三十四条の三 法人(特定投資家を除く。)は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金融商品取引契約に関して自己を特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる。

2 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を承諾する場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面により、当該申出をした法人(以下この条において「内閣府令で定める場合」という。)の同意を得なければならぬ。この場合において、第二号に規定する期限日は、第一号に規定する承諾日から起算して一年を経過する日(内閣府令で定める場合)にあつては、当該経過する日前で内閣府令で定める日)としなければならない。

一 この項の規定による承諾をする日(以下この条において「承諾日」という。)  
二 当該申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約(以下この条において「対象契約」という。)  
三 対象契約として取り扱う期間の末日(以下この条において「期限日」という。)

四 当該申出者が次に掲げる事項を理解している旨  
イ 特定投資家が金融商品取引業者等から対象契約の締結の勧誘を受け、又は当該金融商品取引業者等に対象契約の申込みをし、若しくは当該金融商品取引業者等と対象契約を締結する場合におけるこの法律の規定の適用の特例の内容として内閣府令で定める事項  
ロ 対象契約に關して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合に

は、当該契約の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
五 期限日以前に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を特定投資家として取り扱う旨  
六 期限日後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を特定投資家以外の顧客として取り扱う旨  
七 その他内閣府令で定める事項

三 前条第十二項の規定は、前項の規定による書面による同意について準用する。  
四 金融商品取引業者等が第二項の規定による承諾をし、申出者が同項の規定による書面による同意をした場合であつて、当該申出者が次に掲げる者である場合におけるこの法律(第二十九條及び第三十條)の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなす。

一 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の締結の相手方  
二 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方  
三 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

五 金融商品取引業者等は、対象契約(第二条第八項第二号から第四号まで、第十号及び第十三号に規定する代理を行うことを内容とするものに限る。以下この項及び次項において「特定対象契約」という。)の締結に關して申出者が前項の規定の適用を受ける場合において、当該特定対象契約に基づき当該申出者を代理して期限日以前に金融商品取引業者等と締結するときは、当該金融商品取引業者等が前項の相手方である他の金融商品取引業者等(次項において「相手方金融商品取引業者等」という。)に対し、あらかじめ、当該金融商品取引業者等が前項の相手方である他の金融商品取引業者等(次項において「相手方金融商品取引業者等」という。)の締結に關して申出者が前項の規定の適用を受ける旨を告知しなければならない。

六 特定対象契約を締結した金融商品取引業者等が前項の相手方である他の金融商品取引業者等(次項において「相手方金融商品取引業者等」という。)の締結に關して申出者が前項の規定の適用を受ける旨を告知した場合には、当該金融商品取引業者等が当該特定対象契約に基づき申出者を代理して相手方金融商品取引業者等と締結する金融商品取引契約(期限日以前に締結するものに限る。)については、当該申出者を特定投資家とみなして、この法律(第二十九條の五第三項及びこの項)の適用を受ける旨を告知しなければならない。

七 申出者が更新申出をする場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「第一号に規定する承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」と、申出者が更新申出をする期間を経過する日以後にしなければならない。  
八 前項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

8 申出者は、承諾日以後いつでも、金融商品取引業者等に対し、対象契約に關して自己を再び特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができる。金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を受けた後最初に対象契約の締結の勧誘又は締結のいづれかを行うまでに、当該申出を承諾しなければならない。金融商品取引業者等は、前項の規定による承諾をした場合には、同項の規定による承諾をした日以後新たに第二項の規定による承諾をする日の前日までの間は、前条第四項の規定する事項を記載した書面を交付しなければならぬ。

1312 金融商品取引業者等が第十項の規定による承諾をした場合には、同項の規定による承諾をした日以後新たに第二項の規定による承諾をする日の前日までの間は、前条第四項の規定する事項を記載した書面を交付しなければならぬ。

金融商品取引業者等が第十項の規定による承諾をした場合には、同項の規定による承諾をした日以後新たに第二項の規定による承諾をする日の前日までの間は、前条第四項の規定する事項を記載した書面を交付しなければならぬ。

、第四項から第九項までの規定は、適用しない。

第三十四条の四 次に掲げる個人（資格機関投資家を除く。）は、金融商品取引業者等（みなされる場合）として自己を特定投資家として取り扱うよう申し出る事ができる。

一 商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約を締結した営業者である個人（内閣府令で定めるものを除く。）その他これに類するものとして内閣府令で定める個人

二 前号に掲げるもののほか、その知識、経験及び財産の状況に照らして特定投資家に相当する者として内閣府令で定める要件に該当する個人

三 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を受けた場合には、当該申出をした個人（以下この条において「申出者」という。）に対し、前条第二項第四号イ及びロに掲げる事項を記載した書面を交付するとともに、申出者について準備する者のいづれかに該当することを確認しなければならない。

四 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。前条第二項の規定による承諾をする日以後いつでも、当該金融商品取引業者等に対し、第一項の規定による申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約に関する自己を再び特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができ、第一項の規定

五 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を受けた後最初に当該申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約の締結の勧誘又は締結のいづれかを行うまでに、当該申出を承諾しなければならぬ。

六 前条第二項から第八項までの規定は、第一項の規定による申出を承諾する場合について、同条第十一項から第十三項までの規定は、第四項の規定による申出を承諾する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「当該申出をした法人」とあるのは「次条第二項に規定する申出者」と、同条第四項中「第二項の規定による承諾」とあるのは「次条第二項の規定による書面の交付及び確認並びに第二項の規定による承諾」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第十一項中「前項」とあるのは「次条第五項」と、「第二項の規定による承諾」とあるのは「同条第二項の規定による書面の交付及び確認並びに個人」と、同条第十三項中「第十項」とあるのは「次条第五項」と、「第二項の規定による承諾」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（政令への委任）  
第三十四条の五 この款に定めるもののほか、特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合又は特定投資家以外の顧客が特定投資家とみなされる場合の手続その他この款の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）  
第三十五条 金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲は、次に掲げる行為

一 有価証券の貸借又はその他の媒介若しくは代理

二 顧客から保護預りをして有価証券を担保とする金銭の貸付け（内閣府令で定めるものに限る。）

三 有価証券に関する顧客の代理

四 投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する投資信託委託会社の第二条第一項第十号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金若しくは解約金の支払又は当該投資法人に係る信託財産に属する有価証券その他の資産の交付に係る業務の代理

五 投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する投資信託委託会社の第二条第一項第十号に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理

六 累積投資契約（金融商品取引業者（有価証券等管理業務を行う者に限る。）が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。）の締結（内閣府令で定めるものを除く。）

七 有価証券に関する情報の提供又は助言（第二条第八項第十一号に掲げる行為に該当するものを除く。）及び金融商品取引業に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する金融商品取引業者が行うことができる業務に係るものに限り、第五号に掲げるものを除く。）

八 他の金融商品取引業者等の業務の代理（金融商品取引業者が行う登録金融機関業務を含む。）及び金融商品取引業に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する金融商品取引業者が行うことができる業務に係るものに限り、第五号に掲げるものを除く。）

九 投資信託及び投資法人の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと。

十 他の事業者の経営に関する相談に応じること。

十三 (略)

十四 譲渡性預金その他金銭債権(有価証券に該当するものを除く。)の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理

十五 次の掲げる資産に対する投資として、運用財産(投資運用業を行う金融商品取引業者等が第四十二条第一項に規定する権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいう。以下同じ。)の運用を行うこと。

十六 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産(不動産その他の政令で定める資産を除く。)

十七 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供することその他当該金融商品取引業者の保有する情報を第三者に提供することであつて、当該金融商品取引業者の行う金融商品取引業の高度化又は当該金融商品取引業者の利用者の利便の向上に資するもの(第八号に掲げる行為に該当するものを除く。)

十八 当該金融商品取引業者の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該金融商品取引業者の行う金融商品取引業に係る経営資源を主として活用して行う行為であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資するものとして内閣府令で定めるもの

十九 金融商品取引業者は、金融商品取引業及び前項の規定により行う業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等に係る業務

二 商品の価格その他の指標に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務(前号に掲げる業務を除く。)

三 貸金業法第二条第一項に規定する貸金業その他金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介に係る業務

四 宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業又は同条第一号に規定する宅地若しくは建物の賃貸に係る業務

五 不動産特定共同事業法第二条第四項に規定する不動産特定共同事業

六 予測が困難な物品として政令で定めるもの(同項第三号に規定する指定品を除く。)の取得(生産を含む。)をし、譲渡をし、使用をし、若しくは使用をさせることにより、他人のため金銭その他の財産の運用を行う業務(第一号及び第二号に掲げる業務に該当するものを除く。)

七 有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として、運用財産の運用を行う業務(前項第十五号に掲げる行為を行う業務並びに第一号、第二号及び前号に掲げる業務に該当するものを除く。)

八 その他内閣府令で定める業務

九 金融商品取引業者は、前項各号に掲げる業務を行うこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

十 金融商品取引業者は、金融商品取引業並びに第一項及び第二項の規定により行う業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を行うことができる。

十一 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を行うことが公益に反すると認められるとき、又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者の保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

十二 金融商品取引業者は、第三項の規定により届け出た業務又は第四項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

十三 第一項、第二項及び第四項の規定は、金融商品取引業者が第一項各号若しくは第二項各号に掲げる業務又は第四項の承認を受けた業務を行う場合において、これらの業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

第十四 (業務管理体制の整備)  
第三十五条の三 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業又は登録金融機関業務を適確に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない。

第十五 (顧客に対する誠実義務)  
第三十六条 金融商品取引業者等並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

第十六 特定金融商品取引業者等は、当該特定金融商品取引業者等又はその親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該特定金融商品取引業者等又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務(金融商品取引行為に係る業務その他の内閣府令で定める業務をいう。)に係る顧客の利益が不当に害されることのない

よう、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品関連業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該金融商品関連業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

3 この条において「特定金融商品取引業者等」とは、金融商品取引業者等のうち、有価証券関連業務を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者を行うことにつき第二十九条の登録を受けた者に限る。）その他の政令で定める者をいう。

4 第二項の「親金融機関等」とは、特定金融商品取引業者等の総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該特定金融商品取引業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融業者を行う者をいう。

5 第二項の「子金融機関等」とは、特定金融商品取引業者等が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該特定金融商品取引業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融業者を行う者をいう。

(標識の揭示)

第三十六条の二 金融商品取引業者等は、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 金融商品取引業者等以外の者（金融商品仲介業者その他の法令の規定により金融商品取引業を行うことができる者に限る。）は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第三十六条の三 金融商品取引業者等は、自己の名義をもつて、他人に金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務。以下この款において同じ。）を行わせてはならない。

(社債の管理の禁止等)

第三十六条の四 金融商品取引業者（有価証券関連業務を行う者に限る。次項において同じ。）は、会社法第七百二条に規定する社債管理者、同法第七百十四条の二に規定する社債管理補助者又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社となることができない。

2 金融商品取引業者は、他の法律の規定にかかわらず、引受人となることができない。

(広告等の規制)

第三十七条 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業の内容について広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名

二 当該金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号

三 当該金融商品取引業者等が行う金融商品取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

2 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業に関して広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、金融商品取引業を行うことによる利益の見込みその他内閣府令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(取引態様の事前明示義務)

第三十七条の二 金融商品取引業者等は、顧客から有価証券の売買又は店頭デリバティブ取引に関する注文を受けたときは、あらかじめ、その者に対し自己がその相手方となつて当該売買若しくは取引を成立させるか、又は媒介し、取次ぎし、若しくは代理して当該売買若しくは取引を成立させるかの別を明らかにしなければならない。

(契約締結前の書面の交付)

第三十七条の三 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一 当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名及び住所

二 当該金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号

三 当該金融商品取引契約の概要

四 手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

五 顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨

六 前号に掲げる額が顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他の内閣府令で定めるものの額を上回るときは、その旨  
七 前号に掲げる額が顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他の内閣府令で定めるものとして内閣府令で定める事項  
八 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。  
九 金融商品取引業者等は、第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係る金融商品取引契約の締結の勧誘（募集若しくは売出し又は募集若しくは売出しの取扱いであつて、政令で定めるものに限る。）を行う場合には、あらかじめ、当該金融商品取引契約に係る第一項の書面の内容を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（契約締結時等の書面の交付）  
第三十七条の四 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約が成立したときその他内閣府令で定めるときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、書面を作成し、これを顧客に交付しなければならない。ただし、その金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。  
第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

（保証金の受領に係る書面の交付）  
第三十七条の五 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業に関して顧客が預託すべき保証金（内閣府令で定めるものに限る。）を受領したときは、顧客に対し、直ちに、内閣府令で定めるところにより、その旨を記載した書面を交付しなければならない。  
第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

（書面等による解除）  
第三十七条の六 金融商品取引業者等と金融商品取引契約（当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を締結した顧客は、内閣府令で定めるところを除き、第三十七条の四第一項の書面を受領した日から起算して政令で定める日数を経過するまでの間、書面又は電磁的記録により当該金融商品取引契約の解除を行うことができる。  
第二 書面 当該書面を発した時  
第一 記録媒体に記録された電磁的記録 当該記録媒体を発送した時

3 金融商品取引業者等は、第一項の規定による金融商品取引契約の解除があつた場合には、当該金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。  
4 金融商品取引業者等は、第一項の規定による金融商品取引契約の解除があつた場合において、当該金融商品取引契約に係る対価の前払を受けているときは、これを顧客に返還しなければならない。ただし、前項の内閣府令で定める金額については、この限りでない。

5 前各項の規定に反する特約で顧客に不利なもの、無効とする。

（指定紛争解決機関との契約締結義務等）  
第三十七条の七 金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。  
一 当該金融商品取引業者等（登録金融機関を除く。次号から第四号までにおいて同じ。）が第一種金融商品取引業を行う者である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置  
イ 指定第一種紛争解決機関（指定紛争解決機関（第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）であつてその紛争解決業務の種別（同条第十二項に規定する紛争解決業務の種別をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）が特定第一種金融商品取引業務（同条第二項に規定する特定第一種金融商品取引業務をいう。以下この号において同じ。）であるものをいう。以下この号及び第三項第二号において同じ。）が存在する場合 一の指定第一種紛争解決機関との間で特定第一種金融商品取引業務に係る手続実施基本契約（同条第十三項に規定する手続実施基本契約をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）を締結する措置  
ロ 指定第一種紛争解決機関が存在しない場合 特定第一種金融商品取引業務に関する苦情処理措置（顧客（顧客以外の第四十二条第一項に規定する権利者を含む。）において同じ。）から準ずるもの処理の業務に従事する使用人その他の従業者に對する助言若しくは指導を第百五十六条の五第三項第三号に掲げる者に行はざることと同じ。）に準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）及び紛争解決措置（顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続）の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）

（指定紛争解決機関との契約締結義務等）  
第三十七条の七 金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。  
一 当該金融商品取引業者等（登録金融機関を除く。次号から第四号までにおいて同じ。）が第一種金融商品取引業を行う者である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置  
イ 指定第一種紛争解決機関（指定紛争解決機関（第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）であつてその紛争解決業務の種別（同条第十二項に規定する紛争解決業務の種別をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）が特定第一種金融商品取引業務（同条第二項に規定する特定第一種金融商品取引業務をいう。以下この号において同じ。）であるものをいう。以下この号及び第三項第二号において同じ。）が存在する場合 一の指定第一種紛争解決機関との間で特定第一種金融商品取引業務に係る手続実施基本契約（同条第十三項に規定する手続実施基本契約をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）を締結する措置  
ロ 指定第一種紛争解決機関が存在しない場合 特定第一種金融商品取引業務に関する苦情処理措置（顧客（顧客以外の第四十二条第一項に規定する権利者を含む。）において同じ。）から準ずるもの処理の業務に従事する使用人その他の従業者に對する助言若しくは指導を第百五十六条の五第三項第三号に掲げる者に行はざることと同じ。）に準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）及び紛争解決措置（顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続）の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）

（指定紛争解決機関との契約締結義務等）  
第三十七条の七 金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。  
一 当該金融商品取引業者等（登録金融機関を除く。次号から第四号までにおいて同じ。）が第一種金融商品取引業を行う者である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置  
イ 指定第一種紛争解決機関（指定紛争解決機関（第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）であつてその紛争解決業務の種別（同条第十二項に規定する紛争解決業務の種別をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）が特定第一種金融商品取引業務（同条第二項に規定する特定第一種金融商品取引業務をいう。以下この号において同じ。）であるものをいう。以下この号及び第三項第二号において同じ。）が存在する場合 一の指定第一種紛争解決機関との間で特定第一種金融商品取引業務に係る手続実施基本契約（同条第十三項に規定する手続実施基本契約をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）を締結する措置  
ロ 指定第一種紛争解決機関が存在しない場合 特定第一種金融商品取引業務に関する苦情処理措置（顧客（顧客以外の第四十二条第一項に規定する権利者を含む。）において同じ。）から準ずるもの処理の業務に従事する使用人その他の従業者に對する助言若しくは指導を第百五十六条の五第三項第三号に掲げる者に行はざることと同じ。）に準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）及び紛争解決措置（顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続）の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）

二 当該金融商品取引業者等が第二種金融商品取引業者を行う者である場合、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定第二種金融商品取引業者（指定紛争解決機関をいう。）の紛争解決業務の種別が特定第二種金融商品取引業務（第百五十六條の三十八第三項に規定する指定第二種紛争解決機関との間で特定第二種金融商品取引業務に係る手続実施基本契約を締結する措置）が存在する場合、一の

ロ 指定第二種紛争解決機関が存在しない場合、特定第二種金融商品取引業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

三 当該金融商品取引業者等が投資助言・代理業務を行う者である場合、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定投資助言・代理紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決業務の種別が特定投資助言・代理業務（第百五十六條の三十八第四項に規定する特定投資助言・代理紛争解決機関との間で特定投資助言・代理業務に係る手続実施基本契約を締結する措置）が存在する場合、一の

ロ 指定投資助言・代理紛争解決機関が存在しない場合、特定投資助言・代理業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

四 当該金融商品取引業者等が投資運用業務を行う者である場合、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定投資運用紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決業務の種別が特定投資運用業務（第百五十六條の三十八第五項に規定する特定投資運用紛争解決機関との間で特定投資運用業務に係る手続実施基本契約を締結する措置）が存在する場合、一の

ロ 指定投資運用紛争解決機関が存在しない場合、特定投資運用業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

五 当該金融商品取引業者等が登録金融機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決業務の種別が特定登録金融機関業務（第百五十六條の三十八第六項に規定する特定登録金融機関業務）をいう。）以下この号において同じ。）であるもの紛争解決業務の種別が特定登録金融機関業務（第百五十六條の三十八第六項に規定する登録金融機関業務）をいう。）以下この号において同じ。）であるもの紛争解決業務の種別が特定登録金融機関業務（第百五十六條の三十八第六項に規定する登録金融商品取引業者等は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。）

二 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第五号イに掲げる場合、第三号イ又は第五号ロに掲げる場合において、同項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに掲げる場合の取消しの時に、第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ又は第五号イに掲げる場合において、同項第一号イの指定第一種紛争解決機関、同項第二号イの指定第二種紛争解決機関、同項第三号イの指定投資助言・代理紛争解決機関、同項第四号イの指定投資運用紛争解決機関若しくは同項第五号イの指定登録金融機関紛争解決機関（以下この号において「指定種別紛争解決機関」と総称する。）の紛争解決業務の廃止が第百五十六條の六第一項の規定により認可されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ又は第五号イに掲げる場合の取消しの時に、第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ又は第五号イに掲げる場合の措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ又は第五号イに掲げる場合に該当するものとして内閣総理大臣が定める期間

（禁止行為）

第三十八條 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第四号から第六号までに掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融商品取引業者の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。

一 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は虚偽のことを告げる行為

二 顧客に対し、信用格付業者以外の信用格付業者が行う者第六十六條の二十七の登録を受けていない者である旨及び当該登録の意義その他の事項として内閣府令で定めるものを除く。）を用いて、当該信用格付業者の付与した信用格付（投資者の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして内閣府令で定めるものを除く。）を告げることなく提供し、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

四 金融商品取引契約（当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。）の締

結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為  
五 金融商品取引契約（当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが必要なものとして政令で定めるものに限る。）の締結につき、金融商品取引契約（当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが必要なものとして政令で定めるものに限る。）の締結の勧誘を受けた顧客が当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けたい旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為  
七 自己又は第三者の利益を図る目的をもって、特定金融指標算出者（第五十六条の八十五第一項に規定する特定金融指標算出者をいう。以下この号において同じ。）に対し、特定金融指標の算出に関し、正当な根拠を有しない算出基礎情報（特定金融指標の算出の基礎として特定金融指標算出者に対して提供される価格、指標、数値その他の情報をいう。）を提供する行為  
八 高速取引行為（金融商品取引業者等及び取引所取引業者（金融商品取引業者若しくは登録金融機関業務又は取引所取引業務として高速取引行為を行う者として政令で定める者に限る。）を含む。）以外の者が行う高速取引行為に係る有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託を受ける行為その他これに準ずるものとして内閣府令で定める行為  
九 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為  
第三十八条の二 金融商品取引業者等は、その行う投資助言・代理業又は投資運用業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。  
一 投資顧問契約、投資一任契約若しくは第二条第八項第十二号イに掲げる契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為  
二 顧客を勧誘するに際し、顧客に対して、損失の全部又は一部を補てんする旨を約束する行為

第三十九条 (損失補填等の禁止)

一 有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）につき、当該有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）に基づいて顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関を含む。）以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託する者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定められた額の利益が生じないこととなつた場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補填し、又は補填するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくはこれらに損失が生じた顧客又は第三者に追加する利益を、自己又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくはこれらに損失が生じた顧客の利益を、若しくは若しくは約束させる行為  
二 有価証券売買取引等につき、自己又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくはこれらに損失が生じた顧客の利益を、若しくは若しくは約束させる行為  
三 有価証券売買取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた顧客の利益を追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為  
四 金融商品取引業者等の顧客は、次に掲げる行為をしてはならない。  
一 有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者との間で、前項第一号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）  
二 有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者との間で、前項第二号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）  
三 有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）  
五 第一項の規定は、同項各号の申込み、約束又は提供が事故（金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人の違法又は不当な行為であつて当該金融商品取引業者等とその顧客との間において争いの原因となるもの）として内閣府令で定めるものをいう。以下この節及び次節において同じ。）による損失の全部又は一部を補填するために行うものである場合には、適用しない。ただし、同項第二号の申込み又は約束及び同項第三号の提供にあつては、その補填に係る損失が事故に起因するものであることにつき、当該金融商品取引業者等があらかじめ内閣総理大臣の承認を受けている場合その他内閣府令で定める場合に限る。  
六 第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、同号の財産上の利益が、顧客と金融商品取引業者等との間で行われ、有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得され、又は保有されるものとして内閣府令で定める投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。第六項及び第四十二条の二第六号において同じ。）の元本に生じた損失の全部又は一部を補填するため金融商品取引業者等（

5 第二条第八項第九号に掲げる行為を業として行う者に限る。第六項において同じ。）により提供されたものである場合には、適用しない。

6 失の全部又は一部を補填する旨のものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補填する旨のものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補填する旨のものである場合及び同項第三号の財産上の利益が、第四項の投資信託の元本に生じた損失の全部又は一部を補填するため金融商品取引業者等により提供されたものである場合（規定は、同号の財産上の利益が、第四項の投資信託の元本に生じた損失の全部又は一部を補填するため金融商品取引業者等により提供されたものである場合）に適用しない。

7 第三項ただし書の確認を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、その確認を受けようとする事実その他の内閣府令で定める事項を記載した申請書に当該事実を証するために必要な書類として内閣府令で定めるところを添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。

#### （適合性の原則等）

第四十条 金融商品取引業者等は、業務の運営の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、その業務を行わなければならない。

一 金融商品取引行為について、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行つて投資者の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがあること。

二 前号に掲げるもののほか、業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じていないと認められる状況、その他業務の運営の状況が公益に反し、又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるところにあること。

#### （最良執行方針等）

第四十条の二 金融商品取引業者等は、有価証券の売買及びデリバティブ取引（政令で定めるものを除く。以下この条において「有価証券等取引」という。）に関する顧客の注文について、政令で定めるところにより、最良の取引の条件で執行するための方針及び方法（以下この条において「最良執行方針等」という。）を定めなければならない。

2 金融商品取引業者等は、内閣府令で定めるところにより、最良執行方針等を公表しなければならない。

3 金融商品取引業者等は、最良執行方針等に従い、有価証券等取引に関する注文を執行しなければならない。

4 金融商品取引業者等は、金融商品取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券の売買その他の取引で政令で定めるものに関する顧客の注文を受けようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、当該取引に係る最良執行方針等を記載した書面を交付しなければならない。ただし、既に当該書面（当該最良執行方針等を変更した場合にあつては、変更後のものを記載した書面）を交付しているときは、この限りでない。ただし、金融商品取引業者等は、有価証券等取引に関する顧客の注文を執行した後、内閣府令で定める期間内に当該顧客から求められたときは、当該注文が最良執行方針等に従つて執行された旨を内閣府令で定めるところにより説明した書面を、内閣府令で定めるところにより、当該顧客に交付しなければならない。

6 第三十四条の二第四項の規定は、前二項の規定による書面の交付について準用する。

#### （分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止）

第四十条の三 金融商品取引業者等は、第二条第五号若しくは第六号に掲げる権利又は同条第二十一号に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）若しくは同条第二項第七号に掲げる権利（政令で定めるものに限る。）が、当該権利又は有価証券に關し出資され、又は拋出された金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）以下この条において同じ。）が、当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産その他当該者の行う他の事業に係る財産と分別して管理することが当該権利又は有価証券に係る契約その他の法律行為において確保されているものとして内閣府令で定めるものではない。第二項第八項第一号、第二号又は第七号から第九号までに掲げる行為を行つてはならない。

#### （金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止）

第四十条の三の二 金融商品取引業者等は、第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利又は同項第七号に掲げる権利（同項第五号又は第六号に掲げる権利と同様の経済的性質を有するものとして政令で定める権利に限る。）が、当該金銭を充てて行われる事業に充てられていないことを知りながら、第二条第八項第七号から第九号までで定めるものを含む。以下この条において同じ。）が、当該金銭を充てて行われる事業に充てられていないことを知りながら、第二条第八項第七号から第九号までに掲げる行為をしてはならない。

#### （特定投資家向け有価証券の売買等の制限）

第四十条の四 金融商品取引業者等は、特定投資家向け有価証券について、一般投資家（特定投資家等、当該特定投資家向け有価証券の発行者その他内閣府令で定める者以外の者）を以て、以下この条において同じ。）を相手方とし、又は一般投資家（特定投資家等、当該特定投資家向け有価証券の発行者その他内閣府令で定める者）を以て、当該特定投資家向け有価証券に關して開示が行われている場合（第四条第二項に規定する開示が行われている場合）及び第十号に掲げる行為を行つてはならない。ただし、当該特定投資家向け有価証券に關して開示が行われていない場合（第四条第二項に規定する開示が行われていない場合）及び第六十六條の十四の二において同じ。）一般投資家に対する勧誘に基づかないで一般投資家のために売付けの媒介を行う場合その他投資者の保護に欠ける



おそれが少ない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（特定投資家向け有価証券に関する告知義務）

第四十条の五 金融商品取引業者等は、開示が行われている場合に該当しない特定投資家向け有価証券について、取得勧誘又は売付け勧誘等を行うことなく売付けその他の政令で定める行為を行う場合には、その相手方に対して、内閣府令で定めるところにより、当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合に該当しないことその他の内閣府令で定める事項を告知しなければならない。

2 金融商品取引業者等は、特定投資家等（第二条第三十一項第一号から第三号までに掲げる者を除く。）から特定投資家向け有価証券取引契約（特定投資家向け有価証券に係る同条第八項第一号から第四号まで又は第十号に掲げる行為を行うことを内容とする契約（同号に掲げる行為による特定投資家向け有価証券の売買（当該行為を行う金融商品取引業者による媒介、取次ぎ又は代理によるものに限る。）を行うことを内容とする契約その他の契約の内容又は相手方の特性を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）の申込みを初めて受けた場合には、当該申込みに係る特定投資家向け有価証券取引契約を締結するまでに、当該特定投資家等に対し、次に掲げる事項を告知し、かつ、当該事項を記載した書面を交付しなければならぬ。特定投資家向け有価証券取引契約の締結するまでに、当該特定投資家等に関する情報提供の内容及び取引の特質その他の特定投資家向け有価証券に関する投資者が認識すべき重要な事項として内閣府令で定める事項。

二 特定投資家向け有価証券の取引を行うことがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家向け有価証券の取引を行う場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
3 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

（のみ行為の禁止）

第四十条の六 金融商品取引業者等は、商品関連市場デリバティブ取引等（商品関連市場デリバティブ取引又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理をいう。以下この条において同じ。）の委託を受けたときは、その委託に係る商品関連市場デリバティブ取引等をしないで、自己がその相手方となつて取引を成立させてはならない。

（店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等）

第四十条の七 金融商品取引業者等（店頭デリバティブ取引を業として行う者に限る。）は、特定店頭デリバティブ取引（店頭デリバティブ取引のうち、取引高その他の取引の状況に照らして、取引の公正の確保のためその概要に関する情報の迅速な開示が必要であると認められる取引として内閣府令で定めるものをいう。次項、第五十八条の二及び第六十条の十四第一項において同じ。）を行う場合には、当該金融商品取引業者等がその店頭デリバティブ取引の業務の用に供する電子情報処理組織又は他の金融商品取引業者等（店頭デリバティブ取引を業として行う者に限る。）若しくは同条第二項に規定する電子店頭デリバティブ取引の業務の用に供する電子情報処理組織がその店頭デリバティブ取引の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して行われなければならない。前項の規定により電子情報処理組織の使用に供した者は、当該電子情報処理組織を使用して行われなければならない。店頭デリバティブ取引について、内閣府令で定めるところにより、その価格、数量その他取引の概要を明らかにするために必要な事項を公表しなければならない。

（顧客の有価証券等を担保に供する行為等の制限）

第四十条の八 金融商品取引業者等は、顧客の計算において自己が占有する有価証券又は顧客から預託を受けた有価証券を担保に供する場合又は他人に貸し付ける場合には、内閣府令で定めるところにより、当該顧客から書面による同意を得なければならない。2 金融商品取引業者等は、商品関連市場デリバティブ取引についての第二条第八項第二号、第三号又は第五号に掲げる行為に係る業務に関して、顧客の計算において自己が占有する商品（寄託された商品）に関する発行された証券又は証券を含む。以下この項において同じ。）又は顧客から預託を受けた商品を担保に供する場合又は他人に貸し付ける場合には、内閣府令で定めるところにより、当該顧客から書面による同意を得なければならない。3 第三十四条の二第十二項の規定は、前二項の規定による書面による同意について準用する。

第四十五条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者が特定投資家である場合には、適用しない。ただし、公益又は特定投資家の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一 第三十七条、第三十八条第四号から第六号まで及び第四十条第一号 金融商品取引業者等が行う金融商品取引契約の締結の勧誘の相手方  
二 第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四 金融商品取引業者等が申込みを受け、又は締結した金融商品取引契約の相手方  
三 第四十一条の四及び第四十一条の五 金融商品取引業者等が締結した投資顧問契約の相手方  
四 第四十二条の五から第四十二条の七まで 金融商品取引業者等が締結した投資一任契約の相手方



（外国で資格を有する者の特例）  
第十六条の二（略）

2 4 第一項の登録を受けた者（以下「外国公認会計士」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、同項の登録を抹消しなければならぬ。  
5 第二十一条第一項各号のいずれかに該当するとき。

二 外国において公認会計士の資格に相当する資格を失ったとき。  
6 （略）

○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）

（許可）  
第二百六条 特定信用事業代理業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。  
2・3 （略）

（特定信用事業代理業に関する銀行法の準用）  
第二百八条（略）

2 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「水産業協同組合法第六条第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「特定信用事業代理行為」と、「特定信用事業再委託者」とあるのは「特定信用事業再委託者」と、「協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等契約」と、「銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第六条第二項」と、「同法第十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二号第十四項各号」とあるのは「水産業協同組合法第六条第二項各号」と、「同法第十四項第一号」とあるのは「水産業協同組合法第六条第二項第二号」と、「同法第十三条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第五十二条の四十五の二」とあるのは「水産業協同組合法第九十九条」と、「同法第五十二条の五十一第一項中「第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二条の二十八第一項及び第五十二條の二十九第一項」とあるのは「水産業協同組合法第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を同法第九十二条第三項、第九十六條第三項及び第九十九條第三項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（電子決済等代行業者による特定信用事業電子決済等代行業）  
第二百六条（略）

2 電子決済等代行業者は、特定信用事業電子決済等代行業を営もうとするときは、次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第三号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならぬ。  
3 主務大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなくてはならない。  
4 主務大臣は、第一項の規定により特定信用事業電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が、この法律若しくは農林中央金庫法又はこの法律に基づく主務大臣の処分が違反した場合その他特定信用事業電子決済等代行業の業務に関する著しく不相当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、特定信用事業電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。  
5 前項の規定により特定信用事業電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、主務大臣は、その旨を官報で告示するものとする。  
6 （略）

（紛争解決等業務を行う者の指定）  
第一百八条（略）  
主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一 役員のうち、次のいずれかに該当する者がなくこと。  
イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として、この項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別（紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をいう。以下同じ。）が信用事業等である場合にあっては主務省令で、共済事業等である場合にあっては





三十九 第三十九条の五第五項において準用する会社法第三百四十三條第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を總會の目的とせず、又はその請求に係る議案を總會に提出しなかつたとき。

三十一 第三十九条の六第五項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすることを怠つたとき。

三十二 第四十条第一項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条の六第一項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第七十五条第一項（第八十六条第四項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。）、若しくは第七十六条第一項（第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。）、又は第八十六条第四項において準用する会社法第五百七条第一項の規定に違反して、貸借対照表、財産目録、会計帳簿若しくは決算報告を作成せず、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三十三 会計監査人がこの法律又は定款で定められたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手續をすることを怠つたとき。

三十四 第四十一条の三第一項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する会社法第三百四十四條第三項の規定により報告するに当たり、總會に対し、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

三十五 第四十一条の三第一項において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したもの、の閲覧又は謄写を拒んだとき。

三十六 第四十一条の三第一項において準用する会社法第三百九十八条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

三十七 第四十二条第五項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三十八 第四十七条（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条の二第二項若しくは第四十七条の三第二項（これらの規定を第四十二条第八項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項）において準用する場合を含む。）、第五十一条の二第七項、第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、の規定、第四十七条の三第三項（第五十一条の二第七項、第七十七条、第九十二条第三項及び第百五条第三項）において準用する場合を含む。）、の規定又は第八十四条の四の規定に違反したとき。

三十八の二 第四十七条の五の二（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項）において読み替えて準用する会社法第三百二十五條の三第一項（第四号から第六号までを除く。）、の規定に違反して、電子提供措置（第四十七条の五の二に規定する電子提供措置又は第八十六条第二項において読み替えて準用する会社法第三百二十五條の二）の規定に違反して、電子提供措置をいう。をとなかつたとき。

三十九 第五十条の二（第五十一条の二第七項、第六十二条第六項、第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項）において準用する場合を含む。）、の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

四十 第五十三条若しくは第五十四条第二項（これらの規定を第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項）において準用する場合を含む。）、の規定に違反して出資一口の金額を減少し、第五十四条の二第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百五条第三項）において準用する場合を含む。）、の規定に違反して出資の全部若しくは一部を譲渡し、若しくは共済事業に係る財産を移転し、第六十九条第四項（第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百五条第五項）において準用する場合を含む。）、第六十九条第四項（第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百五条第五項）の規定に違反して出資組合の合併をし、又は第九十一条の二第二項において準用する第六十九条第四項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項）において準用する場合を含む。）、の規定に違反して出資組合に係る第九十一条の二第一項の規定による権利義務の承継をしたとき。

四十一 第五十四条の二第七項（第五十四条の四第四項（第九十六条第三項）において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、の規定に違反したとき。

四十二 第五十四条の三第二項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項）において準用する場合を含む。）、又は第六十九条の二第三項（第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百五条第五項）の規定に違反して、公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

四十三 第五十五条第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項（これらの規定を第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び



○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）

第六十九條の二（略）

2/5（略）

6 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 紛争解決等業務 苦情処理手続（特定共済事業等又は信用事業等に関する苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務

二（略）

七 信用事業等 信用協同組合等が第九條の八第一項、第二項及び第七項の規定により行う事業又は第九條の九第一項第一号及び第二号の規定により行う事業並びにこれに附帯する事業並びに同条第六項の規定により行う事業並びに他の法律により行う事業並びに当該信用協同組合等のために信用協同組合代理業（協同組合による金融事業に関する法律第六條の三第二項（信用協同組合代理業の許可））に規定する信用協同組合代理業をいう。以下この号において同じ。）を行う者が行う信用協同組合代理業

○ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（抄）

第六條（銀行法の準用）

第六條 銀行法第九條（名義貸しの禁止）、第十二條の二（第三項を除く。）から第十三條の三の二（第二項を除く。）まで（預金者等に対する情報の提供等、無限責任社員等となることの禁止、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、銀行の業務に係る禁止行為、顧客の利益の保護のための体制整備）第十四條から第十六條まで（取締役等に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等）、第十八條（資本準備金及び利益準備金の額）、第十九條（同条第一項及び第二項に規定する事業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。）（業務報告書等）、第二十一條（同条第一項から第六項までの規定にあつては、同条第一項前段及び第二項前段に規定する事業年度に係る説明書類に係る部分に限る。）（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）、第四章（第二十九條を除く。）（監督）、第三十四條から第三十六條まで（事業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告等、譲渡の公告等）、第三十七條第一項第三号及び第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八條（廃業等の公告等）、第四十條（免許の取消しによる解散）、第四十四條から第四十六條まで（清算人の任免等、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六條第一号及び第二号（内閣総理大臣の告示）並びに第五十七條の七（財務大臣への資料提出等）の規定は、銀行に係るものにあつては信用協同組合等について、所屬銀行に係るものにあつては所屬信用協同組合（第六條の三第三項に規定する所屬信用協同組合）の規定は、銀行に係るものにあつては、銀行代理業者に係るものにあつては信用協同組合代理業者（第六條の三第三項に規定する信用協同組合代理業者）（略）について、それぞれ準用する。

2（信用協同組合代理業の許可）

第六條の三（信用協同組合代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。）

2・3（略）

第六條の五の二（信用協同組合電子決済等代理業の登録）

2 前項の二（信用協同組合電子決済等代理業）とは、次に掲げる行為（第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く。）のいずれかを行う営業をいう。

一 信用協同組合等に預金の口座を開設している預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うこと（当該信用協同組合等に対する指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達（当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令で定める方法によるものに限る。）を受け、これを当該信用協同組合等に対して伝達すること。）

二 信用協同組合等に預金又は定期積金の口座を開設している預金者又は積金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該信用協同組合等から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者又は積金者に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）



第六條の五の三 信用協同組合電子決済等代行業者（前条第一項の登録を受けて信用協同組合電子決済等代行業を営む者）を営む者（以下同じ。）は、同条第二項各号に掲げる行為（同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。）を行う前に、それぞれ当該各号の信用協同組合等との間で、信用協同組合電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従って当該信用協同組合電子決済等代行業を営まなければならない。

二 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。  
一 信用協同組合電子決済等代行業の業務（当該信用協同組合等に係るものに限る。次号において同じ。）に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該信用協同組合等と当該信用協同組合電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項  
二 当該信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業の業務に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該信用協同組合電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該信用協同組合等が行うことができる措置に関する事項  
三 その他信用協同組合電子決済等代行業の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項

三 信用協同組合等及び信用協同組合電子決済等代行業の適正を確保するための内閣府令で定める事項  
令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第六條の五の四 信用協同組合等は、前条第一項の契約を締結するに当たって信用協同組合電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

二 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業の業務に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする。  
三 信用協同組合等は、前条第一項の契約を締結するに当たって、第一項の基準を満たす信用協同組合電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

第六條の五の七 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、信用協同組合電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者とする。

一 信用協同組合電子決済等代行業の業務（第三号及び第四号において「認定業務」という。）を行う者として認定することができること。  
二 信用協同組合電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とすること。  
三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施及び第十条の第三号において「協会員」という。）を含む旨の定款の定めがあること。  
四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

第六條の五の八 認定信用協同組合電子決済等代行業者協会（前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 協会員が信用協同組合電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務  
二 協会員が信用協同組合電子決済等代行業に關し、契約の内容の適正化その他信用協同組合電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務  
三 協会員の営む信用協同組合電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定  
四 協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査  
五 信用協同組合電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供  
六 協会員の営む信用協同組合電子決済等代行業の利用者に対する利用者の苦情の処理  
七 信用協同組合電子決済等代行業の利用者に対する広報  
八 前各号に掲げるもののほか、信用協同組合電子決済等代行業の健全な発展及び信用協同組合電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

第六條の五の九（略）  
（電子決済等代行業者による信用協同組合電子決済等代行業）

2 電子決済等代行業者は、信用協同組合電子決済等代行業を営もうとするときは、次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号（登録の申請）に掲げる事項を記載した書類及び同条第三号に掲げる書類を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を公衆の縦覧に供しななければならぬ。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により信用協同組合電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しななければならぬ。

5 内閣総理大臣は、この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分が違反した場合その他信用協同組合電子決済等代行業の業務に著しく不適當な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、信用協同組合電子決済等代行業の廃止を命ずることができ、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、内閣総理大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

6 (電子公告調査の規定の適用)  
第六条の五の十二 信用協同組合等に対する中小企業等協同組合法第三十三条第七項において準用する会社法第九百四十一条（電子公告調査）の規定の適用については、同条中「第四百四十条第一項」とあるのは、「協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第十六条第一項」とする。

(財務大臣への協議)

第六條の六 内閣総理大臣は、信用協同組合等に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一 中小企業等協同組合法第百六条第二項の規定による解散の命令

二 (略)

三 銀行法第二十七条又は第二十八条（免許の取消し等）の規定による解散命令

(届出事項)

第七條の二 信用協同組合等は、この法律の規定（銀行法の規定を含む。次条から第八条までにおいて同じ。）による認可を受けた事項を履行したときその他内閣府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令）で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 信用協同組合代理業者は、信用協同組合代理業を開始したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 信用協同組合電子決済等代行業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 信用協同組合電子決済等代行業を開始したとき。

二 信用協同組合等との間で第六條の五の三第一項の契約を締結したとき。

三 信用協同組合連合会との間で第六條の五の五第一項の契約を締結したとき。

四 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

第九條の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 銀行法第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反したとき。

三 (略)

第十條の二の三 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その額を追徴する。

2 金融商品取引法第二百九条の二（混和した財産の没収等）及び第二百九条の三第二項（没収の要件等）の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第九十八条の二第二項又は第二百九条の二」とあるのは、「協同組合による金融事業に関する法律第十条の二の三第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは、「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは、「次項」と、同法第二百九条の三第二項中「混和財産（第二百九条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは、「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第九十八条の二第二項又は第二百九条の二」とあるのは、「協同組合による金融事業に関する法律第十条の二の三第一項」と読み替えるものとする。

2 第九條の二の三 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その額を追徴する。

第十一條 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その法人又は人の業務又は財産の罰金刑を科する。

一 第八條の二又は第九條の二（第三号を除く。） 三億円以下の罰金刑

二 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合に、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした信用協同組合等の役員、参事若しくは清算人、第五條の八第三項の規定による監査をする会計

監査人若しくはその職務を行うべき社員、信用協同組合代理業者、信用協同組合電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（信用協同組合代理業者、信用協同組合電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第三條第一項の規定による認可を受けないで同項各号に規定する行為をしたとき。

二 第四條の二第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第四條の三第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき、又は第四條の四第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第四條の六第一項に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき。

三 第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき、又は第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき。

四 第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき、又は第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき。

五 第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき、又は第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき。

六 第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき、又は第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき。

七 第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき、又は第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき。

八 第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき、又は第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき。

九 第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき、又は第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき。

十 第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき、又は第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき。

十一 第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき、又は第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき。

十二 第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき、又は第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき。

十三 第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき、又は第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき。

十四 第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき、又は第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき。

十五 第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき、又は第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき。

十六 第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき、又は第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき。

十七 第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき、又は第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき。

十八 第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき、又は第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき。

十九 第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき、又は第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき。

二十 第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき、又は第四條の二第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同條第一項第五号に掲げる会社を除く。）を子会社としたとき。

十一 この法律において準用する会社法の規定による調査を妨げたとき。  
十二 第五項の十一第二項又は第三項の規定に違反して、会計帳簿若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。  
十三 第五項の十二の規定に違反したとき。

十四 第七項の三第一項の規定により付した条件（第三条第一項第二号若しくは第四号、第四条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第六項若しくは第四条の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第六項の規定又は銀行法第三十七条第一項第三号の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。  
十五 銀行法第十八条の規定に違反して当該準備金を積み立てなかつたとき。

十六 銀行法第三十四条第五項（銀行法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業の譲渡又は譲受けをしたとき。  
十七 銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。  
十八 銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

十九 略。  
2 会社法第九百六十条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる者又は同法第九百七十六条に規定する者が、第五条の六において準用する同法第三百八十一条第三項の規定又は第五条の九第一項において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

○ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（通貨の指定）  
第八条 この法律の適用を受ける取引又は行為に係る通貨による支払等（支払又は支払の受領をいう。以下同じ。）は、財務大臣の指定する通貨により行わなければならない。

（銀行等の確認義務）  
第十七条 銀行等は、その顧客の支払等が、次の各号に掲げる支払等のいずれにも該当しないこと、又は次の各号に掲げる支払等に該当する場合には当該各号に定める要件を備えていることを確認した後でなければ、当該顧客と当該支払等に係る為替取引を行ってはならない。  
一 第二十一条第一項又は第三項までの規定により許可を受ける義務が課された支払等 当該許可を受けていること。  
二 第二十一条第一項又は第三項の規定により許可を受ける義務が課された支払等 当該許可を受けていること。  
三 その他この法律又はこの法律に基づく命令の規定により許可若しくは承認を受け、又は届出をする義務が課された取引又は行為のうち政令で定めるものに係る支払等 当該許可若しくは承認を受け、又は当該届出後の所要の手續を完了していること。

（資金移動業者への準用）  
第十七条の三 前二条の規定は、資金移動業者がその顧客の支払等に係る為替取引を行う場合について準用する。

○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）

（金融商品取引法等の適用に関する特例）  
第二百二十三条の三 金融商品取引業者又は金融商品取引業者となる者が、業として不動産等（金融商品取引法第三十五条第一項第十五号に規定する不動産その他の政令で定める資産をいう。）に対する投資として委託者指図型投資信託の信託財産の運用の指図を行おうとし、又は登録投資法人の資産の運用を行おうとする場合における同法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

業として特定投資運用行為（第二条第八項第十二号イに掲げる契約を締結し、当該契約に基づき	業として特定投資運用行為（第二条第八項第十二号イに掲げる契約を締結し、当該契約に基づき
不動産等（第三十五条第一項第十五号イに規定する不動産その他の財産の運用を行うこと又は不動産等に対する投資として同項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うこと）をしようとする場合にあつては、当該特	業として特定投資運用行為（第二条第八項第十二号イに掲げる契約を締結し、当該契約に基づき

業として特定投資運用行為（第二条第八項第十二号イに掲げる契約を締結し、当該契約に基づき

第二十九条の三第一項	登録しなければならない	定投資運用行為を行う業務を含む。登録しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、第二十九条の登録を受けようとする者が業として特定投資運用行為を行うおとすときは、あらかじめ、その者が当該特定投資運用行為を行う業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有する者であるかどうかにつき、当該業務の内容及び方法を勘案して関係があると認められる国土交通大臣その他の政令で定める行政機関の長の意見を聴くものとする。
第二十九条の四第一項第一号	金融商品取引業	金融商品取引業（業として特定投資運用行為を行うおとす場合にあつては、当該特定投資運用行為を行う業務を含む。）
第三十一条第五項	変更に係る事項	変更に係る事項」と、「登録しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、第二十九条の登録を受けようとする者が業として特定投資運用行為を行うおとすときは、あらかじめ、その者が当該特定投資運用行為を行う業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有する者であるかどうかにつき、当該業務の内容及び方法を勘案して関係があると認められる国土交通大臣その他の政令で定める行政機関の長の意見を聴くものとする」とあるのは「登録しなければならない」
第三十五条第二項第五号の二	第一号	特定投資運用行為を行う業務並びに第一号
第三十五条第二項第六号	前項第十五号	特定投資運用行為及び前項第十五号
第三十五条第四項	行うことができる	行うことができる。この場合において、第二十九条の二第二項第二号の書類に第二十九条の登録を受けようとする者が業として特定投資運用行為を行う旨の記載がある場合であつて、当該者が当該登録を受けたときは、当該業として特定投資運用行為を行う業務につきこの項の承認を受けたものとみなす
第三十五条第五項	認められるときに限り、承認しないことができる	認められるときは、業として特定投資運用行為を行うことについては、当該特定投資運用行為を行う業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しないことを承認し、認められるときは、その者が当該特定投資運用行為を行う業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有する者であるかどうかにつき、当該業務の内容及び方法を勘案して関係があると認められる国土交通大臣その他の政令で定める行政機関の長の意見を聴くものとする。
2		
3		
4		
5		
6		
7		

○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）

第二条（人格）  
信用金庫及び信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）は、法人とする。

（許可）  
第八十五条の二 信用金庫代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。  
2・3（略）

（適用除外）  
第八十五条の三 前条第一項の規定にかかわらず、金庫等（金庫その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（同法第十一条第二項（定義）に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く。）は、信用金庫代理業を行うことができる。

（登録）  
第八十五条の四 信用金庫電子決済等代行業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。  
2 前項の「信用金庫電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為（第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く。）のいずれかを行う営業をいう。  
一 金庫に預金の口座を開設している預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うこと（当該金庫に対する指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達（当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令で定める方法によるものに限る。）を受け、これを当該金庫に対して伝達すること。）  
二 金庫に預金又は定期積金の口座を開設している預金者又は積金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該金庫から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者又は積金者に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）

（金庫との契約締結義務等）  
第八十五条の五 信用金庫電子決済等代行業者（前条第一項の登録を受けて信用金庫電子決済等代行業（同条第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）は、同条第二項各号に掲げる行為（同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。）を行う前に、それぞれ当該各号の金庫との間で、信用金庫電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該金庫に係る信用金庫電子決済等代行業を営まなければならない。  
2 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。  
一 信用金庫電子決済等代行業の業務（当該金庫に係るものに限る。次号において同じ。）に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該金庫と当該信用金庫電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項  
二 当該信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業の業務に關して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該信用金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項  
三 その他信用金庫電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（金庫による基準の作成等）  
第八十五条の六 金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たつて信用金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。  
2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業の業務に關して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする。  
3 金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす信用金庫電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

第八十五條の九 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、信用金庫電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（第三号及び第四号において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一 信用金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とすること。

二 信用金庫電子決済等代行業者を社員（次条及び第九十條の五第四号において「協会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めておくこと。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

第八十五條の十 認定信用金庫電子決済等代行業者協会（前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 協会員が信用金庫電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二 協会員の営む信用金庫電子決済等代行業に關し、契約の内容の適正化その他信用金庫電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 協会員の営む信用金庫電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四 協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 信用金庫電子決済等代行業の利用者の利益を保護するため必要な情報の収集、整理及び提供

六 協会員の営む信用金庫電子決済等代行業の利用者に対する利用者からの苦情の処理

七 信用金庫電子決済等代行業の利用者に対する広報

八 前各号に掲げるもののほか、信用金庫電子決済等代行業の健全な発展及び信用金庫電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

（電子決済等代行業者による信用金庫電子決済等代行業）

第八十五條の十一（略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により信用金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が、この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分違反した場合その他信用金庫電子決済等代行業の業務に關し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、信用金庫電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

6 5 前項の規定により信用金庫電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、内閣総理大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

（紛争解決等業務を行う者の指定）

第八十五條の十二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（金庫業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（金庫業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。）第八十九條第九項を除き、以下同じ。）を行う者として、指定することができる。

一 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号二において同じ。）であること。

二（略）

三 この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けた復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ二 (略)  
この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その

五 刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六 紛争解決等業務の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。  
七 紛争解決等業務の実施に関する規程（以下この条及び次条において「業務規程」という。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決

八 (略)

二  
五 (略)

第八十五條の十三 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

一 手続実施基本契約の内容に関する事項  
二 手続実施基本契約の締結に関する事項  
三 紛争解決等業務の実施に関する事項

四 (略)

五 紛争解決等業務の実施に関する事項  
六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項  
七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項  
八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

第八十七條 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 事業を開始したとき。  
二 信用金庫が第五十四條の二十一第一項第一号から第四号までに掲げる会社を子会社としようとするとき（第五十八條第六項若しくは第六十一條の六第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五條第一項（認可）の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）又は信用金庫連合会が第五十四條の二十三第一項第十号から第十三号までに掲げる会社（同項第十号に掲げる会社にあつては、同條第四項の規定により子会社とすることに

ついて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第五十八條第六項又は第六十一條の六第四項の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）。

三 その子会社が子会社でなくなつたとき（第五十八條第六項の規定による認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。）。

四 信用金庫の第五十四條の二十一第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になつたとき、又は信用金庫連合会の第五十四條の二十三第四項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になつたとき（次号に該当する場合を除く。）。

五 この法律の規定による認可を受けた事項を実行したとき。  
六 その他内閣府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令）で定める場合に該当するとき。

七 信用金庫電子決済等代行業者は、信用金庫代理業務を開始したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

八 信用金庫電子決済等代行業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 信用金庫との間で第八十五條の五第一項の契約を締結したとき。  
二 信用金庫連合会との間で第八十五條の七第一項の契約を締結したとき。  
三 その他内閣府令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（銀行法の準用）

第八十九條 (略)  
前項の場合において、銀行法第九條中「銀行業を営ませてはならない」とあるのは「金庫の事業を行わせてはならない」と、同法第十二條の三第三項第二号及び第三号中「第五十二條の六十二第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五條の十二第一項」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

三 銀行法第五十二條の二の六から第五十二條の二の九まで（所属外国銀行に係る説明書類等の縦覧、外国銀行代理業務の健全化措置、所属外国銀行に関する資料



の提出等、所属外国銀行に関する届出等)、第五十二条の四十(標識の掲示)、第五十二条の四十一(名義貸しの禁止)、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五(第四号を除く。)まで(分別管理、顧客に対する説明等、銀行代理業に係る禁止行為)、第五十二条の四十九(銀行代理業に関する帳簿書類)及び第五十二条の五十第一項(銀行代理業に関する報告書)の規定は、外国銀行代理業に係るものにあつては外国銀行代理業(第五十四条の二第二項の規定による届出を以て外国銀行代理業務を行つて信用金庫連合会をいう。以下同じ。)について、所属銀行に係るものにあつては所属外国銀行について、銀行代理業に係るものにあつては外国銀行代理業務について、それぞれ準用する。

4 前項の場合において、同項に規定する規定中「所属外国銀行」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二第一項に規定する所属外国銀行」と、「外国銀行代理業務」とあるのは「信用金庫法第五十二条の四十五第五号中「所属銀行の業務」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二第二項に規定する外国銀行代理業務」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

5 庫法第五十四条の二第二項に規定する外国銀行代理業務」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

(略)

第九十条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第四十条第四項又は第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反したとき。

二・三 (略)

第九十条の四の三 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

2 金融商品取引法第二百九条の二(混和した財産の没収等)及び第二百九条の三第二項(没収の要件等)の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第二項中「第九十条の二」とあるのは「信用金庫法第九十条の四の三第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産(第二百九条の二の規定に係る不没収財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第九十条の二第一項又は第二百九条の二」とあるのは「信用金庫法第九十条の四の三第一項」と読み替へるものとする。

第九十条の七 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科す。

一 第八十九条の四又は第九十条の二(第三号を除く。)

二 三億円以下の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金庫の役員、支配人若しくは清算人、第三十八条の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、信用金庫代理業者、信用金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者(信用金庫代理業者、信用金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)又は認定信用金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律の規定に基づいて金庫が行うことができる事業以外の事業を行ったとき。

二 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

三 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

四 置かなかつたとき。

三 第十七条第三項、第三十五条の八第五項若しくは第六項又は第四十一条第五項若しくは第六項の規定に違反したとき。

四 第二十一条の規定に違反して、会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

四の二 第二十三条の二(第六十三条において準用する場合を含む。)、第三十七条の二(第六十三条において準用する場合を含む。)、第三十八条(第三十八条の二)第二項の規定により読み替へるべき規定(第六十三条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第四十一条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第四十二条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第四十三条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第四十四条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第四十五条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第四十六条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第四十七条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第四十八条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第四十九条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第五十条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第五十一条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第五十二条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第五十三条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第五十四条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第五十五条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第五十六条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第五十七条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第五十八条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第五十九条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第六十条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第六十一条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第六十二条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第六十三条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第六十四条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第六十五条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第六十六条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第六十七条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第六十八条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第六十九条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第七十条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第七十一条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第七十二条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第七十三条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第七十四条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第七十五条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第七十六条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第七十七条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第七十八条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第七十九条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第八十条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第八十一条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第八十二条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第八十三条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第八十四条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第八十五条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第八十六条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第八十七条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第八十八条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第八十九条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第九十条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第九十一条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第九十二条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第九十三条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第九十四条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第九十五条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第九十六条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第九十七条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第九十八条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第九十九条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)、第一百条(第三十八条の二)第六十三条において準用する場合を含む。)



定に違反したとき。

十九の四 第五十四条の二十二第三項又は第五項（これらの規定を第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

十九の五 第五十四条の二十三第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同条第一項第十四号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、信用金庫連合会又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき）、同条第七項において準用する同条第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第七項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同条第十三項において準用する同条第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき若しくは同条第十四号に掲げる会社（同条第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としたとき、又は同条第十六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社（同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該信用金庫連合会若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。

二十 第五十六条又は第五十七条の規定に違反したとき。

二十一 清算の終了を遅延させる目的で、第六十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十二 第六十三条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十三 第六十三条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して金庫の財産を分配したとき。

二十四 第八十七条の二第一項の規定により付した条件（第三十一条、第五十四条の二十一第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、若しくは第六項、第五十四条の二十三第四項（同条第七項又は第十三項において準用する場合を含む。）、第八項、第十一項、第十四項若しくは第十六項、第五十八条第六項若しくは第六十一条の六第四項の規定又は銀行法第三十七条第一項第一号若しくは第三号の規定による認可又は承認に係るものに限る。）に違反したとき。

二十五・二十六（略）

二十六の二 銀行法第五十二条の二の八の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二十七 銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

二十八（略）

2 会社法第九百六十条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる者又は同法第九百七十六条に規定する者が、第三十五条の七において準用する同法第三百八十一条第三項の規定又は第三十八条の三において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

第九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第六条第二項の規定に違反した者

二 銀行法第五十二条の七十六の規定に違反した者

第九十三条 第六条第三項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反して他の会社（外国会社を含む。）であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者は、百万円以下の過料に処する。

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一（略）

二 銀行法第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

○ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）

（長期信用銀行代理業の許可）

第十六条の五 長期信用銀行代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、営むことができない。

254（略）

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした長期信用銀行（長期信用銀行が銀行法第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当し



第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けず、若しくは同条第四項ただし書の認可に係る特例子会社対象業務以外の特例子会社対象業務を営む特定子会社としたとき又は同条第八項の規定による届出をしない若しくは虚偽の届出をして、特例長期信用銀行業務高度化等業務を専ら営む会社を特定子会社としたとき、同項に規定する内閣府令で定める会社にあつては、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき。

七、第十九条第一項の規定により付した条件（第六条の三第一項若しくは第二項、第十三条の二第六項又は第十五項において準用する場合を含む。）若しくは第十項、第十三項、第十六項若しくは第十八項、第十六条の二第二項若しくは第二項ただし書、第十六条の四第三項（同条第六項又は第十二項において準用する場合を含む。）第七項、第十項、第十三項若しくは第十五項若しくは第十六条の四の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第七項の規定又は銀行法第八條第二項若しくは第三項、第三十條第一項から第三項まで、第三十七條第一項若しくは第五十二條の三十五第一項から第三項までの規定による認可、承認又は認定に係るものに限る。）に違反したとき。

八、銀行法第五條第三項、第六條第二項若しくは第八條第二項若しくは第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けず、これらの規定に規定する行為をしたとき。

九、銀行法第七條第一項又は第五十二條の十九第一項の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

十、銀行法第七條の四第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二條の二十四第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反したとき。

十一、銀行法第十六條の四第三項若しくは第五項又は第五十二條の二十四第三項若しくは第五項の規定により付した条件に違反したとき。

十二、銀行法第十八條の規定に違反して資本準備金又は利益準備金を計上しなかつたとき。

十三、銀行法第二十六條第一項、第五十二條の十四第一項若しくは第五十二條の三十三第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は銀行法第二十六條第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）若しくは銀行法第五十二條の十三、第五十二條の十四、第五十二條の十五第一項、第五十二條の三十三第一項若しくは第三項若しくは第五十二條の五十五の規定による命令に違反したとき。

十四、銀行法第三十四條第五項（銀行法第三十五條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業の譲渡又は譲受けをしたとき。

十四の二、銀行法第五十二條の二の八の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十四の三、銀行法第五十二條の二の二の二第二項の規定による内閣総理大臣の認可を受けず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十五、銀行法第五十二條の四十三（銀行法第五十二條の二の十において準用する場合を含む。）の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

十六、銀行法第五十二條の四十九（銀行法第五十二條の二の十において準用する場合を含む。）の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

十七、銀行法第五十七條の四の規定による登記をしなかつたとき。

○ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）

（許可）  
第八十九条の三 労働金庫代理業は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。  
2・3（略）

（電子決済等代行業者による労働金庫電子決済等代行業）

第八十九条の十二（略）  
2 電子決済等代行業者は、労働金庫電子決済等代行業を営もうとするときは、第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二條の六十一の三第一項各号（登録の申請）に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。  
3 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。  
4 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、第一項の規定により労働金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が、この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣及び厚生労働大臣の処分違反した場合その他労働金庫電子決済等代行業の業務に著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、労働金庫電子決済等代行業の廃止を命ずることができ、その旨を官報で告示するものとする。  
5 前項の規定により労働金庫電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、その旨を官報で告示するものとする。  
6（略）

（紛争解決等業務を行う者の指定）  
第八十九条の十三 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（金庫業務関連苦情を処理

付する業務をいう。及び紛争解決手続（金庫業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに  
一 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号二に  
二 第九十四条第七項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過し  
ない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経  
過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による  
刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。  
四 役員のうち、次のいづれかに該当する者がなく、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。  
イ 破産手続開始の決定を受け、復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に執行されている者  
ロ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五  
年を経過しない者

二 第九十四条第七項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当す  
る外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日以前一月以内にその法人の役  
員（外国の法令上これと同様に扱われている者を含む。）において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定によ  
る指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国にお  
いて受けていた当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日以前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消し  
の日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その  
刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者  
五 紛争解決等業務の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。  
六 紛争解決等業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。  
七 紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。  
八 第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するため必要な事項  
を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた金庫の総数に占める割合が政令で定める割合以下となること。

三 第一項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、金庫に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議が  
ないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。  
四 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分  
）に限り、同号に掲げる要件については、第九十四条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る  
。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議し、なければならぬ。  
五 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の名称又は商号及び主たる事務所又は営業所の所在地並びに当該  
指定をした日を官報で告示しなければならない。

（銀行法の準用）  
第九十四条（略）  
前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十七条の七第一項を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、  
第十二条の三第三項第二号及び第三号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第一項」と読み替へるものとするほか、必要な  
技術的読替えは、政令で定める。

第九十四条（略）  
前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十七条の七第一項を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、  
第十二条の三第三項第二号及び第三号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第一項」と読み替へるものとするほか、必要な  
技術的読替えは、政令で定める。



は譲受け若しくは合併をしたとき。

十四 (略)

十五 第五十八条第三項の規定に違反して預金又は定期積金の受入れをしたとき。

十六 第五十八条第四項の規定に違反して貸付けをし、又は手形の割引をしたとき。

十七 第五十八条の二第二項の規定に違反したとき。又は第五十八条の三第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社(第五十八条の四第一項に規定する国内の会社を除く。)を子会社としたとき、又は第五十八条の五第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社(第五十八条の七第一項に規定する国内の会社を除く。)を子会社としたとき。

十八の二 第五十八条の三第三項の認可を受けずして認可対象会社を子会社としたとき(同条第一項第五号に掲げる会社(同条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。以下この号において準用する同条第三項の認可を受けずして認可対象会社を子会社としたとき)にあっては、労働金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき)、同条第五項において準用する同条第三項の認可を受けずして同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。)に該当する子会社としたとき、又は同条第六項の認可を受けずして同条第一項各号に掲げる会社となつたことを知つた日から一年を超えて当該労働金庫若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。

十八の三 第五十八条の四第一項若しくは第二項ただし書(第五十八条の七第三項において準用する場合を含む。)(又は第五十八条の七第一項の規定に違反したとき)。

十八の四 第五十八条の四第三項又は第五項(これらの規定を第五十八条の七第三項において準用する場合を含む。)(の規定により付した条件に違反したとき)。

十八の五 第五十八条の五第三項の認可を受けずして認可対象会社を子会社としたとき(同条第一項第十号に掲げる会社(同条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。)(にあっては、労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき)に該当する子会社としたとき若しくは同条第三項第十号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。)(を同号に掲げる会社(当該内閣府令・厚生労働省令で定める議決権を保有している子会社としたとき、又は同条第六項の認可を受けずして当該労働金庫連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該労働金庫連合会の子会社を除く。)(について当該子会社対象会社(同号に掲げる会社(同条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。以下この号において準用する同条第三項の認可を受けずして認可対象会社を子会社としたとき)に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社(第五十八条の四第一項に規定する国内の会社を除く。)(を子会社としたとき)。

十九 第六十条又は第六十一条の規定に違反したとき。

二十 清算の結了を遅延させる目的で、第六十七条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十一 第六十七条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債権の弁済をしたとき。

二十二 第六十七条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して金庫の財産を分配したとき。

二十三 第九十一条の二第一項の規定により付した条件(第三十一条、第五十八条の三第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)(若しくは第六項、第六十四条第四項の規定又は銀行法第三十七条第五十八條の五第三項(同条第四項の規定による認可に係るものに限る。)(若しくは第六項、第六十二条第六項若しくは第六十四条第四項の規定又は銀行法第三十七条第一項若しくは第三号の規定による認可に係るものに限る。)(に違反したとき。

二十四 第九十一条の四第四項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

二十五 銀行法第二十六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項若しくは銀行法第五十二条の五十五、第五十二条の六十一の十六若しくは第二十六条の六十一の二十八第一項の規定に違反して命令(業務の全部又は一部の停止の命令を除く。)(に違反したとき。

二十六 銀行法第五十二条の四十三の規定により行ふべき財産の管理を行わないとき。

二十七 銀行法第五十二条の四十九又は第五十二条の六十一の十二の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

二十八 第九百六十条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる者又は同法第九百七十六条に規定する者が、第三十七条の五において準用する同法第三百八十一条第三項の規定又は第四十一条の三において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

○ 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(抄)

(課税の範囲)  
第二条 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明(以下「登記等」という。)について課する。



第九條 登録免許税の課税標準及び税率は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、登記等の区分に応じ、別表第一の課税標準欄に掲げる金額又は数量及び同表の税率欄に掲げる割合又は金額による。

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一、三六（略）		
二、電子決済等代行業者等の登録又は認定電子決済等代行業者協会等の認定		
（一）銀行法第五十二条の六十一の二（登録）の電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
（二）信用金庫法第八十五条の四第一項（登録）の信用金庫電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
（三）労働金庫法第八十九条の五第一項（登録）の労働金庫電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
（四）協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項（信用協同組合電子決済等代行業の登録）の信用協同組合電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
（五）銀行法第五十二条の六十一の十九（認定電子決済等代行業者協会の認定）の認定電子決済等代行業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
（六）信用金庫法第八十五条の九（認定信用金庫電子決済等代行業者協会の認定）の認定信用金庫電子決済等代行業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
（七）労働金庫法第八十九条の十（認定労働金庫電子決済等代行業者協会の認定）の認定労働金庫電子決済等代行業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
（八）協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七（認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の認定）の認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
三十七、三十八（略）		
四十九 第三者型前払式支払手段の発行者の登録、資金移動業者の登録、暗号資産交換業者の登録、資金清算業の免許又は認定資金決済事業者協会の認定	登録件数	一件につき十五万円
（一）資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第七条（第三者型前払式支払手段の発行者の登録）	登録件数	一件につき十五万円
（二）資金決済に関する法律第三十七条（資金移動業者の登録）	登録件数	一件につき十五万円
（三）資金決済に関する法律第四十一条（変更登録）	登録件数	一件につき十五万円
（四）資金決済に関する法律第六十三条の二（暗号資産交換業者の登録）	登録件数	一件につき十五万円
（五）資金決済に関する法律第六十四条第一項（資金清算業の免許）	免許件数	一件につき十五万円
（六）資金決済に関する法律第八十七条（認定資金決済事業者協会の認定）	認定件数	一件につき十五万円

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（国の機関等への本人確認情報の提供）  
 第三十条の九 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、第三十条の七第三項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機構保存本人確認情報」という。）のうち住民票コード以外のものを提供することができる。ただし、個人番号については、当該別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
 第三十条の二十三 機構は、第三十条の九又は第三十条の九の二第一項に規定する求めを行う別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又はデジタル庁から、総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

（受領者等による本人確認情報等の安全確保）

第三十条の二十八、第三十条の九、第三十条の十から第三十条の十四まで若しくは第三十条の十五第二項の規定により本人確認情報の提供を受けた市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関若しくは別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は住民票コード（以下「受領した本人確認情報」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、受領者は、受領した本人確認情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該受領した本人確認情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、受領者から受領した本人確認情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合に適用する。

（本人確認情報等の電子計算機処理等に従事する受領者の職員等の秘密保持義務）

第三十条の三十 第三十条の十から第三十条の十四まで又は第三十条の十五第二項の規定により市町村又は都道府県の職員又は職員であつた者は、その事務に知り得た本人確認情報が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 第三十条の九又は第三十条の九の二の規定により別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又はデジタル庁が提供を受けた本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する同欄に掲げる国の職員若しくは職員であつた者は、その事務に知り得た本人確認情報等に関する秘密又は本人確認情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

3 受領者から受領した本人確認情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た本人確認情報等に関する秘密又は本人確認情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

○ 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）（抄）

一 普通銀行	<p>長期信用銀行法第十六条の五第一項、信用金庫法第八十五条の二第一項、労働金庫法第八十九条の三第一項又は協同組合金融事業法第六条の三第一項の許可</p>	<p>銀行法第五十二条の三十六第一項（許可）の許可</p>
二 普通銀行	<p>長期信用銀行法第十七条（銀行法の準用）、信用金庫法第八十九条第五項（銀行法の準用）、労働金庫法第九十四条第三項（銀行法の準用）又は協同組合金融事業法第六條の五第一項（信用協同組合代理業者等についての銀行法の準用）において準用する銀行法第五十二条の四十二第二項（業務の範囲）の承認（同条第四項の規定により受けたものとみなされる場合における当該承認を含む。）</p>	<p>銀行法第五十二条の四十二第一項の承認</p>
三 長期信用銀行	<p>銀行法第五十二条の三十六第一項、信用金庫法第八十五条の二第一項、労働金庫法第八十九条の三第一項又は協同組合金融事業法第六条の三第一項の許可</p>	<p>長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可</p>
四 長期信用銀行	<p>銀行法第五十二条の四十二第一項又は信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項若しくは協同組合金融事業法第六條の五第一項の承認（同条第四項の規定により準用する銀行法第五十二条の四十二第一項の承認）</p>	<p>長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項の承認</p>

五 信用金庫	定により受けたものとみなされる場合における当該承認を含む。） 銀行法第五十二条の三第六第一項、労働金庫法第八十九条の三第一項又は協同組合金融事業法第六十二条の三第一項の許可	信用金庫法第八十五条の二第一項の許可
六 信用金庫	銀行法第五十二条の四第二第一項又は労働金庫法第九十四条第三項若しくは協同組合金融事業法第六十二条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四第二第一項の承認（同条第四項の規定により受けたものとみなされる場合における当該承認を含む。）	信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項の承認
七 労働金庫	信用金庫法第八十五条の二第一項又は協同組合金融事業法第六条の三第一項の許可	労働金庫法第八十九条の三第一項の許可
八 労働金庫	信用金庫法第八十九条第五項又は協同組合金融事業法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項の承認（同条第四項の規定により受けたものとみなされる場合における当該承認を含む。）	労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項の承認
九 信用協同組合	信用金庫法第八十五条の二第一項又は労働金庫法第八十九条の三第一項の許可	協同組合金融事業法第六条の三第一項の許可
十 信用協同組合	信用金庫法第八十九条第五項又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項の承認（同条第四項の規定により受けたものとみなされる場合における当該承認を含む。）	協同組合金融事業法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項の承認
2 前項の規定により次の各号に掲げる許可を受けたものとみなされる者は、当該合併の日から起算して一月以内に当該各号に定める書類を内閣総理大臣（第四号に掲げる許可を受けたものとみなされる者にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）に提出しなければならない。		
一 前項の表の第一号の下欄に掲げる許可	銀行法第五十二条の三十九（変更の届出）	
二 前項の表の第三号の下欄に掲げる許可	長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十九	
三 前項の表の第五号の下欄に掲げる許可	信用金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九	
四 前項の表の第七号の下欄に掲げる許可	労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九	
五 （略）		
3 第一項の規定により次の各号に掲げる許可を受けたものとみなされる者については、当該各号に定める規定は、当該許可を受けたものとみなされる者が前項の規定により同項に規定する書類を提出するまでの間は、適用しない。		
一 第一項の表の第一号の下欄に掲げる許可	銀行法第五十二条の三十九（変更の届出）	
二 第一項の表の第三号の下欄に掲げる許可	長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十九	
三 第一項の表の第五号の下欄に掲げる許可	信用金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九	
四 第一項の表の第七号の下欄に掲げる許可	労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九	
五 （略）		
（合併前の信用金庫電子決済等代理業の登録等に関する特例）		
第五十一条の三 吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関が次の表の各号の上欄に掲げる種類の金融機関である場合には、合併の日において現に当該各号の中欄に掲げる登録を受けている者（当該合併における消滅金融機関との間で信用金庫電子決済等代理業（信用金庫法第八十五条の四第二項（登録）に規定する信用金庫電子決済等代理業をいう。）又は労働金庫電子決済等代理業（労働金庫法第八十九条の五第二項（登録）に規定する労働金庫電子決済等代理業をいう。）又は信用協同組合電子決済等代理業（協同組合金融事業法第六十二条の五の二第二項（信用協同組合電子決済等代理業の登録）に規定する信用協同組合電子決済等代理業をいう。）に係る契約を締結している者に限り、当該合併の日において現に当該各号の下欄に掲げる登録を受けている者を除く。）は、当該合併の日において現に当該各号の下欄に掲げる登録を受けたものとみなす。		
一 労働金庫	労働金庫法第八十九条の五第一項又は協同組合金融事業法第六条の五の二第一項の登録	信用金庫法第八十五条の四第一項の登録
二 信用金庫	信用金庫法第八十五条の四第一項又は協同組合金融事業法第六条の五の二第一項の登録	労働金庫法第八十九条の五第一項の登録
三 信用協同組合	信用金庫法第八十五条の四第一項又は協同組合金融事業法第六条の五の二第一項の登録	協同組合金融事業法第六条の五の二第一項の登録

- 3 内閣総理大臣（この項の規定により第二号に掲げる事項を登録する場合にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）は、前項において準用する前条第二項の規定による書類の提出があつたときは、次の各号に掲げる事項を当該各号に定める登録簿に登録するものとする。
  - 一 当該書類に記載された労働金庫法第九十四条第五項（銀行法の準用）において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項及び労働金庫法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第一項第二号に掲げる事項（労働金庫電子決済等代行業者登録簿（労働金庫法第九十四条第五項）に記載された協同組合金融事業法第六条の五の十第一項（信用協同組合電子決済等代行業者等）についての銀行法の準用）において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項及び協同組合金融事業法第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第一項第二号に掲げる事項（信用協同組合電子決済等代行業者登録簿（協同組合金融事業法第六条の五の十第一項）において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者登録簿をいう。）

○ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）

第三十七條 報告又は資料の提出の請求等  
（報告又は資料の提出の請求等）  
機構は、次の各号に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

- 一 第三十四條第三号、第七号若しくは第九号に掲げる業務又はこれらの業務に係る同条第十四号に掲げる業務 金融機関又は銀行持株会社等
- 二 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた金融機関等又は特定持株会社等は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。
- 三 機構は、その業務を行うため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。
- 四 国、都道府県又は日本銀行は、機構がその業務を行うため特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

- 2 第五十五條の二 機構は、債権の額の把握  
（預金等に係る債権の額の把握）  
金融機関は、前項に規定する預金等に係る債権の額を把握しななければならない。
- 3 名称及び住所、預金等に係る債権の内容その他内閣府令・財務省令で定める事項について資料の提出を求めることができる。
- 4 第五十八條の三 金融機関は、保険事故が発生した場合における支払対象預金等に係る保険金の支払又はその払戻しその他の保険事故に対処するために必要な措置の円滑な実施の確保を図るため、電子情報処理組織の整備その他の内閣府令で定める措置を講じなければならない。

- 2 第六十九條の二 略  
（決済債務の保護）  
決済債務が一般預金等の払戻しを行う場合に消滅するものであるときは、当該決済債務の額に相当する金額の当該一般預金等については、決済用預金とみなす。

- 2 第八十一條 略  
（金融整理管財人の調査等）  
金融整理管財人は、その職務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(報告又は資料の提出)

2 内閣総理大臣(略)この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があるときは、その必要の限度において、当該金融機関等若しくは特定持株会社等の

3 当該金融機関等若しくは特定持株会社等から業務の委託を受けた者(金融機関代理業者等を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)に対し、当該金融機関等若しくは特定持株会社等の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

2 内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があるときは、当該職員に金融機関等(金融機関代理業者等を含む。)又は特定持株会社等の営業所(信用金庫等又は相互会社にあつては事務所、外国保険会社等にあつては保険業法第八十五条第一項に規定する支店等)その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

4 前条第三項の規定は、第二項の規定による立入り、質問又は検査(次に掲げる事項を調査するために行うものに限る。)を行わせることができる。この場合において、機械又は第二項の規定による立入り、質問又は検査(次に掲げる事項を調査するために行うものに限る。)を行わせることができる。この場合において、機械又は第二項の規定による立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

6 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、機械に、第一項又は第二項の規定による立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

第七十一条第二項の預金等債権について弁済を受けることができる見込まれる額

第八十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした金融機関等又は特定持株会社等の理事、取締役、執行役、業務執行する社員(業務執行する社員が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者)、日本における代表者又はこれらに準ずる者は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

この法律に定める公告、報告、通知若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告、報告若しくは通知をしたとき。

第六十八條の二第四項若しくは第六十八條の三第四項(これらの規定を第六十九條第四項、第一百條第七項、第二百二十六條の三十一、第二百二十六條の三十二、第四項及び第二百二十六條の三十八第七項において準用する場合を含む。)、第八條の三第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)、同条第七項、第二百二十六條の二十五第三項(第二百二十六條の二十六第八項において準用する場合を含む。)、第二百二十六條の三第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)、同条第七項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をしたとき。

第七十七條の三第二項(第二百二十六條の二十二第七項において準用する場合を含む。)、又は第七十七條の四第二項(第二百二十六條の二十二第七項において準用する場合を含む。)

第八條の二第二項(第八條の三第八項において準用する場合を含む。)、又は第七十七條の二第二項(第八條の三第八項において準用する場合を含む。)

第七十七條第二項の規定により選任された金融整理管財人又は第七十七條の五第一項の規定により特定管理を命ずる処分があつた場合における機構に事務

第七十七條第二項の規定により選任された金融整理管財人又は第七十七條の五第一項の規定により特定管理を命ずる処分があつた場合における機構に事務

八の引渡しをしないとき。  
二金融整理管財人又は特定管理を命ずる処分があつた場合における機構が、第七十五条又は第二百二十六条の七の規定により管理を命ずる処分又は特定管理を命ずる処分が取り消されたにもかかわらず、被管理金融機構又は特定管理を命ずる処分を受けた金融機構等の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは日本における代表者又は清算人に事務の引渡しをしないときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。  
三第一号から第七号までに掲げる金融機構の金融整理管財人又は次の各号に掲げる金融機構等に対し特定管理を命ずる処分があつた場合における機構は、当該各号に定める規定のいづれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。  
一 銀行 会社法第九百七十六号又は銀行法第六十五条各号  
二 長期信用銀行 会社法第九百七十六号各号又は長期信用銀行法第二十七条各号  
三 金融機關の信託業務の兼営等に關する法律第九十一条第一項各号  
四 信用協同組合又は信用協同組合連合会 信用協同組合による金融事業に關する法律第十二条第一項各号  
五 労働金庫又は労働金庫連合会 労働金庫法第一百零一条第一項各号  
六 株式会社商工組合中央金庫 会社法第九百七十六号各号  
七 外国銀行支店 会社法第九百七十六号各号又は株式会社商工組合中央金庫法第七十六条各号  
八 株式会社又は外国保険会社等 会社法第九百七十六号各号又は株式会社商工組合中央金庫法第七十六条各号  
九 金融商品取引業者 指定親会社又は証券金融会社及び第七号から前号までに掲げるものを除く。会社法第九百七十六号各号  
十 信用協同組合若しくは信用協同組合連合会 金融整理管財人又は信用協同組合若しくは信用協同組合連合会に對し特定管理を命ずる処分があつた場合における機構は、金融商品取引法第二百八条各号のいづれかに該當する場合は、この限りでない。

○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（定義等）  
二 一の法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。  
二 預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。  
一 為替取引を行うこと。  
三 この法律において「定期積金」とは、期限を定めて一定金額の給付を行うことを約して、定期に又は一定の期間内において数回にわたり受け入れる金銭をいう。  
四 この法律において「定期積金等」とは、定期積金のほか、一定の期間を定め、その中途又は満了の時に對して一定の金額の給付を行うことを約して、当該期間内において受け入れる掛金をいう。  
五 この法律において「預金者等」とは、預金者及び定期積金の積金者（前項に規定する掛金の積金者を含む。）をいう。  
六 この法律において「総株主等の議決権」とは、総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主總會において決議をすることができ得る事項の全部につき議決権を行使することができない株式について議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項（特別清算事件の管轄）の規定により議決権を有するものとみなされる株式について議決権を含む。以下同じ。）をいう。  
七 この法律において「株式会社」とは、株式又は持分の議決権を含む。以下同じ。  
八 この法律において「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその子会社若しくは以上の子会社又は当該会社の若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。  
九 この法律において「主要株主基準値」とは、総株主の議決権の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決定に對して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとして内閣府令で定める要件に該當する者が当該会社の議決権の保有者である場合にあつては、百分の十五）をいう。  
十 この法律において「銀行主要株主」とは、銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者（他人（仮設人を含む。）の名義をもつて保有する者を含む。以下同じ。）であつて、第五十二条の九第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第二項ただし書の認可を受けているものをいう。

- 11 第八項又は前項の場合において、会社又は議決権の保有者が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該会社若しくは当該議決権の保有者が指図を行うことができるものに限る。)その他内閣府令で定める議決権を含むものとし、信託財産である株式等に係る議決権を除く。)及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。
- 12 この法律において「株式会社」とは、子会社(国内の会社に限定する。)の株式等の取得価額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額は、この法律の総資産の額(内閣府令で定める方法による資産の合計金額をいう。)から内閣府令で定める資産の額(内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。))を除いた額に對する割合が百分の五十を超える会社をいう。
- 13 この法律において「銀行持株会社」とは、銀行を子会社とする持株会社であつて、第五十二条の十七第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。
- 14 この法律において「銀行代理業」とは、銀行のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。  
一 預金の貸付け又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介  
二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介  
三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
- 1615 この法律において「銀行代理業者」とは、第五十二条の三十六第一項の内閣総理大臣の許可を受けて銀行代理業を営む者をいう。  
この法律において「所屬銀行」とは、銀行代理業者が行う第十四項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う銀行をいう。
- 17 この法律において「電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為(第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為)の他の利用者の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く。)のいずれかを行う営業をいう。  
一 銀行に預金の口座を開設している預金者が少ないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く。)のいずれかを行う営業をいう。  
二 銀行に預金又は定期積金の口座を開設して、これを当該銀行に對する指図(当該指図の内容のみを含む。)の伝達(当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令で定める方法によるものを限る。)を受け、これを当該銀行に對して伝達すること。  
三 銀行に預金又は定期積金の口座を開設して、これを当該預金者等に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供する)を含む。
- 21201918 この法律において「電子決済等代行業者」とは、第五十二条の六十一の二の登録を受けて電子決済等代行業を営む者をいう。  
この法律において「認定電子決済等代行業者協会」とは、第五十二条の六十一の十九の規定を受けた一般社団法人をいう。  
この法律において「指定紛争解決機関」とは、銀行が第十條及び第十一條の規定により営む業務並びに担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)その他の法律により営む業務並びに当該銀行のために銀行代理業を営む者が営む銀行代理業をいう。
- 252422 この法律において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。(略)
- 23 (略)
- 24 (營業の免許)  
25 銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。
- 32 第十二條の三 (略)
- 33 (指定紛争解決機関との契約締結義務等)
- 34 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間において、適用しない。  
一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
二 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
三 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
四 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
五 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
六 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
七 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
八 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
九 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
十 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
十一 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
十二 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
十三 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
十四 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
十五 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
十六 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
十七 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
十八 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
十九 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
二十 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
二十一 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
二十二 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
二十三 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
二十四 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
二十五 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
二十六 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
二十七 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
二十八 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
二十九 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
三十 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
三十一 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
三十二 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
三十三 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
三十四 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
三十五 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
三十六 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
三十七 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
三十八 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
三十九 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
四十 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
四十一 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
四十二 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
四十三 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
四十四 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
四十五 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
四十六 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
四十七 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
四十八 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
四十九 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
五十 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
五十一 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
五十二 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
五十三 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
五十四 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
五十五 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
五十六 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
五十七 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
五十八 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
五十九 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
六十 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
六十一 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
六十二 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
六十三 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
六十四 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
六十五 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
六十六 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
六十七 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
六十八 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
六十九 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
七十 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
七十一 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
七十二 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
七十三 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
七十四 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
七十五 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
七十六 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
七十七 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
七十八 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
七十九 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
八十 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
八十一 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
八十二 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
八十三 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
八十四 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
八十五 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
八十六 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
八十七 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
八十八 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
八十九 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
九十 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
九十一 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
九十二 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
九十三 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
九十四 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
九十五 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
九十六 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
九十七 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
九十八 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
九十九 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき  
一百 第一項第一号に掲げる場合の区別に依り、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき

三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第五十二条の六十二第一項の規定による指  
定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

第十三条の三 銀行は、その業務に  
（銀行の業務に係る禁止行為）

一 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為  
二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為  
三 顧客に対し、当該銀行又は当該銀行の特定関係者その他当該銀行と内閣府令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為（顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）  
四 前三号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

（金融商品取引法の準用）

第十三条の四 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十  
四條の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）  
第三十六條の四（第一種金融商品取引業又は投資運用業者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、業  
務管理体制の整備、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、信義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）  
第三十七條（第一項第二号（廣告等の規制）  
第三十七條の二）  
（取引態様の事前明示義務）  
第三十七條の三（第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）  
第三十七條の五（保証金の受領に係る書面の交付）  
第三十七條の七（指定紛争解決機関との契約締結義務等）  
第三十八條（第一項第一号（契約締結前の書面の交付）  
第三十七條の二）  
禁止行為）  
第三十九條（第三項）  
第九條の三（第三項）  
第十條（第四項）  
第十一條（第一項）  
第十二條（第一項）  
第十三條（第一項）  
第十四條（第一項）  
第十五條（第一項）  
第十六條（第一項）  
第十七條（第一項）  
第十八條（第一項）  
第十九條（第一項）  
第二十條（第一項）  
第二十一條（第一項）  
第二十二條（第一項）  
第二十三條（第一項）  
第二十四條（第一項）  
第二十五條（第一項）  
第二十六條（第一項）  
第二十七條（第一項）  
第二十八條（第一項）  
第二十九條（第一項）  
第三十條（第一項）  
第三十一條（第一項）  
第三十二條（第一項）  
第三十三條（第一項）  
第三十四條（第一項）  
第三十五條（第一項）  
第三十六條（第一項）  
第三十七條（第一項）  
第三十八條（第一項）  
第三十九條（第一項）  
第四十條（第一項）  
第四十一條（第一項）  
第四十二條（第一項）  
第四十三條（第一項）  
第四十四條（第一項）  
第四十五條（第一項）  
第四十六條（第一項）  
第四十七條（第一項）  
第四十八條（第一項）  
第四十九條（第一項）  
第五十條（第一項）  
第五十一條（第一項）  
第五十二條（第一項）  
第五十三條（第一項）  
第五十四條（第一項）  
第五十五條（第一項）  
第五十六條（第一項）  
第五十七條（第一項）  
第五十八條（第一項）  
第五十九條（第一項）  
第六十條（第一項）  
第六十一條（第一項）  
第六十二條（第一項）  
第六十三條（第一項）  
第六十四條（第一項）  
第六十五條（第一項）  
第六十六條（第一項）  
第六十七條（第一項）  
第六十八條（第一項）  
第六十九條（第一項）  
第七十條（第一項）  
第七十一條（第一項）  
第七十二條（第一項）  
第七十三條（第一項）  
第七十四條（第一項）  
第七十五條（第一項）  
第七十六條（第一項）  
第七十七條（第一項）  
第七十八條（第一項）  
第七十九條（第一項）  
第八十條（第一項）  
第八十一條（第一項）  
第八十二條（第一項）  
第八十三條（第一項）  
第八十四條（第一項）  
第八十五條（第一項）  
第八十六條（第一項）  
第八十七條（第一項）  
第八十八條（第一項）  
第八十九條（第一項）  
第九十條（第一項）  
第九十一條（第一項）  
第九十二條（第一項）  
第九十三條（第一項）  
第九十四條（第一項）  
第九十五條（第一項）  
第九十六條（第一項）  
第九十七條（第一項）  
第九十八條（第一項）  
第九十九條（第一項）  
第一百條（第一項）  
第一百零一條（第一項）  
第一百零二條（第一項）  
第一百零三條（第一項）  
第一百零四條（第一項）  
第一百零五條（第一項）  
第一百零六條（第一項）  
第一百零七條（第一項）  
第一百零八條（第一項）  
第一百零九條（第一項）  
第一百一十條（第一項）  
第一百一十一條（第一項）  
第一百一十二條（第一項）  
第一百一十三條（第一項）  
第一百一十四條（第一項）  
第一百一十五條（第一項）  
第一百一十六條（第一項）  
第一百一十七條（第一項）  
第一百一十八條（第一項）  
第一百一十九條（第一項）  
第一百二十條（第一項）  
第一百二十一條（第一項）  
第一百二十二條（第一項）  
第一百二十三條（第一項）  
第一百二十四條（第一項）  
第一百二十五條（第一項）  
第一百二十六條（第一項）  
第一百二十七條（第一項）  
第一百二十八條（第一項）  
第一百二十九條（第一項）  
第一百三十條（第一項）  
第一百三十一條（第一項）  
第一百三十二條（第一項）  
第一百三十三條（第一項）  
第一百三十四條（第一項）  
第一百三十五條（第一項）  
第一百三十六條（第一項）  
第一百三十七條（第一項）  
第一百三十八條（第一項）  
第一百三十九條（第一項）  
第一百四十條（第一項）  
第一百四十一條（第一項）  
第一百四十二條（第一項）  
第一百四十三條（第一項）  
第一百四十四條（第一項）  
第一百四十五條（第一項）  
第一百四十六條（第一項）  
第一百四十七條（第一項）  
第一百四十八條（第一項）  
第一百四十九條（第一項）  
第一百五十條（第一項）  
第一百五十一條（第一項）  
第一百五十二條（第一項）  
第一百五十三條（第一項）  
第一百五十四條（第一項）  
第一百五十五條（第一項）  
第一百五十六條（第一項）  
第一百五十七條（第一項）  
第一百五十八條（第一項）  
第一百五十九條（第一項）  
第一百六十條（第一項）  
第一百六十一條（第一項）  
第一百六十二條（第一項）  
第一百六十三條（第一項）  
第一百六十四條（第一項）  
第一百六十五條（第一項）  
第一百六十六條（第一項）  
第一百六十七條（第一項）  
第一百六十八條（第一項）  
第一百六十九條（第一項）  
第一百七十條（第一項）  
第一百七十一條（第一項）  
第一百七十二條（第一項）  
第一百七十三條（第一項）  
第一百七十四條（第一項）  
第一百七十五條（第一項）  
第一百七十六條（第一項）  
第一百七十七條（第一項）  
第一百七十八條（第一項）  
第一百七十九條（第一項）  
第一百八十條（第一項）  
第一百八十一條（第一項）  
第一百八十二條（第一項）  
第一百八十三條（第一項）  
第一百八十四條（第一項）  
第一百八十五條（第一項）  
第一百八十六條（第一項）  
第一百八十七條（第一項）  
第一百八十八條（第一項）  
第一百八十九條（第一項）  
第一百九十條（第一項）  
第一百九十一條（第一項）  
第一百九十二條（第一項）  
第一百九十三條（第一項）  
第一百九十四條（第一項）  
第一百九十五條（第一項）  
第一百九十六條（第一項）  
第一百九十七條（第一項）  
第一百九十八條（第一項）  
第一百九十九條（第一項）  
第二百條（第一項）

第三十一条 内閣総理大臣は、前条の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 合併等が金融機関相互間の適正な競争関係を阻害する等金融秩序を乱すおそれがないものであること。  
二 前条の認可の申請をした銀行又は合併により設立される銀行が、合併等の後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。



第四十七條 外国銀行の免許等  
（略）

3 2 前項の場合において、第十條第二項（第八號の二に係る部分に限る。）及び次章の規定並びにこれらの項において「外国銀行」として、（略）

4 外国銀行のこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第五十二條（外国銀行代理銀行について）  
第三十四條の二及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）  
（略）

第八條の二（禁止行為）  
第三十九條第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項（損失補填等の禁止）並びに第四十條第一號、第二號、第七號及び第八號並びに第三十

第九條の二（分別管理が確保されていない場合の禁止）  
第四項、第六項及び第七項（損失補填等の禁止）並びに第四十條第一號、第二號、第七號及び第八號並びに第三十

第十條の二（取引形態の事前明示義務）  
第三十七條第一項、第二項、第三項、第四項、第五項、第六項、第七項、第八項、第九項、第十項、第十一項、第十二項、第十三項、第十四項、第十五項、第十六項、第十七項、第十八項、第十九項、第二十項、第二十一項、第二十二項、第二十三項、第二十四項、第二十五項、第二十六項、第二十七項、第二十八項、第二十九項、第三十

第十一條の二（勧誘又は締結）  
（略）

第十二條の二（勧誘又は締結）  
（略）

第十三條の二（勧誘又は締結）  
（略）

第十四條の二（勧誘又は締結）  
（略）

第十五條の二（勧誘又は締結）  
（略）





第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項、第五十二条の三十九（銀行が銀行代理業を営む場合においては、第一項を除く。）から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、前三条、第五十三条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の第二項の規定並びにこれらの規定に係る第九章及び第十章の規定を適用する。この場合において、第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは」とあるのは「期限を付して銀行代理業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 銀行等は、銀行代理業を営もうとするときは、第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

(登録)  
第五十二条の六十一の二 電子決済等代行業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

(登録の申請)

第五十二条の六十一の三 前条の登録を受けようとする者（次条第二項及び第五十二条の六十一の五において「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名
- 二 法人であるときは、その役員（外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下この章において同じ。）の氏名
- 三 電子決済等代行業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地
- 四 前項の登録申請書で定める事項
- 2 第五十二条の六十一の五第一項各号（第一号を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 一 法人であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
- 二 電子決済等代行業の業務内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類
- 三 電子決済等代行業の業務内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類
- 四 その他内閣府令で定める書類

(登録の実施)

第五十二条の六十一の四 内閣総理大臣は、第五十二条の六十一の二の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を電子決済等代行業者登録簿に登録しなければならない。

- 二 前条第一項各号に掲げる事項
- 一 登録年月日及び登録番号
- 3 2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
- 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第五十二条の六十一の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 次のいずれかに該当する者
- イ 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者
- ロ 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者
- (1) 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者
- (2) 第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による第五十二条の六十一の二の登録の取消し
- (3) 第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による第五十二条の六十一の二の登録の取消し
- (4) 第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による第五十二条の六十一の二の登録の取消し
- (5) 農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項（農林中央金庫電子決済等代行業に関する銀行法の準用）において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十五条の五の二第一項（登録）の登録の取消し
- (6) 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の十九第一項又は第二項（登録の取消し等）の規定による同法第六十条の三（登録）の登録の取消し
- (7) 農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項（農林中央金庫電子決済等代行業に関する銀行法の準用）において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十五条の五の二第一項（登録）の登録の取消し
- (8) 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の十九第一項又は第二項（登録の取消し等）の規定による同法第六十条の三（登録）の登録の取消し

二 (略)  
(9) 次に掲げる命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者

(1) 金融サービス提供に関する法律第三十八条第二項(監督上の処分)の規定による電子決済等代理業の廃止の命令

(2) 農業協同組合法第九十二条の五の八第四項の規定による同法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代理業の廃止の命令

(3) 水産業協同組合法第九十六条第四項(電子決済等代理業者による特定信用事業電子決済等代理業)の規定による同法第一百条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代理業の廃止の命令

(4) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の九第四項(電子決済等代理業者による信用協同組合電子決済等代理業)の規定による同法第六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代理業の廃止の命令

(5) 信用金庫法第八十五条の十一第四項(電子決済等代理業者による信用金庫電子決済等代理業)の規定による同法第八十五条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代理業の廃止の命令

(6) 労働金庫法第九十九条の十二第四項(電子決済等代理業者による労働金庫電子決済等代理業)の規定による同法第八十九条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代理業の廃止の命令

(7) 農林中央金庫法第九十五条の五の九第四項(電子決済等代理業者による農林中央金庫電子決済等代理業)の規定による同法第九十五条の五の二第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代理業の廃止の命令

(8) 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二第四項(電子決済等代理業者による商工組合中央金庫電子決済等代理業)の規定による同法第六十条の二第一項(定義)に規定する商工組合中央金庫電子決済等代理業の廃止の命令

ホ この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令)による刑を含む。)に処せられ、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 外国人であつて日本における代表者を定めていない者

ロ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある者

(1) 心身の故障のため電子決済等代理業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

(3) 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

(4) 法人が前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

(5) (略)

三 前号ハからホまでのいずれかに該当する者

ハ 個人である場合において、次のいずれかに該当する者

ロ 外国に住所を有する個人であつて日本における代理人を定めていない者

ハ 心身の故障により電子決済等代理業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

ロ 前号ロ(2)から(5)までのいずれかに該当する者

二 (変更の届出)  
第五十二条の六十一の六 電子決済等代理業者は、第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

三 電子決済等代理業者は、第五十二条の六十一の三第二項第三号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(廃業等の届出)  
第五十二条の六十一の七 電子決済等代理業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を

内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 電子決済等代行業者を廃止したとき、又は会社分割により電子決済等代行業の全部の承継をさせたとき、若しくは電子決済等代行業の全部の譲渡をしたとき

二 電子決済等代行業者である個人が死亡したとき、若しくは承継をさせ、若しくは譲渡をした個人又は法人

三 電子決済等代行業者である法人が合併により消滅したとき、その法人を代表する役員であつた者

四 電子決済等代行業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき、その破産管財人

五 電子決済等代行業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき、その清算人

六 電子決済等代行業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該電子決済等代行業者の登録は、その効力を失う。

（利用者に対する説明等）

第五十二条の六十一の八 電子決済等代行業者は、第二条第十七項各号に掲げる行為（同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。）を行うときは、内閣府令で定める場合を除き、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、利用者に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 電子決済等代行業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 電子決済等代行業者の権限に関する事項

三 電子決済等代行業者の損害賠償に関する事項

四 電子決済等代行業者に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先

五 その他内閣府令で定める事項

二 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理、電子決済等代行業の業務を第三者に委託する場合における当該業務の提供、電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

（電子決済等代行業者の誠実義務）

第五十二条の六十一の九 電子決済等代行業者は、利用者のため誠実にその業務を遂行しなければならない。

（銀行との契約締結義務等）

第五十二条の六十一の十（略）

一 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

二 電子決済等代行業者の業務（当該銀行に係るものに限る。次号において同じ。）に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該銀行と当該電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

三 当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に關して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該銀行が行うことができる措置に関する事項

四 その他他電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項

五 銀行及び電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（銀行による基準の作成等）

第五十二条の六十一の十一 銀行は、前条第一項の契約を締結するに当たつて電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

二 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる電子決済等代行業の業務に關して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする。

三 銀行は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

（電子決済等代行業に関する帳簿書類）

第五十二条の六十一の十二 電子決済等代行業者は、内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

第五十二條の六十一の十三 電子決済等代行業者に関する報告書  
に提出しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第五十二條の六十一の十四 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該電子決済等代行業者に対し、その業務又は財産の状況に報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に關して取引する者又は当該電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)に対し、当該電子決済等代行業者の業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に關して取引する者又は電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第五十二條の六十一の十五 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該電子決済等代行業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に關して取引する者若しくは電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、電子決済等代行業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 前条第三項の規定は、第二項の規定による電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に關して取引する者又は電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

(業務改善命令)

第五十二條の六十一の十六 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該電子決済等代行業者に対し、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。

(登録の取消し等)

第五十二條の六十一の十七 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二條の六十一の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 電子決済等代行業者が第五十二條の六十一の五第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第五十二條の六十一の二の登録を受けたとき。

3 内閣総理大臣は、この法律に基づく内閣総理大臣の処分を違反したとき、その他電子決済等代行業の業務に關し著しく不適當な行為をしたと認められるとき、その法人を代表する役員(電子決済等代行業者の営業所若しくは事務所の所在地を確定できないとき、又は電子決済等代行業者の所在(法人である場合にあつては、その代理人を代表する役員の所在)を確定できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該電子決済等代行業者から申出がないときは、当該電子決済等代行業者の第五十二條の六十一の二の登録を取り消すことができる。

(登録の抹消)

第五十二條の六十一の十八 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、電子決済等代行業者の登録を抹消しなければならない。

一 前条第一項又は第二項の規定により第五十二條の六十一の二の登録を取り消したとき。

二 第五十二條の六十一の七第二項の規定により第五十二條の六十一の二の登録がその効力を失つたとき。

第五十二條の六十一の十九 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（以下この節において「認定業務」という。）を行う者として認定することを目的とすることができる。

一 電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とすること。

二 電子決済等代行業者を社員（以下この節及び第六十三條の三第五号において「会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に履行に必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に履行に足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

（認定電子決済等代行業者協会の業務）

第五十二條の六十一の二十 認定電子決済等代行業者協会は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 会員が電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二 会員の営む電子決済等代行業の適正化並びにその内容の適正化その他電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は安全管理のために必要な規則の制定

四 電子決済等代行業の利用者の利益を保護するため必要な情報の収集、整理及び提供

五 電子決済等代行業の利用者に対する利用者からの苦情の処理

六 電子決済等代行業の利用者に対する広報

七 前各号に掲げるもののほか、電子決済等代行業の健全な発展及び電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

（会員名簿の縦覧等）

第五十二條の六十一の二十一 認定電子決済等代行業者協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

二 認定電子決済等代行業者協会でない者（信用金庫法第八十五條の九（認定信用金庫電子決済等代行業者協会の認定）の規定による認定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称中に、認定電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

三 認定電子決済等代行業者協会の社員である者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称中に、認定電子決済等代行業者協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

（利用者の保護に資する情報の提供）

第五十二條の六十一の二十二 認定電子決済等代行業者協会は、第五十二條の六十一の二十九の規定により内閣総理大臣から提供を受けた情報のうち電子決済等代行業の利用者の保護に資する情報について、電子決済等代行業の利用者に提供できるようにしなければならない。

（利用者からの苦情に関する対応）

第五十二條の六十一の二十三 認定電子決済等代行業者協会は、電子決済等代行業の利用者から会員の営む電子決済等代行業に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

二 認定電子決済等代行業者協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

三 認定電子決済等代行業者協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

（認定電子決済等代行業者協会への報告等）

第五十二條の六十一の二十四 会員は、電子決済等代行業者が行つた利用者の保護に欠ける行為に関する情報その他電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報として内閣府令で定めるものを取得したときは、これを認定電子決済等代行業者協会に報告しなければならない。

二 認定電子決済等代行業者協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。



第五十二條の六十一の二十五

(秘密保持義務等)  
認定電子決済等代行業者協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者(次項において「役員等」という。)は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。  
2 認定電子決済等代行業者協会の役員等は、その職務に關して知り得た情報等を、認定業務(当該認定電子決済等代行業者協会が信用金庫法第八十五条の九(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の認定)の認定を受けた一般社団法人であつて、当該役員等が当該一般社団法人の同法第八十五条の十(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の業務)に規定する業務に従事する役員等である場合における当該業務その他これに類する業務として政令で定める業務を含む。)の用に供する目的以外に利用してはならない。

(立入検査等)

第五十二條の六十一の二十七 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定電子決済等代行業者協会に対し、その業務若しくは財産に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。  
2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。  
3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(認定電子決済等代行業者協会に対する監督命令等)

第五十二條の六十一の二十八 内閣総理大臣は、認定業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定電子決済等代行業者協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。  
2 内閣総理大臣は、認定電子決済等代行業者協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(認定電子決済等代行業者協会への情報提供)

第五十二條の六十一の二十九 内閣総理大臣は、認定電子決済等代行業者協会の求めに応じ、認定電子決済等代行業者協会が認定業務を適正に行うために必要な限度において、電子決済等代行業者に關する情報であつて認定業務に資するものとして内閣府令で定める情報を提供することができる。  
第五十二條の六十一の三十 電子決済等代行業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合におけるこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人又は個人に對するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第五十二條の六十二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。  
一 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む)、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号二において同じ。)であること。  
二 第五十二條の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消の日から五年を経過しない者でないこと。  
三 この法律若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。  
四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。  
イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者  
ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者  
ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者  
ニ 第五十二條の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消の日から一月以内にその法人の役員であつた者でその取消の日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

六 紛争解決等業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八（略）

二 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

四（略）

第五十二条の六十三 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 主たる営業所又は事務所その他紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

二 前項の氏名又は商号若しくは名称

一 前条第一項申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面

二 定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

三 業務規程

四 組織に関する事項を記載した書類

五 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経理的な基礎を有することを明らかにする書類であつて内閣府令で定めるもの

六 前条第二項に規定する書類その他同条第一項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類として内閣府令で定めるもの

七 その他内閣府令で定める書類

三 前項の場合において、定款、財産目録又は貸借対照表が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて当該電磁的記録を添付することができる。

第五十二条の六十四

（秘密保持義務等） 指定紛争解決機関の紛争解決委員（第五十二条の七十三第二項の規定により選任された紛争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第五十二条の六十七第二項及び第四項において同じ。）若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、紛争解決等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

二 指定紛争解決機関の紛争解決委員又は役員若しくは職員で紛争解決等業務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第五十二条の六十五

（指定紛争解決機関の業務） 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行うものとする。

二（略）

第五十二条の六十六

（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託） 指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者（第五十二条の七十三第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。）以外の者に対して、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。

第五十二条の六十七

（業務規程） 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

第五十二条の六十七 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

一 手続実施基本契約の内容に関する事項  
二 紛争解決等業務の実施に関する事項  
三 (略)

四 当事者から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項  
五 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項  
六 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項  
七 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

八 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。  
一 苦情処理手続と紛争解決手続との連携を確保するための措置が講じられていること。

二 紛争解決委員が弁護士でない場合（司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。）において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。

三 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

四 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

五 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。

六 第一項第四号及び第五号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。  
一 第一項第四号に規定する負担金及び同項第五号に規定する料金の額又は算定方法及び支払方法（次号において「負担金額等」という。）を定めていること。

二 負担金額等が著しく不当なものでないこと。

三 業務規程の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。  
四 業務規程は、前項の規定による認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準（紛争解決手続の業務に係る部分に限る。）に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

五 暴力団員等の使用の禁止  
第六十二條の六十九 指定紛争解決機関は、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者をいう。）を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。

（記録の保存）  
第五十二條の七十一 指定紛争解決機関は、第五十二條の七十三第九項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、紛争解決等業務に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

（指定紛争解決機関による紛争解決手続）  
第五十二條の七十三（略）

三 指定紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者（第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。）のうちから選任されるものである場合において、紛争解決委員のうち少なくとも一人は、第一号又は第三号（当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合）の第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 弁護士であつてその職務に従事した期間が通算して五年以上である者

二 紛争解決委員は、前項の申立てを受けたときは、紛争解決委員を選任するものとする。

三 指定紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者（第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。）のうちから選任されるものである場合において、紛争解決委員のうち少なくとも一人は、第一号又は第三号（当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合）の第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 弁護士であつてその職務に従事した期間が通算して五年以上である者

二 (略)  
三 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者

四 当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあっては、同条第二項に規定する司法書士であつて同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して五年以上である者

五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

4 (略)

5 前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないこととしたとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託することとしたときは、指定紛争解決機関は、第一項の申立てをした者に対し、その旨を理由を付して通知するものとする。

6 紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停(第五十二条の六第七第六項に規定する特別調停案を提示することができる。)をすることができる。

7 紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

8 指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入銀行の顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提示して説明をしなければならない。

9 当該顧客が支払う料金に関する事項

二 第五十二条の六第七第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

三 その他内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

一 (略)

二 紛争解決委員の氏名

三 紛争解決手続の実施の経緯

四 紛争解決手続の結果(紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。)

五 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

三 (訴訟手続の中止)

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第五十二条の七十七

(名称の使用制限) 指定紛争解決機関でない者(金融商品取引法第五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

第五十二条の七十八

(変更の届出) 前項の規定により指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

第五十二条の七十九 指定紛争解決機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(手続実施基本契約の締結等の届出)

二 (略)

二 その他内閣府令で定めるとき。

(業務に関する報告書の提出)

第五十二条の八十 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

(報告徴収及び立入検査)  
第五十二条の八十一 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため必要があると認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)  
3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。  
4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第五十二条の八十二 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に関し、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定紛争解決機関に対して、その業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

1 第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十二条の六十七から第七号までに掲げる要件に係るものに限る。以下この号において同じ。）に該当しないこととなつた場合又は第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合（その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。）

(紛争解決等業務の休廃止)  
第五十二条の八十三 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止（次項に規定する理由によるものを除く。）をし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 指定紛争解決機関が、天災その他のやむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

3 (略)  
(指定の取消し等)  
第五十二条の八十四 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消し、又は

六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1 第五十二条の六十二第一項第二号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき、

2 不正の手段により第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けたとき、

3 法令又は法令に基づく処分を違反したとき。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

1 第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十二条の六十七から第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。）に該当しないこととなつた場合又は第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当していなかつたことが判明した場合

2 第五十二条の六十五、第五十二条の六十六、第五十二条の六十九又は第五十二条の七十三の規定に違反した場合（その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。）

3 (略)  
(届出事項)

第五十三條 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 營業を開始したとき。

二 第十六條の二第一項第十一号から第十四号までに掲げる会社（同条第四項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第三十條第一項から第三十條第三項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五條第一項（認可）の規定による認可を受けて合併、会社分割又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）。

三 その子会社が子会社でなくなつたとき（第三十條第二項又は第三十條第三項の規定による認可を受けて会社分割又は事業の譲渡をした場合を除く。）又は子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき（第五号の場合を除く。）。

四 資本金の額を増加しようとするとき。

五 この法律の規定による認可を受けた事項を実行したとき。

六 外国において駐在員事務所を設置しようとするとき。

七 その他内閣府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令）で定める場合に該当するときは、その旨を内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

八 銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第五十二條の九第一項の認可に係る銀行主要株主になつたとき、又は当該認可に係る銀行主要株主として設立されたとき。

二 銀行の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となつたとき（第五号の場合を除く。）。

三 銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたとき（前号及び次号の場合を除く。）。

四 銀行の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者でなくなつたとき（前号及び次号の場合を除く。）。

五 解散したとき（設立、株式移転、合併（当該合併により銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる会社その他の法人を設立する場合に限る。）又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。

六 その他内閣府令で定める場合に該当するときは、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

七 銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第五十二條の十七第一項の認可に係る銀行持株会社になつたとき、又は当該認可に係る銀行持株会社として設立されたとき。

二 銀行を子会社とする持株会社でなくなつたとき（第五号の場合を除く。）。

三 第五十二條の二十三第一項第十号から第十三号までに掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第五十二條の三十五第一項から第三十條第三項までの規定による認可を受けて合併、会社分割又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）。

四 その子会社が子会社でなくなつたとき（第五十二條の三十五第二項又は第三十條の規定による認可を受けて会社分割又は事業の譲渡をした場合及び第二号の場合を除く。）又は子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき、若しくは特例子会社対象会社に該当する持株特定子会社が当該特例子会社対象会社に該当しない持株特定子会社になつたとき（第七号の場合及び第五十二條の二十三の二第八項の規定による届出をした場合を除く。）。

五 解散したとき（設立、株式移転、合併（当該合併により銀行を子会社とする持株会社を設立するものに限る。）又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。

六 資本金の額を変更しようとするとき。

七 この法律の規定による認可（第一号に規定する認可を除く。）を受けた事項を実行したとき。

八 その他内閣府令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

九 銀行代理業者は、銀行代理業を開始したとき、その他内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

十 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業を開始したとき、銀行との間で第五十二條の六十一の十第一項の契約を締結したとき、その他内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(内閣総理大臣の告示)  
第五十六条 次に掲げる場合には、内閣総理大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

一 第二十六条第一項又は第二十八条の規定により銀行の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

二 銀行が第四十一条第四号の規定に該当して第四条第一項の免許が効力を失ったとき。

三 第五十条の規定により外国銀行に対する第四十一条の免許が効力を失ったとき。

四 第五十二条の第一項の規定により第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可を取り消したとき。

五 第五十二条の第三十四第一項の規定により銀行持株会社の子会社である銀行の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

六 第五十二条の第三十四第一項の規定により銀行持株会社の全部又は一部の停止を命じたとき。

七 第五十二条の第三十四第一項の規定により銀行持株会社の全部又は一部の停止を命じたとき。

八 第五十二条の第三十四第一項の規定により銀行持株会社の全部又は一部の停止を命じたとき。

九 第五十二条の第三十四第一項の規定により銀行持株会社の全部又は一部の停止を命じたとき。

十 第五十二条の第三十四第一項の規定により銀行持株会社の全部又は一部の停止を命じたとき。

十一 第五十二条の第三十四第一項の規定により銀行持株会社の全部又は一部の停止を命じたとき。

十二 第五十二条の第三十四第一項の規定により銀行持株会社の全部又は一部の停止を命じたとき。

十三 第五十二条の第三十四第一項の規定により銀行持株会社の全部又は一部の停止を命じたとき。

十四 第五十二条の第三十四第一項の規定により銀行持株会社の全部又は一部の停止を命じたとき。

十五 第五十二条の第三十四第一項の規定により銀行持株会社の全部又は一部の停止を命じたとき。

十六 第五十二条の第三十四第一項の規定により銀行持株会社の全部又は一部の停止を命じたとき。

十七 第五十二条の第三十四第一項の規定により銀行持株会社の全部又は一部の停止を命じたとき。

十八 第五十二条の第三十四第一項の規定により銀行持株会社の全部又は一部の停止を命じたとき。

十九 第五十二条の第三十四第一項の規定により銀行持株会社の全部又は一部の停止を命じたとき。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第四条第四項又は第五十二条の第三十八第二項の規定により付した条件に違反したとき。

二 三 (略)

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした銀行（銀行が第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総

理大臣の免許が効力を失った場合）に該当する銀行（銀行が第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総

理大臣の免許が効力を失った場合）に該当する銀行（銀行が第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総

理大臣の免許が効力を失った場合）に該当する銀行（銀行が第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総

理大臣の免許が効力を失った場合）に該当する銀行（銀行が第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総

理大臣の免許が効力を失った場合）に該当する銀行（銀行が第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総

理大臣の免許が効力を失った場合）に該当する銀行（銀行が第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総

理大臣の免許が効力を失った場合）に該当する銀行（銀行が第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総

理大臣の免許が効力を失った場合）に該当する銀行（銀行が第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総

理大臣の免許が効力を失った場合）に該当する銀行（銀行が第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総

理大臣の免許が効力を失った場合）に該当する銀行（銀行が第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総

理大臣の免許が効力を失った場合）に該当する銀行（銀行が第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総

理業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人又は認定電子決済等代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。第五項第三項、第六項第三項、第八項第二項若しくは第三項又は第四十七條の三の規定による内閣総理大臣の認可を受けずしてこれらの規定に規定する行為をしたとき。

二 第七條第一項又は第五十二條の十九第一項の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

三 第十二條又は第五十二條の二十一第一項の規定に違反して他の業務を営んだとき。

四 (略)

五 第十六條の二第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社(第十六條の四第一項に規定する国内の会社を除く。)を子会社としたとき、又は第五十二條の二十三第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社(第五十二條の二十四第一項に規定する国内の会社を除く。)を子会社としたとき。

六 第十六條の二第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けずして子会社対象銀行等を子会社としたとき(同條第一項第十五号に掲げる会社(同條第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。))にあつては、当該銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき、同條第七項において準用する同條第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けずして同條第七項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同條第十三項において準用する同條第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けずして同條第十三項に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(子会社対象銀行等に限る。))に該当する子会社としたとき若しくは同項第十五号に掲げる会社(同條第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。))を同様に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。))に該当する子会社としたとき、又は同條第十六項の規定による内閣府令で定める内閣府令で定め

る事実を知つた日から一年を超えて当該銀行若しくはその子会社が当該同項に掲げる議決権を合算して違反したとき、同項に規定する内閣府令で定め

る第十六條の四第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二條の二十四第三項若しくは第五項の規定により付した条件に違反したとき。

七 第十六條の四第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二條の二十四第三項若しくは第五項の規定により付した条件に違反したとき。

八 第十八條の規定に違反して資本準備金又は利益準備金を計上しなかつたとき。

九 (略)

十 第三十四條第五項(第三十五條第三項において準用する場合を含む。))の規定に違反して事業の譲渡又は譲受けをしたとき。

十一 第四十七條の二の規定に違反して同條に規定する額以上の資産を国内において保有しないとき。

十二 第四十八條、第五十二條第二項若しくは第五十二條の二の八の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十三 第五十二條の二の十一第一項、第五十二條の三第一項、第三項若しくは第四項、第五十二條の四第一項若しくは第二項、第五十二條の五、第五十二條の六

の保有者になつたとき、又は銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき、又は虚偽の提出若しくは届出をしたとき。

十四 第五十二條の九第三項若しくは第五十二條の十七第二項若しくは第四項の規定による提出若しくは届出をせず、又は虚偽の提出若しくは届出をしたとき。

十五 第五十二條の九第二項の規定に違反して同項に規定する猶予期限を超えて銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき、又は第五十二條の十五第二項の規定に

違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき、又は第五十二條の十五第二項の規定に

違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき、又は第五十二條の十五第二項の規定に

違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき、又は第五十二條の十五第二項の規定に

違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき、又は第五十二條の十五第二項の規定に

違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき、又は第五十二條の十五第二項の規定に

違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき、又は第五十二條の十五第二項の規定に



又は同条第八項の規定による届出をしない、若しくは虚偽の届出をして、特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社を特定子会社としたとき（同項に規定する内閣府令で定める会社にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき）。

十九 第五十二条の四十三（第五十二条の二十において準用する場合を含む。）の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

二十 第五十四条第一項の規定により付した条件（第八条第二項若しくは第三項、第十六条の二第四項（同条第七項又は第十三項において準用する場合を含む。）第八項、第十一項、第十四項若しくは第十六項、第三十条第一項から第三項まで、第三十七条第一項、第四十七条の三、第五十二条の二第一項若しくは第二項、第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書、第五十二条の二十三第三項（同条第六項又は第十二項において準用する場合を含む。）第七項、第十項、第十三項若しくは第十五項、第五十二条の二十三の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第七項又は第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可、承認又は認定に係るものに限る。）に違反したとき。

第六十六条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第六条第二項の規定に違反してその名称又は商号中に銀行であることを示す文字を使用した者

二・三（略）

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一（略）

○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（処分の基準）

第十二条 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するとき 弁明の機会の付与

一 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項の規定は、適用しないとき。

二 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であつて、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをするとき。

三 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱について遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であつてその不充足の事実が計測、実験その他の客観的な認定方法によつて確認されたものをするとき。

四 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額を金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

五 当該不利益処分等の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分等の理由の提示)

- 第十四条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分等の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。
- 2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。
- 3 不利益処分を書面で行うときは、前二項の理由は、書面により示さなければならない。

(聴聞の通知の方式)

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分等の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 1 予定される不利益処分等の内容及び根拠となる法令の条項
- 2 不利益処分等の原因となる事実
- 3 聴聞の期日及び場所
- 4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- 1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

3 行政庁は、不利益処分等の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第十六条 前条第一項の通知を受けた者(同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第十七条 第十九条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて当該不利益処分等の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第二項第六号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、代理人を選任することができる。

3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧)

第十八条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第二十四条第三項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があつた時から聴聞が終了する時までの間、行政庁に対し、当該事案について調査の結果に係る調査その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求め、又は当該聴聞が終了する時までの間、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に依つて必要となつた資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 行政庁は、前二項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(聴聞の主宰)

第十九条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- 一 当該聴聞の当事者又は参加人
- 二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- 三 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人
- 四 前三号に規定する者であった者
- 五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 六 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

第二十条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができ
- 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があるとき認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政
- 5 庁の職員に対し説明を求めることができ
- 6 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

(陳述書等の提出)

第二十一条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

(続行期日の指定)

- 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。
- 3 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

- 2 第三十条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。
- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込まないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

(聴聞調査及び報告書)

第二十四条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調査を作成し、当該調査において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。
- 3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第一項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。
- 4 当事者又は参加人は、第一項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞の再開)

第二十五条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第三項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

第二十六条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第二十四条第一項の調書内容及び同条第三項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならぬ。

(審査請求の制限)

第二十七条 この節の規定に基づく処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

(役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例)

第二十八条 第十三条第一項第一号ハに該当する不利益処分に係る聴聞において第十五条第一項の通知があつた場合におけるこの節の規定の適用については、名あて人である法人の役員、名あて人の業務に従事する者又は名あて人の会員である者(当該処分において解任し又は除名すべきこととされている者に限る。)は、同項の通知を受けた者とみなす。

2 前項の不利益処分のうち名あて人である法人の役員又は名あて人の業務に従事する者(以下この項において「役員等」という。)の解任を命ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、当該処分による名あて人が従わないことを理由として法令の規定によりされる当該役員等を解任する不利益処分については、第十条第一項の規定にかかわらず、行政庁は、当該役員等について聴聞を行うことを要しない。

(弁明の機会の付与の方式)

第二十九条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めるときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第三十条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
- 二 不利益処分の原因となる事実
- 三 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

(聴聞に関する手続の準用)

第三十一条 第十五条第三項及び第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第三十条」と、同項第三号及び第四号とあるのは「同条第三号」と、第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十条」と、第三十一条において準用する第十五条第三項後段と読み替えるものとする。

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)(抄)

附 則

(特定承継会社に係る銀行法等の適用関係)

第三十三条 (略)

2 前条及び前項に定めるもののほか、特定業務を営む特定承継会社については、信用農業協同組合連合会とみなして、農水産業協同組合貯金保険法の規定その他信用農業協同組合連合会に適用される法令のうち政令で定めるものの規定を適用する。

○ 金融庁設置法(平成十年法律第三百十号) (抄)

(所掌事務)

第四条 金融庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国内金融に関する制度の企画及び立案に関すること。

二 (略)

三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。

ロ イ 銀行業又は無尽業を営む者

銀行持株会社

ハ 銀行代理業、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫その他の預金又は貯金の受入れを業とする民間事業者

ニ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合(昭和二十二年法律第三百三十二号)第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は農

林中央金庫代理業を行う者

ホ 電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業又は

は 認定電子決済等代行業者協会、認定信用金庫電子決済等代行事業者協会、認定労働金庫電子決済等代行事業者協会、認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会、農業協同組合第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、水産業協同組合第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

用事業電子決済等代行事業者協会、認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会

保険業を行う者

船主相互保険組合

金融商品取引業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。)を行う者

指定親会社(金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。)

金融商品債務引受業を行う者

証券金融会社

投資法人

信用格付業者

高速取引行為者(金融商品取引法第二条第四十二項に規定する高速取引行為者をいう。)

金融商品市場を開設する者

金融商品取引所持株会社

認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体

取引情報蓄積機関(金融商品取引法第五十六条の六十三第一項に規定する取引情報蓄積機関をいう。)

特定金融指標算出者(金融商品取引法第五十六条の八十五第一項に規定する特定金融指標算出者をいう。)

信託業(担保付社債に関する信託事業を含む。)

貸金業を営む者

貸金業協会

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第十六項に規定する指定信用情報機関、同法第二十四条の九第二項に規定する指定試験機関及び同法第二

十四条の二十五第二項に規定する登録講習機関

特定金融会社等(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。)

オ

十

特定金融会社等(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。)

オ

十

特定金融会社等(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。)

オ

十

特定金融会社等(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。)

ク) 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者(それぞれ資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項、第二百八条第一項及び第二百二十四条に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。)  
 ヤ) 不動産特定共同事業を営む者  
 マ) 指定紛争解決機関(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けた者その他の政令で定めるものをいう。)  
 ケ) 前払式支払手段発行者  
 フ) 資金移動業を営む者  
 コ) 資金清算業を行う者  
 エ) 暗号資産交換業を行う者  
 ア) 認定資金決済事業者協会  
 サ) 認定金融サービス仲介業者  
 キ) 認定金融サービス仲介業者協会  
 四) 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。  
 五) 預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第五十九条第二項に規定する合併等をいう。)  
 六) 農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助に係る農水産業協同組合の合併等(農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第六十一条第二項に規定する合併等をいう。)  
 七) 保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。  
 八) 保険契約者保護機構による資金援助に係る保険契約の移転等(保険業法(平成七年法律第百五号)第二百六十条第一項に規定する保険契約の移転等をいう。)  
 九) 投資者保護基金の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。  
 十) 投資者保護基金による返還資金の適正な運営の確保に関すること。  
 十一) 日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保に関すること。  
 十二) 準備預金制度に関すること。  
 十三) 金融機関の金利の調整に関すること。  
 十四) 損害保険料率算出団体の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。  
 十五) 自動車損害賠償責任共済に関すること。  
 十六) 金融商品取引法第二章から第六章までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。  
 十七) 企業会計の基準の設定その他企業の財務に関すること。  
 十八) 公認会計士及び監査法人に関すること。  
 十九) 株式、社債その他の有価証券の振替に関すること。  
 二十) 電子記録債権の電子記録に関すること。  
 二十一) 金融に係る知識の普及に関すること。  
 二十二) 勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定に関すること。  
 二十三) 金融商品取引法及び公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の規定による課徴金に関すること。  
 二十四) 所掌事務に係る国際協力の調査に関すること。  
 二十五) 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する基本的な政策に関する企画及び立案並びに推進に関すること。  
 二十六) 金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策に関する企画及び立案並びに推進に関すること。  
 二十七) 前各号に掲げるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定事項の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

○ 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百号）（抄）

（定義）

第三条 この章において「金融商品の販売」とは、次に掲げる行為をいう。

一 預金等の受入れを内容とする契約の預金者、貯金者、定期積金の積金者又は銀行法第二条第四項に規定する掛金の掛金者との締結

二 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条に規定する無尽に係る契約に基づく掛金（以下この号において「無尽掛金」という。）の受入れを内容とする契約の無尽掛金の掛金者との締結

三 信託財産の運用方法が特定されていないことその他の政令で定める要件に該当する金銭の信託に係る信託契約（当該信託契約に係る受益権が金融商品取引法第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利であるものに限り。）の委託者との締結

四 保険契約又は保険若しくは共済に係る契約で保険契約に類するものとして政令で定めるものの保険契約者又はこれに類する者との締結

五 有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号及び第二号に掲げる権利を除く。）を取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに第八号及び第九号に掲げるものに該当するものを除く。）

六 次に掲げるものを取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに第八号及び第九号に掲げるものに該当するものを除く。）

ロ 譲渡性預金証書をもって表示される金銭債権（有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券にあつては、当該有価証券に表示される権利をいう。）であるものを除く。）

ハ（略）

七 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（金銭をもって出資の目的とし、かつ、契約の終了の場合における残余財産の分割若しくは出資の返還が金銭により行われることを内容とするもの又はこれらに類する事項として政令で定めるものを内容とするものに限る。）の締結

八 市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又はこれらの取引の取次ぎ

九 金融商品取引法第二条第二項に規定する店頭デリバティブ取引又はその取次ぎ

十 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される前各号に掲げるものに類するものとして政令で定めるものを除く。）であつて政令で定めるもの又は当該取引の取次ぎ

十一 この章及び第四章において「金融商品の販売等」とは、金融商品の販売又はその代理若しくは媒介（顧客のために行われるものを含む。）をいう。

十二 この章及び第四章において「金融商品の販売業者等」とは、金融商品の販売等をして行う者をいう。

十三 この章及び第四章において「金融商品の販売業者」とは、金融商品の販売等をして行う者をいう。

第十四条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しななければならない。

一 次のいずれかに該当する者

イ 金融サービス仲介業者であつた者が第三十八条第一項の規定により第十二条の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種の登録の登録を取消しなかつた者

ロ 銀行主要株主（銀行法第二十条第十項に規定する銀行主要株主をいう。次号ニ(2)において同じ。）であつた者が同法第五十二条の第十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項に規定する銀行主要株主の地位を喪失した者

ハ 特定信用事業代理業者（農業協同組合法第九十二条の第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次号ニ(3)において同じ。）であつた者が同法第九十二条の四第一項において読み替へて準用する銀行法第五十二条の第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次号ニ(3)において同じ。）

ニ 特定信用事業代理業者（水産業協同組合法第六十六条第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次号ニ(4)において同じ。）であつた者が同法第八十八条









ホ

相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録若しくは許可を受けていた法人が当該同種類の登録若しくは許可を取り消された場合若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務の取消し又は命日の日から五年を経過しないものは命日の前三十日以内の法人が貸金業法第六十一条の規定により同法第三条第一号に係る部分に限る。の更新を拒否された場合若しくは同法第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録を受けていた法人が当該同種類の登録の更新を拒否された場合若しくは当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(1) 第三十八条第三項の規定により解任を命ぜられた役員又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(2) 銀行法第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員

(3) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員若しくは農業協同組合法第九十五条第二項の規定により改選を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員若しくは改選を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(4) 水産業協同組合法第八十一条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員若しくは水産業協同組合法第二百二十四条第二項の規定により改選を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任若しくは改選を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(5) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は信用金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(6) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は長期信用銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(7) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた役員若しくは同法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により当該外国において改任若しくは解任を命ぜられた役員

(8) 農林中央金庫法第八十六条第二項の規定により解任を命ぜられた役員（経営管理委員を含む。）若しくは同法第九十五条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により当該外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員

(9) 金融商品取引法第五十二条第二項、第六十条の八第二項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十第二項、第六十六条の四十二第二項若しくは第六十六条の六十三第二項の規定により解任若しくは解職を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員

(10) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員

(11) 前号イからホまでのいづれかから五年を経過しない者

(12) 前号イからホまでのいづれかから五年を経過しない者

個人である場合にあっては、次にいづれかに該当する者

五号ホにおいて同じ。）が前号イからホまでのいづれかに該当する者

四 内閣府令で定める場合に該当する者

五 内閣府令で定める場合に該当する者

ロイ 保険媒介業務を行う場合にあっては、次のいづれかに該当する者

者 保険募集人（外国保険会社等若しくは少額短期保険業者又はこれらに該当する者の役員若しくは使用人）

者 保険募集人（外国保険会社等若しくは少額短期保険業者又はこれらに該当する者の役員若しくは使用人）

者 保険募集人（外国保険会社等若しくは少額短期保険業者又はこれらに該当する者の役員若しくは使用人）

ハ を行う者を除く。又は保険仲立人の役員若しくは使用人  
第二号イからヘまで又はイ若しくはロのいずれかに該当する者のある者

(2)(1) 登録の申請の日前三年以内に保険媒介業務又は保険募集（保険業法第二十六条に規定する保険募集をいう。第十七条第三項において同じ。）に關  
し著しく不適當な行為をした者

ホニ 個人である場合にあつては、金融サービス仲介業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハ(2)若しくは(3)のい  
ずれかに該当する者

レ 有価証券等仲介業務を行う場合にあつては、銀行その他政令で定める者に  
貸金業貸付媒介業務を行う場合にあつては、政令で定める使用人のうちに第二号イからヘまでのいずれかに該当する者のある者

七六 電子金融サービス仲介業務に關する特例

第十八条 電子金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、銀行法第五十二条の六十一の二の規定にかかわ  
らず、電子決済等代行業（同法第二十七条に規定する電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を行うことができる。

一 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

ロ 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

(1) 銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による農協同組合法  
第九十二条の五の二第一項の登録の取消し

(2) 農協同組合法第九十二条の五の九第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による水産業協同組合法第百  
十條第一項の登録の取消し

(3) 水産業協同組合法第九十二条の五の九第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による農協同組合法第百  
十條第一項の登録の取消し

(4) 協同組合による金融事業に關する法律第六條の五の二第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定によ  
る協同組合による金融事業に關する法律第六條の五の二第一項の登録の取消し

(5) 労働金庫法第九十四条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による労働金庫法第八十九条の五第  
一項の登録の取消し

(6) 農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による農林中央金庫法  
第九十五条の五の二第一項の登録の取消し

(7) 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の十九第一項又は第二項の規定による同法第六十条の三の登録の取消し

(8) 銀行法、農協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に關する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合  
中央金庫法に相當する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(8)までの登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分  
を含む。）の取消し

ハ 次に掲げる命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者

(1) 第三十八条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

(2) 農業協同組合法第九十二条の五の八第四項の規定による同法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令

(3) 水産業協同組合法第九十二条の五の九第四項の規定による同法第九十二条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業の廃止の命令

(4) 協同組合による金融事業に關する法律第六條の五の九第四項の規定による同法第六條の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業の廃止の命令

(5) 信用金庫法第八十五条の十一第四項の規定による同法第八十五条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(6) 労働金庫法第八十九条の十二第四項の規定による同法第八十九条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(7) 農林中央金庫法第九十五条の五の九第四項の規定による同法第九十五条の五の二第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(8) 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二第四項の規定による同法第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(9) (略)



65 その他農林中央金庫電子決済等代行業の業務に關し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、農林中央金庫電子決済等代行業の廃止を命ずることができ、主務大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

第百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫の役員、支配人若しくは清算人、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二 総会又は総代会に対し、虚偽の申立てを行い、又は事実を隠蔽したとき。

三 この法律の規定による総会又は総代会の招集を怠つたとき。

四 この法律の規定（第八十一条第一項、第二項及び第四項並びに準用銀行法第五十二条の五十一第一項及び第二項を除く。）又はこの法律に基づいて発する命令により事務所に備えて置くべきものとされた書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五 第三項第一項又は第四項の規定に違反して届出をすることを怠り、又は不正の届出をしたとき。

六 第三項第一項又は第七項の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

七 第十九条又は第七十九条の規定に違反したとき。

八 第二十四条第三項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかったとき。

九 第二十四条第六項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかったとき。

十 第二條 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の選任手続をしなかったとき。

十一 第二十四条の五第一項の規定に違反して報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んだとき。

十二 第二十九条第四項の規定に違反して常勤の監事を選定しなかったとき。

十三 第三十条第二項（第九十五条において準用する場合を含む。）又は第三十四條第五項の規定に違反したとき。

十三の二 第三十条第四項（第九十五条において準用する場合を含む。）又は第三十四條の二第四項の規定に違反して、経営管理委員会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十四 第三十二条第二項（第九十五条において準用する場合を含む。）の規定、第三十二条第五項若しくは第九十五条において準用する会社法第三百八十四条の規定又は第三十三条第五項において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたとき。

十五 第三十三条第五項において準用する会社法第三百九十八条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠蔽したとき。

十六 第三十八条の二第四項（第三十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により報告するに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠蔽したとき。

十六の二 第四十六條の四において読み替えて準用する会社法第三百二十五條の三第一項（第四号及び第六号を除く。）の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

十七 第四十九条の二（第九十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかったとき。

十八 第五十二条又は第五十三条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少したとき。

十九の二 第五十五条の規定に違反して他の業務を営んだとき。

十九の三 準用銀行法第五十二条の二の八の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十九の四 準用銀行法第五十二条の二の九の規定による届出、公告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは資料の提出をしたとき。

十九の五 準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

十九の六 準用銀行法第五十二条の四十九若しくは第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二の規定による帳簿書類の作成若

しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。  
十九の七 準用銀行法第五十二条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定による命令に違反したとき。  
二十 第六十条の規定に違反して農林債を発行したとき。  
二十一 第六十二条第二項又は第六十七条の規定に違反したとき。  
二十二 第六十三条、第六十六条若しくは第七十二条第十九項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出若しくは公告をしないうで農林債を発行したとき、若しくは同号に規定する会社を子会社としたとき（合併等認可を受けた場合を除く。）、若しくは不正の届出若しくは公告をしたとき、又は同項（第二号に係る部分に限る。）若しくは第九十五条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による届出若しくは公告をするを怠り、若しくは不正の届出若しくは公告をしたとき。  
二十三の二 第六十五条第二項若しくは第五項又は第六十五条の三第二項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。  
二十四 第六十八条第二項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

二十三 第七十二条第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。  
二十四 第七十二条第四項の規定による主務大臣の認可を受けず、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき（同条第一項第十二号に掲げる会社（同条第四項の主務省令で定める会社を除く。）にあつては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき）、同条第七項において準用する同条第四項の規定による主務大臣の認可を受けず、同条第七項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同条第十三項において準用する同条第四項の規定による主務大臣の認可を受けず、同条第十三項の各号に掲げる会社を当該各号のうちの他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき若しくは同項第十二号に掲げる会社（同条第十三項の主務省令で定める会社を除く。）を同号に掲げる会社（当該主務省令で定める会社を除く。）に該当する子会社としたとき、又は同条第十三項の主務省令で定める会社（農林中央金庫若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（農林中央金庫の認可を受けず、同条第十三項の主務省令で定める主務省令で定める会社を除く。）以下この号において同じ。）を除く。）が同条第一項第十二号に掲げる会社となつたことその他同条第十六項の主務省令で定める事実を知つた日から一年を超えて農林中央金庫若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。  
二十五 第七十三条第一項又は第二項ただし書の規定に違反したとき。  
二十六 第七十三条第三項又は第五項の規定により付した条件に違反したとき。  
二十七 第七十五条第二項の記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。  
二十八 第七十六条第一項の規定に違反して準備金を積立立てなかつたとき。  
二十九 第七十七条の規定に違反して剰余金を処分したとき。  
三十 第九十五条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項若しくは第八十六条の規定による主務大臣の命令に違反したとき。  
三十一 第九十五条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。  
三十二 清算の結了を遅延させる目的で、第九十五条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。  
三十三 第九十五条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。  
三十四 第九十六条第一項の規定により付した条件（第三十四条第四項若しくは第六項、第五十九条の四又は承認に係るものに限る。）に違反したとき。  
三十五 第九十六条第二項（第八項、第十一項、第十三項第四項若しくは第十六項の規定による認可又は承認に係るものに限る。）に違反したとき。  
二百九十六 第九十六条第二項の規定による調査を妨げたとときも、前項と同様とする。

○ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  
一・二 （略）

三 認証紛争解決手続 第五条の認証を受けた業務として行う民間紛争解決手続をいう。  
四 (略)

○ 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「信託会社」とは、第三条の内閣総理大臣の免許又は第七条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

3・4 (略)

5 この法律において「外国信託業者」とは、外国の法令に準拠して外国において信託業を営む者（信託会社を除く。）をいう。

6 この法律において「外国信託会社」とは、第五十三条第一項の内閣総理大臣の免許又は第五十四条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。  
7 (略)

(免許)

第三条 信託業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

(免許の申請)

第四条 前条の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本金の額

三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。第八条第一項において同じ。）の氏名

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

五 信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類

六 本店その他の営業所の名称及び所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 会社の登記事項証明書

三 業務方法書

四 貸借対照表

五 収支の見込みを記載した書類

六 その他内閣府令で定める書類  
3 前項第三号の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 引受けを行う信託財産の種類

二 信託財産の管理又は処分の方法

三 信託業務の分別管理の方法

四 信託業務の実施体制

五 信託業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する信託業務の内容並びに委託先の選定に係る基準及び手続（第二十二条第三項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。）

六 (略)

七 その他内閣府令で定める事項

(業務の範囲)  
第二十一条 (略)

2 信託会社は、前項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けて、その信託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがない業務であつて、当該信託業務に関連するものを営むことができる。



3 信託会社は、前項の承認を受けようとするときは、営む業務の内容及び方法並びに当該業務を営む理由を記載した書類を添付して、申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。			
4 信託会社は、第二項の規定により営む業務の内容又は方法を変更しようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。			
5 第三条の免許又は第七條第一項の登録の申請書に申請者が第一項の規定により営む業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該免許又は登録を受けたときには、当該業務を営むことにつき第二項の承認を受けたものとみなす。			
6 (特定大学技術移転事業に係る信託の特例) 第五十二條 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第四條第一項の規定により特定大学技術移転事業(同法第二條第一項に規定する特定大学技術移転事業をいう。以下この条において同じ。)の実施に関する計画についての文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けた者(第三項において「承認事業者」という。)が、内閣総理大臣の登録を受けて、特定大学技術移転事業として行う信託の引受け(以下この条において「特定大学技術移転事業に係る信託の引受け」という。)については、第三條の規定は、適用しない。			
2 第八条(第一項第四号を除く。)、第九條及び第十條(第一項第二号を除く。)、前項の規定は、前項の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。	<p>商号又は名称</p> <p>資本金又は出資</p> <p>役員</p> <p>信託業務(特定大学技術移転事業に該当するものに限る。)</p> <p>主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所</p> <p>定款又は寄附行為</p> <p>登記事項証明書</p> <p>特定大学技術移転事業承認事業者登録簿</p> <p>第一号から第四号まで</p> <p>資本金又は出資の額に満たない法人</p> <p>定款若しくは寄附行為</p> <p>特定大学技術移転事業に該当する信託の引受け</p> <p>特定大学技術移転事業に該当する信託の引受け</p> <p>特定大学技術移転事業に該当する信託の引受け</p>	<p>第八条第一項第一号</p> <p>第八条第一項第二号</p> <p>第八条第一項第三号</p> <p>第八条第一項第五号</p> <p>第八条第一項第六号</p> <p>第八条第二項第一号</p> <p>第八条第二項第二号</p> <p>第九条第一項及び第二項</p> <p>第十条第一項第一号</p> <p>第十条第一項第三号</p> <p>第十条第一項第四号</p> <p>第十条第一項第五号</p>	
3 承認事業者が第一項の登録を受けて信託の引受けを行う場合には、当該承認事業者を信託会社(第十二條第二項及び第三項、第十三條第二項、第四十五條、第四十六條第三項並びに第四十七條にあっては、管理型信託会社)とみなして、第十一條(第十項の登録の未更新並びに免許の取消し及び失効に係る部分を除く。)、第十二條第二項及び第三項、第十三條第二項、第二十一條から第二十四條まで、第二十五條から第二十九條の三まで、第三十三條、第三十四條、第四十一條(第五項を除く。)、第四十二條(第二項を除く。)、第四十三條、第四十五條、第四十六條(免許の失効に係る部分を除く。)、第四十七條(登録の未更新に係る部分を除く。)、第四十八條(免許の取消しに係る部分を除く。)、第四十九條(登録の未更新及び免許の取消しに係る部分を除く。))並びに第五十條並びにこれらの規定に係る第七章の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	<p>本店</p> <p>第七條第一項の登録</p> <p>第五十二條第一項の登録</p> <p>特定大学技術移転事業承認事業者登録簿</p> <p>特定大学技術移転事業に該当するものに限る。以下(信託業務(特定大学技術移転事業(信託業務に該当するものを除く。))及び特定大学技術移転事業(信託業務に該当するものを除く。))のほか、特定大学技術移転事業に係る信託契約代理業、信託受益権売買等業務及び財産の管理業務</p> <p>第五十二條第二項において準用する第八條第二項第三号</p> <p>第五十二條第一項の登録</p> <p>次に掲げる行為(次条に規定する特定信託契約による信託の引</p>	<p>株式会社</p> <p>管理型信託業務</p> <p>株式会社</p> <p>管理型信託業務</p> <p>定款</p> <p>前号に規定する金額に満たない株式会社</p> <p>管理型信託業務</p> <p>株式会社</p> <p>管理型信託業務</p> <p>株式会社</p> <p>管理型信託業務</p> <p>法人</p> <p>特定大学技術移転事業に該当する信託の引受け</p> <p>法人</p> <p>特定大学技術移転事業に該当する信託の引受け</p> <p>法人</p> <p>特定大学技術移転事業に該当する信託の引受け</p>	
第二十一条第六項	<p>第四条第二項第三号又は第八條第二項第三号</p> <p>第三条の免許又は第七條第一項の登録</p> <p>免許又は登録</p> <p>次に掲げる行為(次条に規定する特定信託契約による信託の引</p>	<p>第二十一条第一項</p> <p>第二十一条第二項</p> <p>第二十一条第三項</p> <p>第二十一条第四項</p> <p>第二十一条第五項</p> <p>第二十一条第六項</p> <p>第二十四条第一項</p>	

第二十五条	商号	商号又は名称	受けにあつては、第五号に掲げる行為を除く。）
第二十六条第一項第二号	事項（特定信託契約による信託の引受けを行うときは、同号に掲げる事項を除く。）	事項	
第三十四条第一項及び第三号	商号	商号又は名称	
第四十一条第二項第一号	営業所	営業所又は事務所	信託業を廃止したとき（会社分割により信託業の全部の承継をさせたとき、及び信託業の全部の譲渡をしたときを含む。）又は大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第五条第二項の規定により同法第四十一条第一項の承認が取り消されたとき
第四十一条第二項第二号	会社	事業者	
第四十一条第二項第二号	取締役若しくは執行役又は監査役	役員	
第四十一条第三項	営業所	営業所又は事務所	
第四十二条第一項	当該信託会社の営業所その他の施設	当該承認事業者の営業所、事務所その他の施設	
第四十五条第一項	第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録	
第四十五条第一項第一号	第十条第一項第一号又は第四号から第六号まで	第五十二条第二項第五号又は第六号	
第四十五条第一項第二号	第十条第一項第二号から第五号までに該当することとなつたとき	第五十二条第二項において準用する第十条第一項第三号から第五号までに該当することとなつたとき	
第四十五条第一項第三号	第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録	
第四十五条第二項	取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役	役員	
第四十六条第一項	第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録	
第四十六条第三項	第三条の免許又は第五十二条第一項の登録	第三条若しくは第五十三条第一項の免許又は第七条第一項若しくは第五十四条第一項の登録	
第四十七条	第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録	
第四十七条	第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録	
第四十八条	第四十四条第一項若しくは第四十五条第一項	第五十二条第一項の登録	
第四十九条第一項	第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録	

（免許）  
 第五十三条 第三条の規定にかかわらず、外国信託業者は、当該外国信託業者が国内における信託業の本拠として設ける一の支店（以下「主たる支店」という。）について内閣総理大臣の免許を受けた場合に限り、当該主たる支店及び当該外国信託業者が国内において設ける他の支店において信託業を営むことができる。  
 29（略）

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第八条第一項（第五十二条第二項）において準用する場合を含む。）若しくは第五十条の二第三項の規定による申請書又は第八条第二項（第五十二条第二項）において準用する場合を含む。）若しくは第五十条の二第四項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

三（略）

四 第二十四条第一項第一号（第七十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。）をした者又は第二十四条第一項第三号若しくは第四号（これらの規定を第七十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

五 第二十七条第一項の規定による報告書（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

第六 第二十九條第二項の規定に違反した者  
 第七 第三十四條第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者  
 第八 第三十三條第一項の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第三項の規定による電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとった者  
 第九 第三十六條第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者  
 第十 第三十七條第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者  
 第十一 第三十八條第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者  
 第十二 第三十九條第二項(同条第五項(第六十三條第二項において準用する場合を含む。))及び第六十三條第二項において準用する場合を含む。の規定による申請書又は第三十九條第三項(同条第五項(第六十三條第二項において準用する場合を含む。))及び第六十三條第二項において準用する場合を含む。の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者  
 第十三 第四十一條第一項(第五十條第三項(第六十二條第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定による報告若しくは資料の提出をした者  
 第十四 第四十二條第一項(第五十條第三項(第六十二條第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定による報告若しくは資料の提出をした者  
 第十五 第四十二條第一項(第五十條第三項(第六十二條第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定による報告若しくは資料の提出をした者  
 第十六 第五十一條第二項の規定による命令に違反した者  
 第十七 第五十一條第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
 第十八 第五十一條第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
 第十九 第五十一條第六項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者  
 第二十 第五十一條第六項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者  
 第二十一 第五十一條第八項又は第九項の規定に違反した者  
 第二十二 第五十三條第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者  
 第二十三 第五十四條第三項の規定による申請書又は同条第四項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者  
 第二十四 第五十七條第三項又は第五項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者  
 第二十五 第五十八條第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者  
 第二十六 第五十八條第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者  
 第二十七 第六十八條第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者  
 第二十八 第七十七條第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者  
 第二十九 第七十八條第一項の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第二項の規定による電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとった者  
 第三十 第八十條第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者  
 第三十一 第八十條第一項の規定による当該職員の問題に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者  
 第三十二 第八十五條の三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれを提出した者  
 第三十三 第八十五條の九の規定に違反した者  
 第三十四 第八十五條の二十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者  
 第三十五 第八十五條の二十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはは忌避した者  
 第三十六 第八十五條の二十二第一項の規定による命令に違反した者

○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（定義）  
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 一の二（略）
- 二 指名委員会等設置会社 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下「指名委員会等」という。）を置く株式会社をいう。
- 三 三十三（略）
- 四 電子公告 公告方法のうち、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて法務省令で定めるものをとる方法という。

（電子公告の公告期間等）  
第九百四十条 株式会社又は持分会社が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日まで

- 一 この法律の規定により特定の日の一定の期間前に公告しなければならない場合における当該公告 当該特定の日
- 二 第四百四十条第一項の規定による公告 同項の定時株主総会の終結の日後五年を経過する日
- 三 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日
- 四 前三号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一箇月を経過する日

（略）  
3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により電子公告による公告をしなければならない期間（以下この章において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれた後変更されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該公告の効力に影響を及ぼさない。  
一 公告の中断が生ずることにつき会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は会社に正当な事由があること。  
二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。  
三 会社が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該公告に付して公告したこと。

（電子公告調査）  
第九百四十一条 この法律又は他の法律の規定による公告（第四百四十条第一項の規定による公告を除く。以下この節において同じ。）を電子公告によりしようとする会社は、公告期間中、当該公告の内容である情報が不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれているかどうかについて、法務省令で定めるところにより、法務大臣の登録を受けた者（以下この節において「調査機関」という。）に対し、調査を行うことを求めなければならない。

（欠格事由）  
第九百四十三条 次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一（略）
- 二 第九百五十四条の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う理事等（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第九百四十七条において同じ。）のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

（調査の義務等）  
第九百四十六条 調査機関は、電子公告調査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、電子公告調査を行わなければならない。

- 2 調査機関は、公正にかつ、法務省令で定める方法により電子公告調査を行わなければならない。
- 3 調査機関は、電子公告調査を行う場合には、法務省令で定めるところにより、電子公告調査を行うことを求めた者（以下この節において「調査委託者」という。）の商号その他の法務省令で定める事項を法務大臣に報告しなければならない。
- 4 調査機関は、電子公告調査の後遅滞なく、調査委託者に対して、法務省令で定めるところにより、当該電子公告調査の結果を通知しなければならない。

（電子公告調査を行うことができない場合）

第九百四十七条 調査機関は、次に掲げる者の電子公告による公告又はその者若しくはその理事等が電子公告による公告に関する場合として法務省令で定める場合における当該公告については、電子公告調査を行うことができる。

一 当該調査機関が株式会社である場合における親株式会社（当該調査機関を子会社とする株式会社をいう。）  
二 当該調査機関が職員（過去二年間にそのいずれかであった者を含む。次号において同じ。）が当該調査機関の理事等に占める割合が二分の一を超える法人  
三 理事等又は職員のうちに当該調査機関（法人であるものを除く。）又は当該調査機関の代表権を有する理事等が含まれている法人  
四 財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第九百五十一条（略）

二 調査委託者その他の利害関係人は、調査機関に対し、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該調査機関の定めた費用を支払わなければならない。  
一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求  
二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求  
三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求  
四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて調査機関の定めたものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第九百五十三条（改善命令）  
法務大臣は、調査機関が第九百四十六条の規定に違反していると認めるときは、その調査機関に対し、電子公告調査を行うべきこと又は電子公告調査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）  
調査機関は、法務省令で定めるところにより、調査記録又はこれに準ずるものとして法務省令で定めるもの（以下この条において「調査記録簿等」という。）を備え、電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及び当該調査記録簿等を保存しなければならない。  
二 調査委託者その他の利害関係人は、調査機関に対し、その業務時間内は、いつでも、当該調査機関が前項又は次条第二項の規定により保存している調査記録簿等（利害関係がある部分に限る。）について、次に掲げる請求をすることができる。ただし、当該請求をするには、当該調査機関の定めた費用を支払わなければならない。  
一 調査記録簿等が書面をもって作成されているときは、当該書面の写しの交付の請求  
二 調査記録簿等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて調査機関の定めたものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄）

（定款の記載又は記録事項）  
第十一条 一般社団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 主たる事務所の所在地
- 四 設立時社員の氏名又は名称及び住所
- 五 社員の資格の得喪に関する規定
- 六 公告方法
- 七 事業年度

2（略）

（基金を引き受ける者の募集等に関する定款の定め）

第三百三十一条 一般社団法人（一般社団法人の成立前にあつては、設立時社員。次条から第三十四条まで（第三百三十三条第一項第一号を除く。）及び第三百三十六  
条第一号において同じ。）は、基金（この款の規定により一般社団法人に拠出された金銭その他の財産であつて、当該一般社団法人が拠出者にしてこの法律及  
び当該一般社団法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務  
）を負うものをいう。以下同じ。）を引き受ける者の募集をすることができ、返還義務を定款で定めることができる。この場合においては、次に掲げる事項を定款で定  
めなければならない。  
一 基金の拠出者の権利に関する規定  
二 基金の返還の手續

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「犯罪による収益」とは、組織的犯罪処罰法第二条第四項に規定する犯罪収益等又は麻薬特例法第二条第五項に規定する薬物犯罪収益等  
をいう。

2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 銀行
- 二 信用金庫
- 三 信用金庫連合会
- 四 労働金庫
- 五 労働金庫連合会
- 六 信用協同組合
- 七 信用協同組合連合会
- 八 農業協同組合
- 九 農業協同組合連合会
- 十 漁業協同組合
- 十一 漁業協同組合連合会
- 十二 水産加工業協同組合
- 十三 水産加工業協同組合連合会
- 十四 農林中央金庫
- 十五 農林中央金庫連合会
- 十六 株式会社日本政策投資銀行
- 十七 株式会社
- 十八 株式会社（平成七年法律第五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等
- 十九 株式会社（平成七年法律第五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等
- 二十 共済水産業協同組合連合会
- 二十一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者
- 二十二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券金融会社
- 二十三 金融商品取引法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者
- 二十四 金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者
- 二十五 信託会社
- 二十六 信託会社（平成十六年法律第五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者
- 二十七 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する  
法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、不動産特定共同事業法第二条第四項に規定する不動産特定共同事業を営む  
ものを含む。）同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者、同条第九項に規定する特例事業者又は同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業  
者
- 二十八 無尽会社

二十九 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者

三十 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第一条第五号に規定する者のうち政令で定める者

三十一 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者

三十二 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第二十三項に規定する振替機関(同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる

三十三 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第二項に規定する振替機関(同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる

三十四 日本銀行を含む。)

三十五 社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関

三十六 電子記録債権法(平成十九年法律第二百二号)第二条第二項に規定する電子債権記録機関

三十七 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

三十八 本邦において両替業務(業として外国通貨(本邦通貨以外の通貨)を政令で定めるものに限る。)を営む者(以下「顧客」という。以下この号

三十九 顧客に対しては、その指定する機械類その他の物品を販売し、又は特定の業務の提供を行う者(以下「クレジットカード等」という。以下この号

四十 において同じ。)

四十一 顧客が当該クレジットカード等を提示し、又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入手続きを行う者(以下「クレジットカード等」という。以下この号

四十二 顧客が当該クレジットカード等を提示し、又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入手続きを行う者(以下「クレジットカード等」という。以下この号

四十三 顧客が当該クレジットカード等を提示し、又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入手続きを行う者(以下「クレジットカード等」という。以下この号

四十四 顧客が当該クレジットカード等を提示し、又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入手続きを行う者(以下「クレジットカード等」という。以下この号

四十五 顧客が当該クレジットカード等を提示し、又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入手続きを行う者(以下「クレジットカード等」という。以下この号

四十六 顧客が当該クレジットカード等を提示し、又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入手続きを行う者(以下「クレジットカード等」という。以下この号

四十七 顧客が当該クレジットカード等を提示し、又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入手続きを行う者(以下「クレジットカード等」という。以下この号

四十八 顧客が当該クレジットカード等を提示し、又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入手続きを行う者(以下「クレジットカード等」という。以下この号

四十九 顧客が当該クレジットカード等を提示し、又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入手続きを行う者(以下「クレジットカード等」という。以下この号

五十 顧客が当該クレジットカード等を提示し、又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入手続きを行う者(以下「クレジットカード等」という。以下この号

三 この法律において「顧客等」とは、顧客(前項第四十号に掲げる特定事業者にあつては、利用者たる顧客)又はこれに準ずる者として政令で定める者をいう。

四 第四項に規定する信書便物並びに大きき及び重量が郵便物の類似する貨物を含む(以下同じ。)

四 第三項に規定する信書便物並びに大きき及び重量が郵便物の類似する貨物を含む(以下同じ。)

四 第三項に規定する信書便物並びに大きき及び重量が郵便物の類似する貨物を含む(以下同じ。)

四 第三項に規定する信書便物並びに大きき及び重量が郵便物の類似する貨物を含む(以下同じ。)

四 第三項に規定する信書便物並びに大きき及び重量が郵便物の類似する貨物を含む(以下同じ。)

四 第三項に規定する信書便物並びに大きき及び重量が郵便物の類似する貨物を含む(以下同じ。)

四 第三項に規定する信書便物並びに大きき及び重量が郵便物の類似する貨物を含む(以下同じ。)

四 第三項に規定する信書便物並びに大きき及び重量が郵便物の類似する貨物を含む(以下同じ。)

四 第三項に規定する信書便物並びに大きき及び重量が郵便物の類似する貨物を含む(以下同じ。)

四 第三項に規定する信書便物並びに大きき及び重量が郵便物の類似する貨物を含む(以下同じ。)

四 第三項に規定する信書便物並びに大きき及び重量が郵便物の類似する貨物を含む(以下同じ。)

、その者の本人特定事項  
 2 特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号のいずれかに該当する取引を行うに際しては、主務省令で定めるところにより、当該顧客等について、前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあっては、資産及び収入の状況（第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者にあつては、前項第一号に掲げる事項）の確認を行わなければならない。この場合において、第一号イ又はロに掲げる取引の際に際して行うと同項第一号に掲げる事項の確認は、第一号イ又はロに規定する関連取引時確認を行った際に採った当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、第八条第一項の規定による届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度において行うものとする。  
 一 次のいずれかに該当する取引として政令で定めるもの  
 イ 取引の相手方が、その取引に関する他の取引の際に行われた前項若しくはこの項（これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項の規定による確認（ロにおいて「関連取引時確認」という。）に係る顧客等又は代表者等（第六項に規定する代表者等という。ロにおいて同じ。）（ロ）となりすましている疑いがある場合に於ける当該取引に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との取引  
 ロ 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との取引  
 二 特定取引のうち、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域として政令で定めるもの（以下この号において「特定国等」という。）に居住し又は所在する顧客等との間に於けるものその他特定国等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの  
 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪による収益の移転防止のために厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引として政令で定めるもの  
 3 第一項の規定は、当該特定事業者が他の取引の際に既に同項又は前項（これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による確認（当該確認について第六条の規定による確認記録の作成及び保存をしない。）を行っている顧客等との取引（これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。）であつて政令で定めるものについては、適用しない。  
 4 特定事業者は、顧客等について第一項又は第二項の規定による確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために当該特定事業者との間で第一項又は第二項前段に規定する取引（以下「特定取引等」という。）を行うときその他の当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人が当該顧客等と異なるるとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該顧客等の当該確認に加え、当該特定取引等の任に当たっている自然人についても、主務省令で定めるところにより、その者の本人特定事項の確認を行わなければならない。  
 5 特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人が顧客等と異なる場合であつて、当該顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他政令で定めるもの（以下この項において「国等」という。）であるときは、第一項又は第二項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる顧客等の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。  
 国等（人格のない社団又は財団を除く。）  
 第一項 次の各号（第一号第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号）  
 本人特定事項  
 第二項 前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産  
 第一項 前項各号に掲げる事項

人格のない社団又は財団	第一項	本人特定事項	第一号
	第二項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産	前項第一号に掲げる事項
	第一項	次の各号	第一号から第三号まで
	第二項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産	当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項
	第一項	本人特定事項	当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項
	第二項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産	前項第一号に掲げる事項
	第一項	本人特定事項	当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項
	第二項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産	前項第一号に掲げる事項

6 顧客等及び代表者等（前二項に規定する現に特定取引等の任に当たっている自然人をいう。以下同じ。）は、特定事業者が第一項若しくは第二項（これらの規定を前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項の規定による確認（以下「取引時確認」という。）を行う場合において、当該特定事業者に対して、当該取引時確認に係る事項を偽つてはならない。

（確認記録の作成義務等）  
 第六条 特定事業者は、取引時確認を行った場合には、直ちに、主務省令で定める方法により、当該取引時確認に係る事項、当該取引時確認のためにとつた措置その他の主務省令で定める事項に関する記録（以下「確認記録」という。）を作成しなければならない。



2 特定事業者は、確認記録を、特定取引等に係る契約が終了した日その他の主務省令で定める日から、七年間保存しなければならない。

第七條 (取引記録等の作成義務等)

第一項 特定事業者(次項に規定する特定事業者を除く。)は、特定業務に係る取引を行った場合には、少額の取引その他の政令で定める取引を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 第二條第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等(別表第二條第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄に規定する特定受任行為の代理等をいう。以下この条において同じ。)を行った場合には、その価額が少額である財産の処分その他の政令で定める特定受任行為の代理等を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該特定受任行為の代理等を行った期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 特定事業者は、前二項に規定する記録(以下「取引記録等」という。)を、当該取引又は特定受任行為の代理等の行われた日から七年間保存しなければならない。

第八條 (疑わしい取引の届出等)

第一項 特定事業者(第二條第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者を除く。)は、特定業務に係る取引について、当該取引において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該取引に組織的犯罪処罰法第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たると認められる場合において、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。

2 前項の規定による判断は、同項の取引に係る取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情及び第三條第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、かつ、主務省令で定める項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法により行われなければならない。

3 特定事業者(その役員及び使用人を含む。)は、第一項の規定による届出(以下「疑わしい取引の届出」という。)を行おうとするとき又は行ったことを当該疑わしい取引の届出に係る顧客等又はその者の関係者に漏らしてはならない。

4 行政庁(都道府県知事又は都道府県公安委員会に限る。)は、疑わしい取引の届出を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取引の届出に係る事項を主務大臣に通知するものとする。

5 行政庁(都道府県知事及び都道府県公安委員会を除く。)又は前項の主務大臣(国家公安委員会を除く。)は、疑わしい取引の届出又は同項の通知を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取引の届出又は通知に係る事項を国家公安委員会に通知するものとする。

第九條 (外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認)

第一項 本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)に所在して業として為替取引を行う者(以下「外国所在為替取引業者」という。)は、外国所在為替取引業者(外国所在為替取引業者(第二條第二項第一号から第十五号まで及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。次条において同じ。))との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、主務省令で定める方法により、当該外国所在為替取引業者について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 当該外国所在為替取引業者が、第四條、前三條及び次条の規定による措置に相当する措置(以下この号において「取引時確認等相当措置」という。)を的確に行うために必要な営業所その他の施設並びに取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者を当該外国所在為替取引業者の所在する国又は当該所在する国以外の外国の機関の適切な監督を受け、かつ、取引時確認等相当措置の実施に単に「監督を受けている状態」という。)にあることその他の取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準として主務省令で定める基準に適合する体制を整備している状態にないものとの間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結していないこと。

第十條 (外国為替取引に係る通知義務)

第一項 特定事業者は、顧客と本邦から外国(政令で定める国又は地域を除く。以下この条において同じ。)へ向けた支払に係る為替取引(小切手の振出しその他の政令で定める方法によるものを除く。)を行う場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者(当該政令で定める国又は地域に所在するものを除く。以下この条において同じ。)に委託するときは、当該顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを通知して行わなければならない。

2 特定事業者は、他の特定事業者から前項又はこの項の規定による通知を受けて本邦から外国へ向けた支払の委託又は再委託を受けた場合において、当該支払を

3 他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に再委託するときは、当該通知に係る事項を通知して行わなければならない。  
4 特定事業者は、外国所在為替取引業者からこの条の規定に相当する外国の法令の規定による通知を受けて外国から本邦へ向けた支払又は外国から他の外国へ向けた支払の委託又は再委託を受けた場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に再委託するときは、当該通知に係る事項（主務省令で定められた事項に限る。）を通知して行わなければならない。  
5 特定事業者は、他の特定事業者から前項又はこの項の規定による通知を受けて外国から本邦へ向けた支払又は外国から他の外国へ向けた支払の委託又は再委託を受けた場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に再委託するときは、当該通知に係る事項（主務省令で定められた事項に限る。）を通知して行わなければならない。

（弁護士等による本人特定事項の確認等に相当する措置）  
第十二条 弁護士等による顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認、確認記録の作成及び保存、取引記録等の作成及び保存並びにこれらを的確に行うための措置に相当する措置については、第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる。  
第十三条 第五条の規定は、前項の規定により定められた日本弁護士連合会の会則の規定により弁護士等が行う本人特定事項の確認に相当する措置について準用する。  
第十四条 政府及び日本弁護士連合会は、犯罪による収益の移転防止に関し、相互に協力するものとする。

（捜査機関等への情報提供等）  
第十三条 国家公安委員会は、疑わしい取引の届出に係る事項、特定複合観光施設区域整備法第九十九条第一項の規定による届出に係る事項、第八条、この条及び次条の規定する国家公安委員会の職務に相当する職務を行う外国の機関から提供された情報並びにこれらを整理し又は分析した結果（以下「疑わしい取引に関する情報」という。）が検察官、検察事務官若しくは司法警察官又は国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員、徴税吏員、公正取引委員会の職員（私情の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和三十二年法律第五十四号）第二条第一項の指定を受けた者に限る。）若しくは証券取引等監視委員会の職員（以下この条において「検察官等」という。）による組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項若しくは第十一条の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条第三項若しくは第七条の罪に係る刑事事件の捜査又は犯罪事件の調査に資すると認めるときは、これを検察官等に提供するものとする。  
第十四条 検察官等は、前項の規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯罪事件の調査のため必要があると認めるときは、国家公安委員会に対し、疑わしい取引に関する情報の記録の閲覧若しくは謄写又はその写しの送付を求めることができる。

（報告）  
第十五条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、特定事業者に対しその業務に関して報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入検査）  
第十六条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。  
第十七条 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。  
第十八条 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（指導等）  
第十七条 行政庁は、この法律に定める特定事業者による措置の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

（行政庁等）  
第二十二条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項に関して、それぞれ当該各号に定める者とする。  
一 第二条第二項第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十七号から第十九号まで、第二十一号から第二十六号まで、第二十八号から第三十二号まで及び第四十八号に掲げる特定事業者 内閣総理大臣  
二 第二条第二項第四号及び第五号に掲げる特定事業者 内閣総理大臣及び厚生労働大臣  
三 第二条第二項第六号及び第七号に掲げる特定事業者 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十八条第一項に規定する行政庁  
四 第二条第二項第十号から第十三号まで及び第二十号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百二十七条第一項に規定

する行政庁

五 第二項第十四号に掲げる特定事業者 農林水産大臣及び内閣総理大臣

六 第二項第十五号に掲げる特定事業者 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十六条第二項に規定する主務大臣

七 第二項第十六号に掲げる特定事業者 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第二十九条第一項に規定する主務大臣

八 第二項第十七号に掲げる特定事業者 不動産特定共同事業法第七十三条第一項に規定する主務大臣

九 第二項第十八号に掲げる特定事業者 商品先物取引法第三百五十四条第一項に規定する主務大臣

十 第二項第十九号及び第三十号に掲げる特定事業者（次号に掲げる者を除く。） 内閣総理大臣及び法務大臣

十一 第二項第二十号及び第三十一号に掲げる特定事業者のうち国債を取り扱う者 内閣総理大臣、法務大臣及び財務大臣

十二 第二項第二十七号に掲げる特定事業者及び同項第四十四号に掲げる特定事業者のうち顧客宛ての電話を受けてその内容を当該顧客に連絡し、又は顧客宛ての若しくは顧客からの電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務を行う者 総務大臣

十三 第二項第二十八号及び第四十九号及び第五十号に掲げる特定事業者 財務大臣

十四 第二項第二十九号及び第四十九号及び第五十号に掲げる特定事業者並びに同項第四十四号に掲げる特定事業者のうち顧客宛ての郵便物を受け取つてこれを当該顧客に引き渡す役務を提供する業務を行う者 経済産業大臣

十五 第二項第四十一号に掲げる特定事業者 カジノ管理委員会

十六 第二項第四十二号に掲げる特定事業者 宅地建物取引業法第三条第一項の免許をした国土交通大臣又は都道府県知事（みなし宅地建物取引業者である特定事業者にあつては、国土交通大臣）

十七 第二項第四十六号に掲げる特定事業者 法務大臣

十八 第二項第四十七号に掲げる特定事業者 都道府県知事

十九 第一項の規定にかかわらず、特定事業者のうち金融商品取引法第三十三条の二に規定する登録を受けた者が登録金融機関業務（同法第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務をいう。第六項第二号において同じ。）を行う場合には、当該登録金融機関業務に係る事項に関する行政庁は、内閣総理大臣とする。

二十 第一項の規定にかかわらず、第二項第四十三号に掲げる特定事業者のうち古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第三条の許可（同法第二条第二項第一号に係るものに限る。）を受けた者が同法第二項第一号の古物である貴金属等の売買の業務を行う場合及び第二項第四十三号に掲げる特定事業者のうち質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）第二条第一項の許可を受けた者が同法第十八条第一項の流質物である貴金属等の売却の業務を行う場合には、これらの業務に係る事項に関する行政庁は、都道府県公安委員会とする。この場合において、道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

二十一 内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁の所掌に係るものに限る。政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

二十二 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限（第八条、第十七条及び第十八条に関するものを除く。次項において「金融庁長官権限」という。）のうち、次に掲げる行為に係るものを証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。のうち、

一 登録金融機関業務に係る行為

三 金融庁長官は、政令で定めるところにより、金融庁長官権限のうち、第二項第二十二号、第三十四号及び第三十五号に掲げる特定事業者による行為（前項各号に掲げる行為を除く。）に係るものを証券取引等監視委員会に委任することができる。

四 前二項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の命令については審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。この法律に規定する行政庁の権限のうち、都道府県知事又は都道府県公安委員会の権限に属することとされている事務を除く。）

五 前各項に規定するもののほか、第八条及び第十五条から第十九条までの規定による行政庁の権限の行使に関して必要な事項は、政令で定める。

（主務大臣等）

第二十三条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 次のイからホまでに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項（次号から第四号までに掲げる事項を除く。）に関して、それぞれ当該イからホまでに定める大臣又は委員会

イ ロからホまでに掲げる特定事業者以外の特定事業者 前条第一項に定める行政庁である大臣又は委員会

ハ 第二項第二項第十号から第十三号まで及び第二十号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法第二百二十七条第二項に規定する主務大臣

二 前条第二項第四十二号に掲げる特定事業者 国土交通大臣  
 ホ 前条第二項第四十七号に掲げる特定事業者 総務大臣  
 二 前条第二項に規定する特定事業者に係る同項に規定する事項 前号イからハまでに定める大臣及び財務大臣  
 三 前条第三項に規定する特定事業者に係る同項に規定する事項 内閣総理大臣  
 四 前条第四項に規定する特定事業者に係る同項に規定する事項 国家公安委員会  
 2 この法律における主務省令は、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が共同で発する命令とする。

第二十八条 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十七号に掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。）との間における預貯金契約（別条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約をいう。以下この項において同じ。）に係る業務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金引出し又は振込みに必要な情報（他の特定事業者との間における預貯金契約に係る業務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの）（以下この条において「預貯金通帳等」という。）を譲り受け、その交付を受ける、又はその提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も同様とする。

2 相手方に前項前段の目的があることを知って、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。  
 3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
 4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

第二十九条 他人になりすまして第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者（以下この項において「資金移動業者」という。）との間における為替取引により送金をし若しくは送金を受け取ること又はこれらを第三者にさせることを目的として、当該為替取引に係る送金の受取用のカード、送金又はその受取に必要な情報その他の資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に必要なもの（以下「為替取引カード等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。  
 2 相手方に前項前段の目的があることを知って、その者に為替取引カード等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。  
 3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
 4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

第三十条 （略）  
 2 相手方に前項前段の目的があることを知って、その者に暗号資産交換用情報を提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、暗号資産交換用情報を提供した者も、同様とする。  
 3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
 4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

別表（第四条関係）

第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者	金融に関する業務その他の政令で定める業務	預貯金契約（預金又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。）の締結、為替取引その他の政令で定める取引
第二条第二項第三十九号に掲げる者	同号に規定する業務	同号に規定する物品の賃貸借契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十号に掲げる者	同号に規定する業務	クレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十一号に掲げる者	特定複合観光施設区域整備法第二条第八項に規定するカジノ業務（同条第七項に規定するカジノ行為を除く。）	チップ（同法第七十三条第六項に規定するチップをいう。）の交付又は付与をする取引その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十二号に掲げる者	宅地建物取引業のうち、宅地（宅地建物取引業法第二条第一号	宅地又は建物の売買契約の締結その他の政令で定める取引

		に規定する宅地をいう。以下この表において同じ。）若しくは建物（建物の一部を含む。以下この表において同じ。）の売買又はその代理若しくは媒介に係るもの	
第二条第二項第四十三号に掲げる者		貴金属等の売買の業務	貴金属等の売買契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十四号に掲げる者		同号に規定する業務	同号に規定する業務の提供を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十六号に掲げる者	司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条若しくは第二十九条に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、顧客のために次に掲げる行為又は手続（政令で定めるものを除く。）についての代理又は代行（以下この表において「特定受任行為の代理等」という。）に係るもの 一 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 二 会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続（会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものに係るこれらに相当するものとして政令で定める行為又は手続を含む。） 三 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分（前二号に該当するものを除く。）		特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十七号に掲げる者	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の二、第一条の三若しくは第十三条の六に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの		特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十八号に掲げる者	公認会計士法第二条第二項若しくは第三十四条の五第一号に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの		特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十九号に掲げる者	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条若しくは第四十八条の五に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの		特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引

○ 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）（抄）

（会員名簿の縦覧等）

- 2 第六十条の二十三 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 3 定めるものを除く。）は、その名称中に、認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

- 2 第六十条の三十二（略）
- （電子決済等代行業者による商工組合中央金庫電子決済等代行業）

- 3 電子決済等代行業者は、商工組合中央金庫電子決済等代行業を営もうとするときは、第六十条の四第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。
- 4 主務大臣は、前項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業者及びこの法律又はこの法律に基づく主務大臣の処分違反した場合その他商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

5 電子決済等代行業者が第一項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を商工組合中央金庫電子決済等代行業者とみなして、第六十条の七第一項及び第三項、第六十条の八、第六十条の九第一項、第六十条の十から第十八条の十八まで、第六十条の十九第一項、第六十条の二十一から前条まで、次条の第一号を除く。並びに第六十条の三十四の規定並びにこれらの規定に係る第十章の規定を適用する。この場合において、第六十条の二十一第一項中「次の各条のいずれか」とあるのは「第三号」と、「第六十条の三の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは」とあるのは「又は」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

○ 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）（抄）

（定義）  
第二条 この法律において「電子記録債権」とは、その発生又は譲渡についてこの法律の規定による電子記録（以下単に「電子記録」という。）を要件とする金銭債権をいう。  
2  
9（略）

○ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）

（定義）  
第二条 この法律において「前払式支払手段発行者」とは、第三条第六項に規定する自家型発行者及び同条第七項に規定する第三者型発行者をいう。

3 この法律において「資金移動業者」とは、銀行等以外の者が為替取引を業として営むことをいう。

4・5（略）  
6 この法律において「通貨建資産」とは、本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの（以下この項において「債務の履行等」という。）が行われることとされている資産をいう。この場合において、通貨建資産をもって債務の履行等が行われることとされている資産は、通貨建資産とみなす。

7 この法律において「暗号資産交換業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「暗号資産の交換等」とは、第一号及び第二号に掲げる行為をいい、「暗号資産の管理又は他の暗号資産との交換」とは、第四号に掲げる行為をいう。

8 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理

9 その行う前二号に掲げる行為に關して、利用者の金銭の管理をすること。

10 他人のために暗号資産の管理をすること（当該管理を業として行うことにつき他の法律に特別の規定のある場合を除く。）。

11 この法律において「資金清算業」とは、為替取引に係る債権債務の清算のため、債務の引受け、更改その他の方法により、銀行等の間で生じた為替取引に基づく債務を負担することを業として行うことをいう。

12 この法律において「認定資金決済事業者協会」とは、第八十七条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

13 この法律において「指定紛争解決機関」とは、第九十九条第一項の規定による指定を受けた者をいう。

14 この法律において「銀行等」とは、次に掲げる者をいう。

15 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行

16 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行

17 信用金庫連合会

18 労働金庫連合会

19 労働金庫連合会

20 労働金庫連合会

- 七 信用協同組合
- 八 中小企業等協同組合（昭和二十四年法律第八十一号）第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
- 九 農業協同組合（昭和二十二年法律第三十二号）第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合
- 十 農業協同組合第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会
- 十一 水産業協同組合（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合
- 十二 水産業協同組合第八十七條第一項第四号の事業を行う水産加工業協同組合
- 十三 水産業協同組合第九十三條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合
- 十四 水産業協同組合第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会
- 十五 農林中央金庫
- 十六 株式会社商工組合中央金庫
- 十七 倒産処理手続の承認の申立て（外国の法令上これらに相当する申立てを含む。）をいう。
- 十八 この法律において「銀行法等」とは、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）又は株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）をいう。
- 十九 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）又は株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）をいう。

第三節（定義）

第二章（略）

2 この章において「基準日未使用残高」とは、前払式支払手段を發行する者が毎年三月三十一日及び九月三十日（以下この章において「基準日」という。）までに發行したすべての前払式支払手段の当該基準日における未使用残高（次の各号に掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。

1 前項第一号の前払式支払手段 当該基準日において代価の弁済に充てることができる金額

第二章（略）

3 この章において「第三者型前払式支払手段」とは、自家型前払式支払手段以外の前払式支払手段をいう。

4 この章において「自家型發行者」とは、第五條第一項の届出書を提出した者（第三十三條第一項の規定による發行の業務の全部の廃止の届出をした者であつてこの章において「基準期間」とは、基準日の翌日から次の基準日まで期間をいう。

5 この章において「第三者型發行者」とは、第七條の登録を受けた法人をいう。

6 この章において「基準日」とは、自家型前払式支払手段の發行の業務の全部の廃止の届出をした後再びその發行を開始したときも、同様とする。

7 この章において「基準期間」とは、基準日の翌日から次の基準日まで期間をいう。

8 この章において「基準日」とは、自家型前払式支払手段の發行の業務の全部の廃止の届出をした後再びその發行を開始したときも、同様とする。

9 この章において「基準日」とは、自家型前払式支払手段の發行の業務の全部の廃止の届出をした後再びその發行を開始したときも、同様とする。

10 この章において「基準日」とは、自家型前払式支払手段の發行の業務の全部の廃止の届出をした後再びその發行を開始したときも、同様とする。

11 この章において「基準日」とは、自家型前払式支払手段の發行の業務の全部の廃止の届出をした後再びその發行を開始したときも、同様とする。

12 この章において「基準日」とは、自家型前払式支払手段の發行の業務の全部の廃止の届出をした後再びその發行を開始したときも、同様とする。

13 この章において「基準日」とは、自家型前払式支払手段の發行の業務の全部の廃止の届出をした後再びその發行を開始したときも、同様とする。

14 この章において「基準日」とは、自家型前払式支払手段の發行の業務の全部の廃止の届出をした後再びその發行を開始したときも、同様とする。

15 この章において「基準日」とは、自家型前払式支払手段の發行の業務の全部の廃止の届出をした後再びその發行を開始したときも、同様とする。

16 この章において「基準日」とは、自家型前払式支払手段の發行の業務の全部の廃止の届出をした後再びその發行を開始したときも、同様とする。

17 この章において「基準日」とは、自家型前払式支払手段の發行の業務の全部の廃止の届出をした後再びその發行を開始したときも、同様とする。

18 この章において「基準日」とは、自家型前払式支払手段の發行の業務の全部の廃止の届出をした後再びその發行を開始したときも、同様とする。

19 この章において「基準日」とは、自家型前払式支払手段の發行の業務の全部の廃止の届出をした後再びその發行を開始したときも、同様とする。

3 2 前項の届出書には、財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。自家型発行者は、第一項各号（第五号を除く。）に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（登録の申請）  
第八条 前条の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称及び住所

二 前払式支払手段の発行の業務に係る営業所又は事務所の名称及び所在地

三 前払式支払手段の発行の業務に係る営業所又は事務所の所在地及び連絡先

四 前払式支払手段の種類、名称及び支払可能金額等

五 前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法

六 前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所

七 前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先

八 前項の登録申請書には、第十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

九 前項の登録申請書には、第十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

十 前項の登録申請書には、第十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の拒否）

第十条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 法人でないもの（外国の法令に準拠して設立された法人で国内に営業所又は事務所を有しないものを含む。）

二 次のいずれにも該当しない法人  
イ 純資産額が、発行する前払式支払手段の利用が可能な地域の範囲その他の事情に照らして政令で定める金額以上である法人

ロ 営利を目的としない法人で政令で定めるもの

三 この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人

四 この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人

五 この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人

六 この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人

七 この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人

八 この法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。次号二において同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人

九 刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人

十 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

十一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

十二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

十三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

十四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

十五 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

十六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

十七 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

十八 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

十九 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

二十 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

二十一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

二十二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

二十三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

二十四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

二十五 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

二十六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

二十七 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

二十八 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

二十九 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

三十 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

第十三条 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段を発行する場合には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項に関する情報を利用者へ提供しなければならない。



一 氏名、商号又は名称  
前払式支払手段の支払可能金額等

二 (略)  
三 前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先

四 その他の内閣府令で定める事項  
五 前払式支払手段発行者が加入する認定資金決済事業者協会が当該前払式支払手段発行者に係る前項第四号に掲げる事項を前払式支払手段の利用者に周知する場合その他の内閣府令で定める場合には、当該前払式支払手段発行者は、同項の規定にかかわらず、当該事項について同項の規定による情報の提供をすることを要しない。  
3 前払式支払手段発行者は、第一項に規定するもののほか、内閣府令で定めるところにより、前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(自家型発行者に対する業務停止命令)  
第二十六条 内閣総理大臣は、自家型発行者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めてその発行の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。  
一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

二 その発行する前払式支払手段に係る第三十一条第一項の権利の実行が行われるおそれがある場合において、当該前払式支払手段の利用者の被害の拡大を防止することが必要であると認められるとき。

(第三者型発行者に対する登録の取消し等)  
第二十七条 内閣総理大臣は、第三者型発行者が次の各号のいずれかに該当するときは、第七条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその第三者型前払式支払手段の発行の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条第一項各号に該当することとなつたとき。  
二 不正の手段により第七条の登録を受けたとき。  
三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。  
四 その発行する前払式支払手段に係る第三十一条第一項の権利の実行が行われるおそれがある場合において、当該前払式支払手段の利用者の被害の拡大を防止することが必要であると認められるとき。  
2・3 (略)

(定義)  
第三十六条の二 (略)

2 この章において「第二種資金移動業」とは、資金移動業のうち、少額として政令で定める額以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営むこと（第三種資金移動業を除く。）をいう。  
3 この章において「第三種資金移動業」とは、資金移動業のうち、特に少額として政令で定める額以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営むことをいう。

(資金移動業者の登録)  
第三十七条 内閣総理大臣の登録を受けた者は、銀行法第四条第一項及び第四十七条第一項の規定にかかわらず、資金移動業を営むことができる。

(登録の申請)

第三十八条 前条の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号及び住所

二 資本金の額

三 資金移動業に係る営業所の名称及び所在地

四 (略)

五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

六 外国資金移動業者にあつては、国内における代表者の氏名

七(略) 資金移動業の内容及び方法  
八 資金移動業の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所  
九 他に事業を行っているときは、その事業の種類  
十 前項の登録申請書には、第四十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類、資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

2 前項の登録申請書には、第四十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類、資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第三十九条 内閣総理大臣は、第三十七条の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を資金移動業者登録簿に登録しななければならない。

一 前条第一項各号に掲げなければならない。  
二 登録年月日及び登録番号

3 2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)  
第四十条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載がある若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 株式会社又は外国資金移動業者(国内に営業所を有する外国会社に限る。)でないもの  
二 外国資金移動業者にあつては、国内における代表者(国内に住所を有するものに限る。)のない法人  
三 資金移動業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産的基礎を有しない法人  
四 資金移動業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる整備が行われていない法人  
五 この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人  
六 他の資金移動業者が現に用いている商号と同一の商号又は他の資金移動業者と誤認されるおそれのある商号を用いようとする法人  
七 八 (略)

十九 取捨役若しくは監査役又は会計参与(外国資金移動業者にあつては、国内における代表者を含む。以下この章において「取締役等」という。)のうち次に次のいずれかに該当する者のある法人  
イ 心身の故障のため資金移動業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者  
ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者  
ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者  
ニ ホ (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(業務実施計画の認可)  
第四十条の二 資金移動業者は、第一種資金移動業を営もうとするときは、次に掲げる事項を記載した業務実施計画を定め、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

一 為替取引により移動させる資金の額の上限額を定める場合にあつては、当該上限額  
二 為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法  
三 その他内閣府令で定める事項

3 2 資金移動業者は、前項の規定する内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。  
内閣総理大臣は、その必要の限度において、第一項の認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

(変更登録等)

3 2 内閣総理大臣は、前項の規定する内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(変更登録等)

3 2 内閣総理大臣は、前項の規定する内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(変更登録等)

3 2 内閣総理大臣は、前項の規定する内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(変更登録等)

第四十一条 資金移動業者は、第三十八条第一項第七号に掲げる事項の変更（新たな種別の資金移動業を営もうとするものに限る。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けなければならない。

2 (略)

3 資金移動業者は、第三十八条第一項第八号に掲げる事項の変更のうち資金移動業の利用者の保護に欠け、又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれ大きいものとして内閣府令で定める変更（次項において「特定業務内容等の変更」という。）をしようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 資金移動業者は、第三十八条第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更（特定業務内容等の変更を除き、同項第七号に掲げる事項の変更にあつては、一の種別の資金移動業の全部を廃止したことによるものに限る。）があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 内閣総理大臣は、前二項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を資金移動業者登録簿に登録しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第四十二条 資金移動業者は、自己の名義をもつて、他人に資金移動業を営ませてはならない。

(預貯金等による管理)

第四十五条の二 資金移動業者（第三種資金移動業を営む者に限る。）は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出したときは、第一号に掲げる日以後、第三種資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。この場合において、当該資金移動業者は、第三種資金移動業に係る各営業日における未達債務の額に第二号に掲げる割合（当該割合を変更したときは、その変更後のもの。以下この条及び第五十九条第一項において「預貯金等管理割合」という。）を乗じて得た額以上の額に相当する額の金銭を第一号に規定する預貯金等管理方法により管理しなければならない。

一 第三種資金移動業に係る各営業日における未達債務の額の全部又は一部に相当する額の金銭を、銀行等に対する預貯金（この項の規定により管理しなければならないもの）とされている金銭であることがその預貯金口座の名義により明らかなものに限る。）により管理する方法（以下この条及び第五十三条第二項第二号において「預貯金等管理方法」という。）により管理することを開始する日

二 第三種資金移動業に係る未達債務の額のうち預貯金等管理方法により管理する額の当該未達債務の額に対する割合

三 その他内閣府令で定める事項

2 (略)

3 第一項の規定の適用を受けている資金移動業者は、預貯金等管理割合その他内閣府令で定める事項の変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該変更を行う日その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 預貯金等管理割合を引き下げる変更は、前項の届出書に記載された当該変更を行う日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び前条第一項に規定する信託財産の額の合計額が、当該日の直前の基準日における第三種資金移動業に係る要供託額（第一項の規定の適用を受けている資金移動業者が当該変更をする場合にその営む第三種資金移動業について第四十三条第一項の規定により供託しなければならないこととなる履行保証金の額をいう。）以上である場合に限り、行うことができる。

5 第一項の規定の適用を受けている資金移動業者は、内閣府令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けることをやめる日（以下この項において「預貯金等管理終了日」という。）その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出して、第一項の規定の適用を受けることをやめることができる。ただし、預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び前条第一項に規定する信託財産の額の合計額が、当該預貯金等管理終了日の直前の基準日における第三種資金移動業に係る要供託額（当該資金移動業者が第一項の規定の適用を受けることをやめる場合にその営む第三種資金移動業について第四十三条第一項の規定により供託しなければならないこととなる履行保証金の額をいう。）を下回るときは、この限りでない。

(情報の安全管理)

第四十九条 資金移動業者は、内閣府令で定めるところにより、資金移動業に係る情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委託先に対する指導)

第五十条 資金移動業者は、資金移動業の一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(利用者の保護等に関する措置)





7 政令で定める。  
会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、外国資金移動業者である資金移動業者が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（暗号資産交換業者の登録）  
第六十三条の二 暗号資産交換業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行つてはならない。

（登録の申請）  
第六十三条の三 前条の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号及び住所

二 資本金の額

三 暗号資産交換業に係る営業所の名称及び所在地

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

五 外国暗号資産交換業者にあつては、国内における代表者の氏名

六 取り扱う暗号資産の名称

七 暗号資産交換業の内容及び方法

八 暗号資産交換業の内部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所

九 暗号資産交換業を行つているときは、その事業の種類

十 前項の登録申請書には、第六十三条の五第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類、暗号資産交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の拒否）  
第六十三条の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載がある若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 株式会社又は外国暗号資産交換業者（国内に営業所を有する外国会社に限る。）でないもの

二 外国暗号資産交換業者にあつては、国内における代表者（国内に住所を有するものに限る。）のない法人

三 暗号資産交換業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない法人

四 暗号資産交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人

五 この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人

六 暗号資産交換業者をその会員（第八十七条第二号に規定する会員をいう。）とする認定資金決済事業者協会に加入しない法人であつて、当該認定資金決済事業者協会の定款その他の規則（暗号資産交換業の利用者の保護又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

七 暗号資産交換業者が現に用いている商号と同一の商号又は他の暗号資産交換業者と誤認されるおそれのある商号を用いようとする法人

八 暗号資産交換業者が現に用いている商号と同一の商号又は他の暗号資産交換業者と誤認されるおそれのある商号を用いようとする法人

九 この法律、金融商品取引法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

十 他にこの法律、金融商品取引法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

十一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

ハ 次のいずれかに該当する者である法人（外国暗号資産交換業者にあつては、国内における代表者を含む。以下この章において「取締役等」という。）のうち破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

年を経過しない者  
二 この法律、金融商品取引法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ（略）  
二 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（禁止行為）  
第六十三条の九の三 暗号資産交換業者又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。

一（略）  
二 その行う暗号資産交換業務に関する広告をするに際し、虚偽の表示をし、又は暗号資産の性質等について人を誤認させるような表示をする行為  
三 暗号資産交換契約の締結等をするに際し、又はその行う暗号資産交換業務に関する広告をするに際し、支払手段として利用する目的ではなく、専ら利益を図る目的で暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を行うことを助長するような表示をする行為  
四 前三号に掲げるもののほか、暗号資産交換業務の利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

（利用者財産の管理）  
第六十三条の十一 暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業務に関する暗号資産交換業務の利用者の金銭を、自己の金銭と分別して管理し、内閣府令で定めるところにより、信託会社等に信託しなければならない。

二 暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業務に関する暗号資産交換業務の利用者の暗号資産を自己の暗号資産と分別して管理しなければならない。この場合において、当該暗号資産交換業者は、利用者の暗号資産（利用者の利便の確保及び暗号資産交換業務の円滑な遂行を図るために必要なものとして内閣府令で定める要件に該当するものを除く。）を利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める方法で管理しなければならない。

三（略）

（指定暗号資産交換業務紛争解決機関との契約締結義務等）  
第六十三条の十二 暗号資産交換業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定暗号資産交換業務紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種類が暗号資産交換業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合一の指定暗号資産交換業務紛争解決機関との間で暗号資産交換業務に係る手続実施基本契約（第九十九条第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。次項において同じ。）を締結する措置

二 暗号資産交換業者は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する場合、暗号資産交換業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置  
三 解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

一 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。  
（一）銀行法第五十二条の八十三第三項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第百条第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定めた期間

二 第一項第一号に掲げる場合において、同号の一の指定暗号資産交換業務紛争解決機関の紛争解決業務の廃止が第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第三項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定暗号資産交換業務紛争解決機関の第九十九条第一項の規定による指定が第百条第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定めた期間

三 第一項第二号に掲げる場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき、第九十九条第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定めた期間

四 第一項第二号の「苦情処理措置」とは、利用者からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費生活と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

5 (略)

第六十三条の十四 (報告書)  
暗号資産交換業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、暗号資産交換業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 3 2 第一項の報告書には、財務に関する書類、当該書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。  
第二項の報告書には、暗号資産交換業に関し管理する利用者の金銭の額及び暗号資産の数量を証する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(立入検査等)

第六十三条の十五 内閣総理大臣は、暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、暗号資産交換業者に対し当該暗号資産交換業者の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該暗号資産交換業者から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下この条において同じ。)に対し当該暗号資産交換業者の業務若しくは財産の状況に参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該暗号資産交換業者から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該暗号資産交換業者の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 (略)

(業務改善命令)

第六十三条の十六 内閣総理大臣は、暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、暗号資産交換業者に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第六十三条の十七 内閣総理大臣は、暗号資産交換業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十三条の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて暗号資産交換業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十三条の五第一項各号に該当することとなつたとき。  
二 不正の手段により第六十三条の二の登録を受けたとき。  
三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。  
2 内閣総理大臣は、暗号資産交換業者の営業所の所在地を確知できないとき、又は暗号資産交換業者を代表する取締役若しくは執行役(外国暗号資産交換業者である暗号資産交換業者にあつては、国内における代表者)の所在を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該暗号資産交換業者から申出がないときは、当該暗号資産交換業者の第六十三条の二の登録を取り消すことができる。

(廃止の届出等)

第六十三条の二十 暗号資産交換業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。  
一 暗号資産交換業の全部又は一部を廃止したとき。  
二 暗号資産交換業者について破産手続開始の申立て等が行われたとき。

3 2 (略)

暗号資産交換業者は、暗号資産交換業の全部若しくは一部の廃止をし、暗号資産交換業の全部若しくは一部の譲渡をし、合併(当該暗号資産交換業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。)をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、又は会社分割による暗号資産交換業の全部若しくは一部の承継をさせようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、全ての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

5 4 暗号資産交換業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。  
暗号資産交換業者は、第三項の規定による公告をした場合(事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該業務の承継に係る公告をした場合を除く。)



には、廃止しようとする暗号資産交換業として行う暗号資産の交換等に関し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該暗号資産交換業に関し管理する利用者の財産を速やかに返還し、又は利用者に移転しなければならない。及び第三項の規定は、暗号資産交換業者（外国暗号資産交換業者を除く。）が電子公告（同法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。次項において同じ。）により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、外国暗号資産交換業者が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第六十四条（資金清算機関の免許等）  
（略）  
資金清算業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行つてはならない。

第六十五条（免許の申請）  
前条第一項の免許を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称及び住所
- 二 営業所又は事務所の名称及び所在地
- 三 略
- 四 略
- 五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称
- 六 前項の免許申請書に定める事項
- 二 次条第二項各号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面
- 一 定款
- 二 登記事項証明書
- 三 業務方法書
- 四 貸借対照表及び損益計算書
- 五 貸借対照表及び損益計算書
- 六 収支の見込みを記載した書類
- 七 その他内閣府令で定める書類

第六十六条（免許の基準）  
内閣総理大臣は、前条第一項の免許の申請があつたときは、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、資金清算業を適正かつ確実に遂行するために十分であること。
- 二 資金清算業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、資金清算業に係る収支の見込みが良好であること。
- 二 内閣総理大臣は、免許申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は免許申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。
- 一 株式会社又は一般社団法人（これらの者が次に掲げる機関を置く場合に限る。）でないもの
- イ 取締役会又は理事会
- ロ 略
- 二 略

二 略  
三 略  
四 略  
この法律若しくは銀行法等又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる若しくはその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人  
取締役等（取締役若しくは監査役若しくは会計参与又は理事若しくは監事をいう。以下この章において同じ。）のうち次に次のいずれかに該当する者のある法

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ この法律、銀行法等、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ （略）

第六十七條（略）

2 資金清算機関の取締役等が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

3 内閣総理大臣は、資金清算機関の取締役等が法令又は法令に基づく行政官庁の処分に違反したときは、当該資金清算機関に対し、当該取締役等の解任を命ずることができらる。

第六十九條（業務の制限）

2 資金清算機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第七十四條（秘密保持義務等）

2 資金清算業又はこれに関連する業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。次項において同じ。）若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、

2・3 （略）

第七十六條（定款又は業務方法書の変更の認可）  
第七十六條 資金清算機関は、定款又は業務方法書を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第八十條（立入検査等）

2 内閣総理大臣は、資金清算業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、資金清算機関に対し当該資金清算機関の業務若しくは財産に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該資金清算機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 （略）

第八十一條（業務改善命令）

2 内閣総理大臣は、資金清算業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、資金清算機関に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第八十二條（免許の取消し等）

2 内閣総理大臣は、資金清算機関がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、第六十四條第一項の免許若しくは第六十九條第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその取締役等の解任を命ずることができる。

第八十七條（認定資金決済事業者協会の認定）

2 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前払式支払手段発行者、資金移動業者又は暗号資産交換業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、その申請により、次条に規定する業務（以下この章において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

きる。

- 一・二 (略)
- 三 認定業務を適正かつ確実にを行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。
- 四 認定業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。

第八十八条 (認定資金決済事業者協会の業務)  
認定資金決済事業者協会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 三 (略)
- 四 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査
- 五 八 (略)

(会員名簿の縦覧等)

- 2 第八十九条 認定資金決済事業者協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 3 認定資金決済事業者協会でない者は、その名称中に、認定資金決済事業者協会と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- 3 認定資金決済事業者協会の会員でない者は、その名称中に、認定資金決済事業者協会の会員と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(会員に関する情報の利用者への周知等)

- 2 第九十条 前払式支払手段発行者をその会員とする認定資金決済事業者協会は、前払式支払手段発行者である会員から第十三条第一項第四号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項について当該前払式支払手段の利用者への周知を求められた場合には、当該事項を当該前払式支払手段の利用者に周知しなければならない。
- 2 (略)

(利用者からの苦情に関する対応)

- 2 第九十一条 (略)
- 2 認定資金決済事業者協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 会員は、認定資金決済事業者協会から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
- 4 認定資金決済事業者協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。
- 5 第一項の規定は、認定資金決済事業者協会が第九十九条第一項の規定による指定を受けている場合において、第一項の申出が当該指定に係る紛争解決等業務の種類に関する苦情に係るものであるときは、適用しない。

(認定資金決済事業者協会への報告等)

- 2 第九十二条 (略)
- 2 認定資金決済事業者協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、当該情報を提供しなければならない。

(秘密保持義務等)

- 2 第九十三条 認定資金決済事業者協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 2 認定資金決済事業者協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た情報を、認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(定款の必要的記載事項)

- 第九十四条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項各号に掲げる事項及び第八十七条第二号に規定する定款の定めのほか、認定資金決済事業者協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第八十八条第三号の規則に違反した会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

(立入検査等)

第九十五条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定資金決済事業者協会に対し、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第九十六条 内閣総理大臣は、認定業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定資金決済事業者協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、認定資金決済事業者協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(公告)

第九十八条 内閣総理大臣は、第八十七条の規定による認定をしたとき、又は第九十六条第二項の規定により当該認定を取り消したとき、若しくはその業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第九十九条 (紛争解決等業務を行う者の指定)

一 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号二において同じ。)であること。

二 次条第一項の規定によりこの項の指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消の日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律、銀行法等若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 次条第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された者であつた者でその取消の日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消の日前一月以内にその法人の役員(外国の法令上これと同様に扱われている者を含む)ニに処せられた者、銀行法等若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられた者、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ この法律、銀行法等若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられた者、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあること。

六 紛争解決等業務の実施に關する規程(以下この章において「業務規程」という。)が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

七 紛争解決等業務の執行に關する規程(以下この章において「業務規程」という。)が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、資金移動業等関係業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

九 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第一号第一項において読み替へて準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。)に該

当していることについて、あらかじめ、紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

十 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

十一 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

十二 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

十三 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

十四 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

十五 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

十六 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

- (指定の取消し等)
- 第百条 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 前条第一項第二号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。
  - 二 不正の手段により前条第一項の規定による指定を受けたとき。
  - 三 法令又は法令に基づく処分違反したとき。
- 2 略
- 4 (略)

(指定紛争解決機関に関する銀行法の規定の準用)

第百一条 銀行法第二条第二十二項から第二十五項まで及び第五十二条の六十三から第五十二条の八十三までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。次項において「銀行法規定」という。)は、指定紛争解決機関について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

銀行業務関連連苦情	資金移動業等関連連苦情
銀行業務関連連紛争	資金移動業等関連連紛争
加入銀行	加入資金移動業等関係業者
顧客	利用者

2 銀行法規定を指定紛争解決機関について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる銀行法規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十二条の六十三第一項	前条第一項	資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第十九条第一項
	次に掲げる事項	指定を受けようとする紛争解決等業務の種別(同法第二条第十五項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。第五十二条の七十三第三項第二号において同じ。)及び次に掲げる事項
第五十二条の六十三第二項第一号	前条第一項第三号	資金決済に関する法律第九十九条第二項
第五十二条の六十三第二項第六号	前条第二項	資金決済に関する法律第九十九条第三号
第五十二条の七十三第三項第二号	銀行業務	紛争解決等業務の種別が資金移動業務(資金決済に関する法律第二条第十五項に規定する資金移動業務をいう。)である場合にあつては為替取引に係る業務(紛争解決等業務の種別が暗号資産交換業務(同項に規定する暗号資産交換業務をいう。)である場合にあつては同条第七項各号に掲げる行為に係る業務)
第五十二条の七十四第二項	第五十二条の六十二第一項の規定による指定が第五十二条の八十四第一項	資金決済に関する法律第九十九条第一項の規定による指定が同法第百条第一項
第五十二条の八十二第二項第一号	第五十二条の八十四第三項	同法第百条第三項
	第五十二条の六十二第一項第五号	資金決済に関する法律第九十九条第一項第五号

- (検査職員の証明書の携帯)
- 第百二条 (略)
- 2 前項に規定する各規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第百十五条 法人(人格のない社団又は財団であつて代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第九号（第一号を除く。） 二億円以下の罰金刑

三・四（略）  
2 人格のない社団又は財団については前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九号 次（略）  
第九号 次（略）

二 正当な理由がないのに第八十九号第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者

第九号 次（略）  
第九号 次（略）

二 第十四号 次（略）  
第十四号 次（略）

○ 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）（抄）

第九号 次（略）  
第九号 次（略）

一 第九号 次（略）  
第九号 次（略）

一 第九号 次（略）  
第九号 次（略）

一 第九号 次（略）  
第九号 次（略）

一 第九号 次（略）  
第九号 次（略）

一 第九号 次（略）  
第九号 次（略）

一 第九号 次（略）  
第九号 次（略）

一 第九号 次（略）  
第九号 次（略）

一 第九号 次（略）  
第九号 次（略）

一 第九号 次（略）  
第九号 次（略）

一 第九号 次（略）  
第九号 次（略）

一 第九号 次（略）  
第九号 次（略）

一 第九号 次（略）  
第九号 次（略）

一 第九号 次（略）  
第九号 次（略）

一 第九号 次（略）  
第九号 次（略）

一 第九号 次（略）  
第九号 次（略）

一 第九号 次（略）  
第九号 次（略）

一 第九号 次（略）  
第九号 次（略）

一 第九号 次（略）  
第九号 次（略）

一 第九号 次（略）  
第九号 次（略）